

乙訓環境衛生組合  
ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る  
環境影響評価方法書  
【要約書】

令和8年3月  
乙訓環境衛生組合



# 目 次

## 第 1 章 事業計画概要

1-1 事業者の氏名及び住所.....	1-1
1-2 対象事業の名称 .....	1-1
1-3 対象事業の目的及び内容 .....	1-1
1-3-1 対象事業の目的.....	1-1
1-3-2 対象事業の内容.....	1-3

## 第 2 章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲 .....	2-1
2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況.....	2-5
2-2-1 自然的状況.....	2-5
2-2-2 社会的・文化的状況.....	2-16

## 第 3 章 計画段階環境配慮書の概要

3-1 計画段階配慮書における検討.....	3-1
3-1-1 予測及び評価の結果.....	3-3
3-2 総合評価.....	3-20

## 第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

<b>4-1 配慮書の公告及び縦覧等</b> .....	<b>4-1</b>
4-1-1 公告 .....	4-1
4-1-2 縦覧 .....	4-1
4-1-3 意見書 .....	4-3
<b>4-2 配慮書についての知事の意見及び事業者(本組合)の見解</b> .....	<b>4-4</b>
<b>4-3 配慮書についての計画段階関係地域の市町長からの意見及び事業者(本組合)の見解</b> .....	<b>4-7</b>
4-3-1 京都市長の意見及び事業者(本組合)の見解.....	4-7
4-3-2 長岡京市長の意見及び事業者(本組合)の見解.....	4-8
4-3-3 八幡市長の意見及び事業者(本組合)の見解.....	4-8

## 第5章 環境影響評価の項目の選定

<b>5-1 環境影響要因の抽出</b> .....	<b>5-1</b>
<b>5-2 環境影響評価の項目の選定</b> .....	<b>5-3</b>

## 第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

<b>6-1 大気環境</b> .....	<b>6-1</b>
6-1-1 大気質.....	6-1
<b>6-2 騒音・振動</b> .....	<b>6-10</b>
6-2-1 騒音.....	6-10
6-2-2 低周波音・超低周波音.....	6-14
6-2-3 振動.....	6-16
<b>6-3 悪臭</b> .....	<b>6-20</b>
6-3-1 悪臭.....	6-20
<b>6-4 水環境</b> .....	<b>6-23</b>
6-4-1 水質汚濁.....	6-23
6-4-2 水の濁り.....	6-25
6-4-3 底質汚染.....	6-28
6-4-4 地下水の水位.....	6-30
<b>6-5 地質・土壌環境</b> .....	<b>6-31</b>
6-5-1 地盤沈下.....	6-31
6-5-2 土壌汚染.....	6-33
<b>6-6 動物</b> .....	<b>6-36</b>
6-6-1 重要な種・注目すべき生息地.....	6-36
<b>6-7 植物</b> .....	<b>6-40</b>
6-7-1 重要な種及び群落.....	6-40
6-7-2 植物生育環境としての土壌.....	6-44
<b>6-8 生態系</b> .....	<b>6-47</b>

6-8-1 地域を特徴づける生態系.....	6-47
<b>6-9 景観.....</b>	<b>6-51</b>
6-9-1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観.....	6-51
6-9-2 人と自然との触れ合いの活動の場.....	6-55
<b>6-10 廃棄物等.....</b>	<b>6-58</b>
6-10-1 廃棄物.....	6-58
6-10-2 建設工事に伴う副産物(残土等).....	6-60
<b>6-11 温室効果ガス等.....</b>	<b>6-61</b>
6-11-1 温室効果ガス(二酸化炭素、メタン等).....	6-61
<b>6-12 文化財、埋蔵文化財包蔵地等.....</b>	<b>6-64</b>
6-12-1 埋蔵文化財包蔵地.....	6-64
<b>6-13 歴史的・文化的景観.....</b>	<b>6-65</b>
6-13-1 主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観.....	6-65

## 第7章 その他規則で定める事項

<b>7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等.....</b>	<b>7-1</b>
<b>7-2 方法書に関する業務の委託先.....</b>	<b>7-1</b>

はじめに

本図書は、京都府環境影響評価条例(平成10年10月16日京都府条例第17号)第9条の規定に基づき作成した「乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業(仮称)に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」という。)である。



## 第1章 事業計画概要

### 1-1 事業者の氏名及び住所

---

名称 : 乙訓環境衛生組合  
代表者の氏名 : 乙訓環境衛生組合 管理者 中小路健吾  
(令和8年4月1日付けで前川光より管理者交代)  
主たる事務所の所在地 : 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

### 1-2 対象事業の名称

---

乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業 (仮称)

### 1-3 対象事業の目的及び内容

#### 1-3-1 対象事業の目的

乙訓環境衛生組合(以下「本組合」という。)では、組合を構成する向日市、長岡京市及び大山崎町(以下「関係市町」という。)の区域内から発生し、本組合へ搬入される一般廃棄物を、現在、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラプラザ、し尿処理施設及び勝竜寺埋立地の各施設により、安全・安定した処理を継続して行っている。ごみ処理施設、リサイクルプラザ、し尿処理施設は京都府乙訓郡大山崎町の本組合敷地内において、プラプラザ及び勝竜寺埋立地は京都府長岡京市勝竜寺の本組合敷地内において運営が行われている。

現在のごみ処理施設(以下「現ごみ処理施設」という。)は、平成26年度から平成29年度の4年間で施工した「ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事」により、稼働目標年次を令和14年度まで延命し、その他の施設については、計画的な定期整備と老朽化等に伴う維持補修により、今日まで安定した処理を継続しているが、安定処理の中核である基幹的設備や建築物の老朽化が進行しており、地震や水害による大規模災害に対する脆弱性も指摘されている。将来にわたり安全・安定した廃棄物処理を継続するとともに、気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムを確保するためには、計画的な各施設の更新・整備に取り組まなければならない。

また、リサイクルプラザのうち粗大ごみ処理設備については、破碎機軸受からのオイル漏れ、コンベヤ類の腐食や建屋躯体壁等の老朽化が進行しており、定期補修工事において老朽化に伴う補修が増加している状況となっていることや受入供給設備などの重要機器が浸水想定水位より低い位置に設置されているため、災害時の対策の検討を踏まえると新たに整備を行う必要がある。

このような状況を踏まえ、本組合では、令和4年3月に「一般廃棄物処理施設整備基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、現ごみ処理施設を更新することにより、新ごみ処理施設では安全性や安定性の向上、低コスト化や低炭素社会に貢献する施設の整備を行う方針とした。

なお、新ごみ処理施設については、リサイクルプラザの粗大ごみ処理設備を合棟として整備する方針としており、選別後の可燃物の搬送の効率化を図る計画としている。

さらに、ごみ処理施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を令和7年3月に策定し、令和15年度の稼働開始を目指し、新施設整備を行うものである。

なお、本組合が京都府乙訓郡大山崎町の敷地内で行っている事業のうち、京都府環境影響評価条例の対象となる事業の位置付けについては図1-1の赤枠内に示すとおりである。新ごみ処理施設は現し尿処理施設の解体後の跡地に整備予定であり、新ごみ処理施設の整備が完了後、現ごみ処理施設を解体することとなっている。

事業のスケジュールは表1-1に示すとおりである。令和6年度を1年目として、6年目から9年目（令和11～14年度）で新ごみ処理施設建設工事を、9年目から10年目（令和14～15年度）で現ごみ処理施設の解体工事及び敷地整備を予定している。

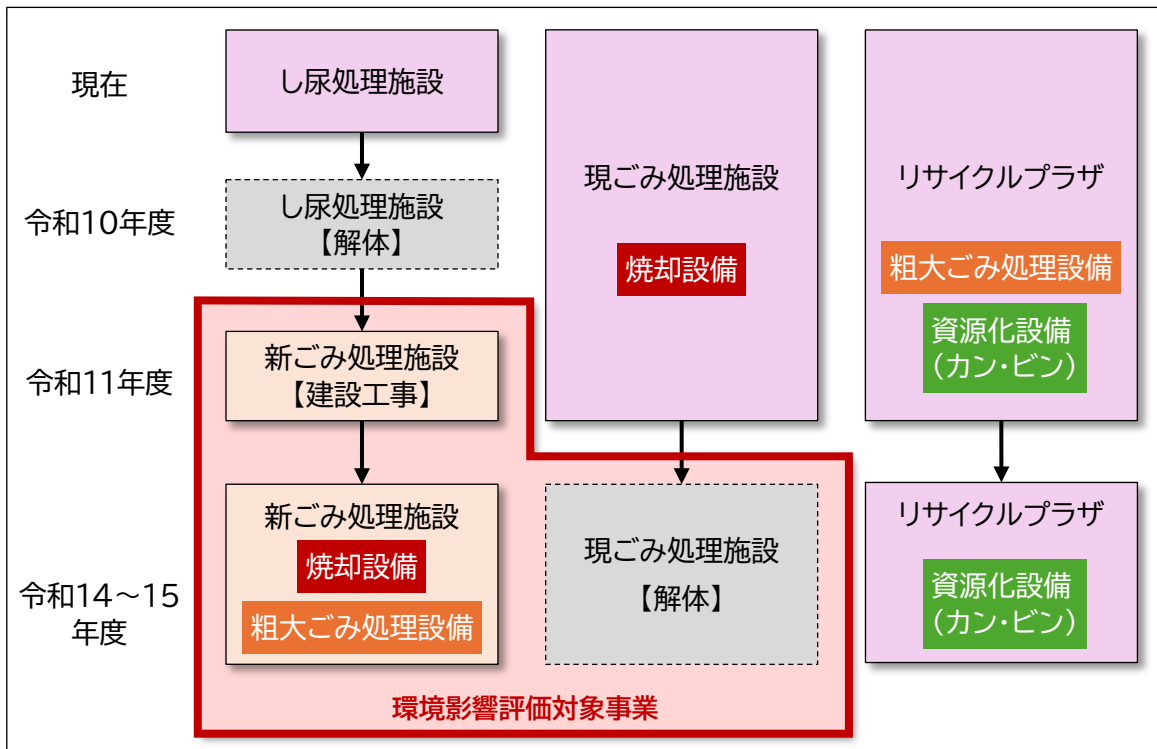


図1-1 対象事業の位置付け

表1-1 事業スケジュール

実施項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
ごみ処理施設環境影響評価	■									
新ごみ処理施設建設工事						■				
現ごみ処理施設の解体工事 敷地整備									■	

※ 計画段階環境配慮書の作成を開始した令和6年度を1年目としている。

1-3-2 対象事業の内容

(1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業

(2) 対象事業及び現施設の規模

対象事業及び現施設の規模を表1-2に示す。

表1-2 対象事業及び現施設の規模

項目	新施設（対象事業による整備予定施設）	現施設
名称	新ごみ処理施設	現ごみ処理施設
規模	焼却設備：123 t /日（61.5t/24h×2 炉） （併設）粗大ごみ処理設備：10.6t/5h	焼却設備：225 t /日（75t/24h×3 炉）

(3) 対象事業が実施されるべき区域

対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）は以下のとおりである。

乙訓環境衛生組合敷地内  
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

対象事業実施区域の位置を図1-2及び図1-3に示す。



図1-2 対象事業実施区域(広域)

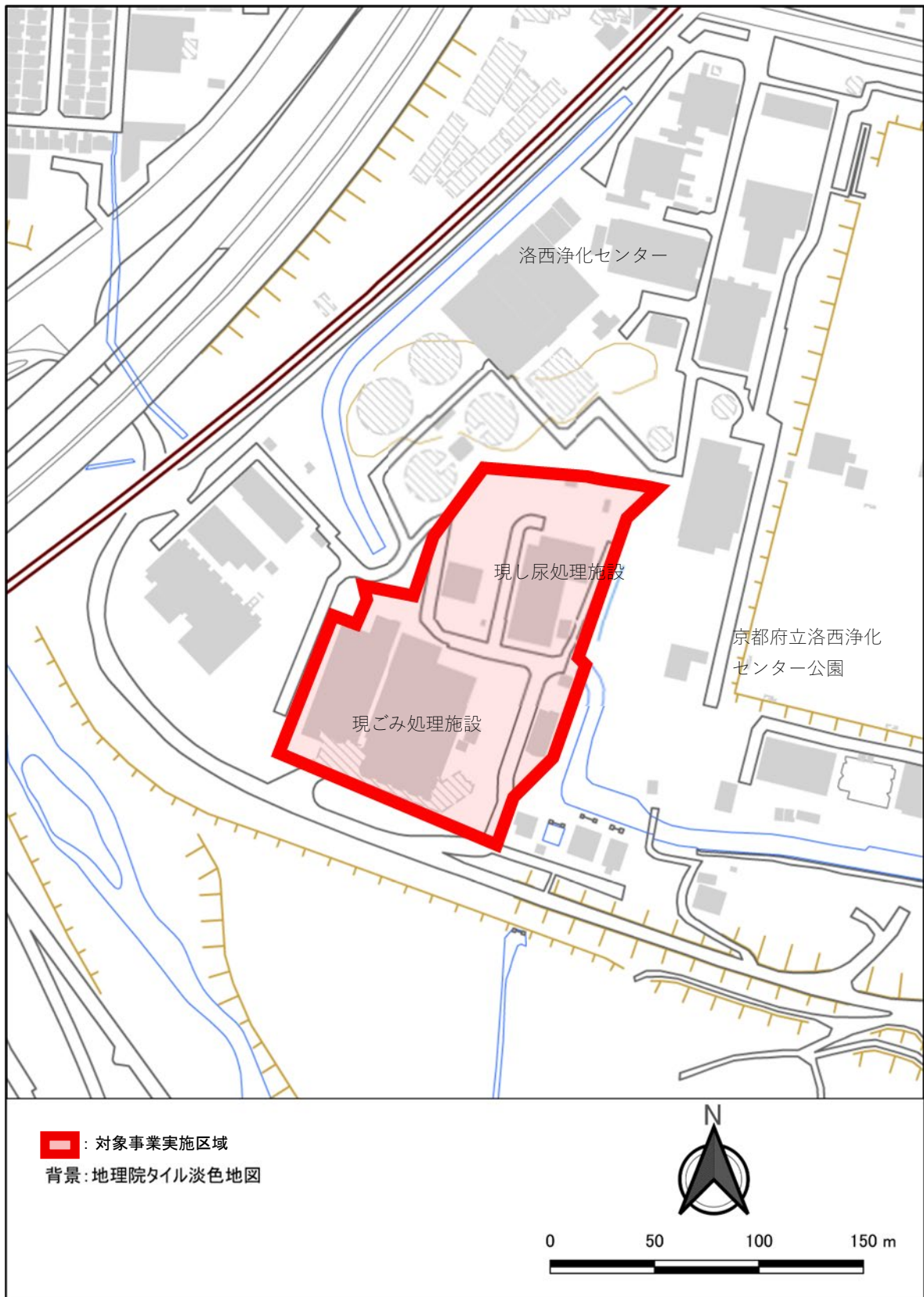


図1-3 対象事業実施区域(拡大)

## (4) 対象事業の位置等に関する検討の状況

## ア. 対象事業実施区域の位置について

ごみ処理の広域化については、平成9年、厚生省が「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、ごみ処理の広域化を推進している。

京都府では、平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」に続き、令和4年9月、府、市町村、一部事務組合、広域連合及び学識経験者で構成する「ごみ処理広域化計画に係る仮ブロック別市町村会議」を開催することとし、新たに設定した4つの仮ブロックでの意見を踏まえて、令和5年12月に「京都府ごみ処理広域化プラン」（以下「府広域化プラン」という。）を策定し、広域化・集約化に関する基本的な考え方を示している。

本組合は、平成11年策定の「京都府ごみ処理広域化計画」においては乙訓ブロックに配置されており、乙訓ブロック内においてはすでに本組合における広域化処理がなされ、目標を達成しているとされている。そのような状況を踏まえ、府広域化プランでは、新たな広域化ブロックが表1-3のとおり設定されている。

表1-3 京都府広域化ブロックの概要

ブロック名	構成市町村等	ごみ焼却施設 （※1）		人口（人） （※3）	面積 （km <sup>2</sup> ）
		施設数	現有能力 （t/日）（※2）		
丹後・中丹	福知山市、舞鶴市、綾部市、京丹後市、宮津与謝環境組合	6	413	280,970	2,086
南丹	亀岡市、船井郡衛生管理組合	1	120	131,619	1,144
京都市	京都市	3	1,600	1,388,807	828
山城	乙訓環境衛生組合、城南衛生管理組合、京田辺市（※4）、木津川市精華町環境施設組合、相楽東部広域連合、枚方京田辺環境施設組合（※4）	6	754	710,098	554
京都府合計	全域	16	2,887	2,511,494	4,612

※1 ここでは、綾部市のRDF化施設を含む。

※2 令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和5年4月現在）

※3 住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

※4 枚方京田辺環境施設組合による新ごみ焼却施設が、令和7（2025）年度末から稼働予定

出典：京都府ごみ処理広域化プラン（令和5年12月）

本組合は山城ブロックに属しているが、木津川市精華町環境施設組合では平成30年から新施設が稼働開始し、京田辺市（枚方京田辺環境施設組合）では現在新施設が建設中、城南衛生管理組合では現在長寿命化工事中である。残る相楽東部広域連合の相楽東部クリーンセンターは平成31年4月から休止中であり処理を民間委託しているが、本組合関係市町と相楽東部広域連合とは山城ブロック内で最も離れており、広域化は地理的な課

題や道路状況から鑑みて非効率的であり現実的ではないことから、対象事業においてはさらなる広域化はせず、本組合単独において事業を推進するものとした。

さらに、事業予定地については、現ごみ処理施設及びリサイクルプラザが、本組合の現し尿処理施設と隣接しており、現し尿処理施設の老朽化に伴う解体事業の実施後に対象事業を実施することにより現し尿処理施設の跡地が用地として確保できることから、本組合の敷地内において事業を実施することが最も効率的であるとの結論に至っている。

なお、敷地内の配置計画については敷地の制約上、事業予定地は現し尿処理施設の跡地のみである。

以上のことから、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）の環境影響評価を行うべき第一種事業に係る一般廃棄物処理施設を整備する対象事業実施区域は、図1-3に示す現し尿処理施設周辺が適地であるとの結論に至っている。

#### イ. 対象事業の規模について

対象事業の施設規模については、令和7年3月策定の基本計画において、排出量の推計及び施設規模の算定を実施しており、焼却設備は123 t/日と算定されている。

$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{ごみ処理焼却処理量（年最大予測量、プラ分別による減量・事業系ごみ増量込み）} \\ &\div \text{稼働率（365日中75日停止としての稼働率：（365-75）\div 365）} \\ &\times \text{災害廃棄物量の見込み10\%} \\ &= 32,438\text{t/年} \div 365\text{日/年} \div 0.7945 \times 1.1 \\ &= 123 \text{ t/日（} 61.5 \text{ t/日} \times 2 \text{ 炉）} \end{aligned}$
---

出典：ごみ処理施設整備基本計画 令和7年3月 乙訓環境衛生組合

施設規模の算定は、令和7年3月時点で最新の環境省通知（「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号、令和6年3月29日）及び「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について（通知）」（環循適発第2409052号、令和6年9月5日））に基づいて算定しており必要最小限な規模である。

## ウ. 事業が実施されるべき区域等の設定

対象事業は、京都府環境影響評価条例に基づき、令和7年7月1日に計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を提出し、同年11月19日に知事意見が送付されている。

配慮書においては、対象事業実施区域及び対象事業の規模は前述したとおりの計画であることから、煙突排ガスによる周辺地域への影響及び景観への影響を考慮して、設定可能な複数案として、煙突高さ及び煙突位置について表1-4のとおりケースを設定し、計画段階配慮事項の検討を行った。検討結果については第3章に詳細を示す。

表1-4 配慮書における複数案

ケース名	煙突高さ	煙突位置
ケース1	59m	施設南側
ケース2	59m	施設北側
ケース3	78m	施設南側
ケース4	78m	施設北側

## (5) 事業実施区域の位置等の決定に係る検討結果

ごみ処理施設の整備にあたっては、煙突排ガスによる周辺地域への影響、煙突が及ぼす景観への影響、及びその他の要因を考慮し、煙突高さは59m、煙突位置は施設南側とする計画である。設定理由を以下に示す。

## a. 煙突高さ

配慮書における将来予測で、煙突高さが59mと78mのいずれの場合も環境基準を下回っており、バックグラウンド濃度と比べて煙突排ガスによる寄与濃度は十分小さく、重大な影響が生じることはないことが示されている。また、煙突高さが59mのほうが寄与濃度は高くなるが、寄与濃度はバックグラウンド濃度と比べて十分小さいため、将来濃度はいずれのケースも同程度になる（検討結果の詳細は第3章を参照）。

景観への影響については、眺望点からの見え方はいずれのケースも同程度であることが示されている（検討結果の詳細は第3章を参照）。

ただし、煙突高さが60mを超えると航空法による航空障害灯等を設置する必要性があり、現ごみ処理施設の煙突高さは59mであることを考慮すると、煙突高さが60mを超えた場合には、近隣からの景観は現状と異なることが明らかである。

以上により、景観への影響を最も低減できる煙突高さとして、現ごみ処理施設と同じ59mを採用することとする。

今後の施設整備においては、環境保全の観点に加え、煙突の色彩やデザイン等に配慮し、地域の景観と調和するよう周辺からの日常的な景観も考慮の上、検討することとする。

## b. 煙突位置

配慮書において煙突位置が施設南側と北側の場合で、煙突排ガスによる影響及び眺望点からの見え方は同程度であることが示されている（検討結果の詳細は第3章を参照）。

現ゴミ処理施設では、搬入車両等が大山崎町道下植野線第40号から進入してから計量機までの距離が短く、年末年始等に搬入車両等が増加した場合に敷地外まで並ぶおそれがあることから、計量機とは離れた敷地内の駐車場等に待機するように案内するなどしており、搬入車両等の動線が複雑となっている。これを回避するため、新ゴミ処理施設では、できるだけ搬入車両等が敷地内で待機できるよう、入口からプラットホームまでの進入動線を長く確保する必要がある、プラットホームは、敷地南側にある入口とは反対にある敷地北側に配置することが望ましい。ゴミ処理施設の構造上、煙突とプラットホームは相対する位置に設置されるため、プラットホームを施設北側に配置した場合、煙突は施設南側となる。（図1-4）

これらの理由から、施設北側に煙突を配置した場合よりも施設南側に煙突を配置したほうが進入動線を長く確保でき、搬入車両が増加する年末年始等において敷地外の大山崎町道下植野線第40号で渋滞することを避けられる。

以上により、煙突位置は施設南側を基本として今後の検討を進めることとする。ただし、今後の検討において、周辺からの日常的な景観も考慮の上、環境影響を考慮した上でより良い煙突位置や効率的な動線がある場合には変更する可能性がある。



出典：地理院タイル淡色地図を加工して作成

図1-4 煙突位置

## (6) 事業計画

新ごみ処理施設の整備を行うにあたり、本組合では令和7年3月に基本計画を策定している。これは、基本構想を基に、新ごみ処理施設に求められる役割を踏まえて、施設規模の算定、公害防止目標、処理方式、余熱利用計画、施設配置及びプラント計画等の基本的事項について整理を行ったものである。

また、配慮書の検討結果等を考慮し、方法書以降の環境影響評価手続きについては、煙突高さ59m及び煙突位置を施設南側とする。

## a. 整備に係る基本方針

新ごみ処理施設では長期にわたり安全・安定した廃棄物処理を継続するとともに、地球環境（温室効果ガスの排出量低減や低炭素化）に配慮し、災害に対して強靱な施設であることなど下記に示す基本方針に基づき、整備することとする。

～施設整備基本方針～
<b>基本方針1 安全・安心な処理を長期的に行える施設</b>
周辺住民の安全と安心を最優先し、安全性と信頼性が高いシステムを選定すると同時に、長期利用を可能とする施設とします。
<b>基本方針2 周辺環境や低炭素社会に配慮した施設</b>
公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷を可能な限り低減するとともに、温室効果ガスの排出量を低減するなど低炭素化を目指した施設とします。
<b>基本方針3 災害時にも稼働を確保できる施設</b>
耐震性(有馬-高槻断層帯による地震など)、耐水性(浸水水位2.0～5.0mなど)に配慮し、災害発生時にも安定的に稼働できる施設とします。
<b>基本方針4 エネルギーの有効利用に貢献する施設</b>
ごみ処理に伴い発生するエネルギーを効率的に活用し、地域の持続可能な社会に貢献する施設とします。
<b>基本方針5 地域に親しまれる施設</b>
施設見学対応等を通じて、環境啓発や情報発信を行う施設とします。また、周辺の景観との調和に配慮した地域住民に親しまれる施設とします。
<b>基本方針6 経済性に優れた施設</b>
建設時のイニシャルコストに加え、運営費・維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮し、経済性に優れた施設とします。

出典：ごみ処理施設整備基本計画 令和7年3月 乙訓環境衛生組合

## b. 事業の規模

新ごみ処理施設の施設規模等の概要については、表1-5に示すとおりである。

施設規模の算出は、表1-6に示すとおりであり、近年（令和2～5年度）の可燃ごみ処理実績を踏まえた推計及び都市計画を考慮した将来人口予測をもとに可燃物の推計を行い、災害廃棄物の処理に必要となる施設規模を踏まえて、施設規模の算定を行った。

表1-5 新ごみ処理施設の施設規模等の概要

項目	内容
種 類	ごみ処理施設
処理方式	焼却方式（ストーカ式）
施設規模	123 t /日（61.5 t /日×2炉）
備 考	（併設）粗大ごみ処理設備

表1-6 新ごみ処理施設の施設規模算出結果

項目	単位	数値	備考
総 人 口	人	152,041	R15推計値
予 測 可 燃 物 量 よ り 算 定	焼却処理量	t/年	32,493 R15可燃物量
	プラ分別による減量	t/年	54.3 R15分別による減量（可燃物分を除く）
	補正焼却処理量	t/年	32,438 R15想定焼却量
	1人1日平均排出量	g/人・日	584.5 可燃物総量を対象として算出
	実稼働率	—	0.7945 75日停止として
	施設規模	t/日	111.9
	災害廃棄物量10%見込み	t/日	<b>123.0</b>
施設規模＝補正焼却処理量（プラ分別による減量込み） $\div$ 実稼働率（365日中75日停止としての稼働率： $(365-75) \div 365$ ） $\times$ 災害廃棄物量の見込み10% $= 32,438\text{t/年} \div 365\text{日/年} \div 0.7945 \times 1.1$ $= 123.0\text{t/日} \Rightarrow 123 \text{ t /日（} 61.5 \text{ t /日} \times 2 \text{ 炉、小数点以下切捨て）}$			

出典：ごみ処理施設整備基本計画 令和7年3月 乙訓環境衛生組合

c. 環境保全計画

① 大気汚染に関する公害防止計画

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められている。

また、工場又は事業場が集合している地域及び現行の排出基準のみでは環境基準の確保が困難である地域においては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場に対し総量規制基準が適用される。大山崎町は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

京都府環境を守り育てる条例においては、大気汚染防止法の対象施設や物質を拡大して規制の強化が図られており、ごみ処理施設に関しては、有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が適用される。

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出に関する規制基準を表1-7～表1-10に示す。

表1-7 硫黄酸化物の規制基準

許容限度	
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q：硫黄酸化物の量（m <sup>3</sup> N/時） K：地域ごとに定められた値（大山崎町2.34） He：補正された排出口の高さ（m） ※Heは、排ガス量や排ガス温度によって異なる。
総量規制基準	$Q = a \times W^{0.85} + r \times a \{ (W + Wi)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q：許容排出量（m <sup>3</sup> N/時） W：昭和53年1月1日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算kL/時） Wi：昭和53年1月1日以後に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算kL/時） a：区域ごとに定める値（山城区域3.2） r：区域ごとに定める値（山城区域0.5） ※すべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計量が0.3kL/h未満の工場等に適用される。

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

出典：大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準（昭和52年京都府告示第610号）

表1-8 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力（1炉）	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が200kg/時以上	2,000～4,000 kg/時	0.08 g/m <sup>3</sup> N
<p>ばいじん量の算出式</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ <p>C：ばいじんの量（g、標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中）                      O<sub>n</sub>：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12）                      O<sub>s</sub>：排出ガス中の酸素濃度（%）                      （当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする）                      C<sub>s</sub>：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）</p>			

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

総量規制										
<p>特定工場に係るばいじんの規制基準は、次に定める算式により算出されたばいじんの量とする。</p> $T = (u_1v_1 + u_2v_2 + \dots + u_nv_n + x_1y_1 + x_2y_2 + \dots + x_my_m) \times z$ <p>この式においてT、u、v、x、y及びzは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>T：排出が許容されるばいじんの量(単位 グラム毎時)                      u：排出ガス中のばいじん濃度(標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通産省令第1号)別表第2(以下この表において「施行規則別表第2」という。)の第2欄に掲げる施設の種別及び施行規則別表第2の第3欄に掲げる規模ごとに定められた施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1立方メートル当たりグラム)。ただし、施行規則別表第2の備考の1でO<sub>n</sub>の値が定まっている施設については、次の算式により算出した標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度(単位 1立方メートル当たりグラム)</p> $u = \frac{21 - O_s}{21 - O_n} u_0$ <p>O<sub>s</sub>：施行規則別表第2の備考の1に掲げるO<sub>n</sub>の値                      O<sub>n</sub>：排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20体積パーセントを超える場合にあつては、20体積パーセントとする。)(単位 百分率)                      u<sub>0</sub>：排出ガス中のばいじんの濃度(標準状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの施行規則別表第2の第4欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1立方メートル当たりグラム)                      v：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量(単位 立方メートル毎時)                      x：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設ごとの標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 1立方メートルにつき0.5グラム                      y：施行規則別表第2の第2欄に掲げる施設以外のばい煙施設の排出口から大気中に排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量(単位 立方メートル毎時)                      z：次の表に掲げる特定工場に設置されている全てのばい煙施設の排出口から排出される標準状態に換算した1時間当たりの排出ガスの量の和の値ごとに定める数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>排出ガスの量の和(単位 立方メートル毎時)</th> <th>z</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,000 未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>40,000 以上 200,000 未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>200,000 以上 500,000 未満</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>500,000 以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      1 この表に掲げる規制基準は、別表第1の1の項に掲げる特定工場に適用する。                      2 ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとする。                      3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。                      4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。</p>	排出ガスの量の和(単位 立方メートル毎時)	z	40,000 未満	0.9	40,000 以上 200,000 未満	0.8	200,000 以上 500,000 未満	0.7	500,000 以上	0.6
排出ガスの量の和(単位 立方メートル毎時)	z									
40,000 未満	0.9									
40,000 以上 200,000 未満	0.8									
200,000 以上 500,000 未満	0.7									
500,000 以上	0.6									

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

表1-9 有害物質(塩化水素)の排出基準

施設	規模	許容限度
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700mg/m <sup>3</sup> N
<p>塩化水素量の算出式</p> $C = \frac{9}{21 - O_s} C_s$ <p>C : 塩化水素の量 (mg、標準状態に換算した排出ガス 1m<sup>3</sup> 中)                      O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)                      C<sub>s</sub> : 日本工業規格 K0107 に定める方法により測定された塩化水素の量 (mg)</p>		

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

表1-10 有害物質(窒素酸化物)の排出基準

施設	規模	許容限度
廃棄物焼却炉 連続炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	250ppm
<p>窒素酸化物量の算出式</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ <p>C : 窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>、標準状態に換算した排出ガス 1 m<sup>3</sup> 中)                      O<sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12)                      O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)                      (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする)                      C<sub>s</sub> : 日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>)</p>		

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

国内での水銀対策として、水銀排出者に対し、排出基準の遵守、水銀濃度の測定等を義務付ける大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）が成立・公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。水銀に係る排出基準を表1-11に示す。

表1-11 水銀の排出基準

施設	規模	排出基準
廃棄物焼却炉 (新規施設)	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	30 μg/m <sup>3</sup> N 以下
<p>水銀量の算出式</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ <p>C : 水銀の量 (μg、標準状態に換算した排出ガス 1m<sup>3</sup> 中)            O<sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 : 12)            O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)            (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする)            C<sub>s</sub> : 排出ガス中の実測水銀濃度 (μg/m<sup>3</sup>N)</p>		

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

京都府環境を守り育てる条例に基づく有害物質排出基準は表1-12に示すとおりである。

表1-12 京都府環境を守り育てる条例に基づく有害物質排出基準

物質名	単位	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	亜鉛として 0.2	亜鉛として 20
アクリルアルデヒド	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.003	0.3
アクリロニトリル	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.07	7
アンチモン及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	アンチモンとして 0.003	アンチモンとして 0.3
アンモニア	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	1	100
塩化水素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.2	20
塩化ビニル	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.1	10
塩素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.03	3
カドミウム及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	カドミウムとして 0.002	カドミウムとして 0.2
キシレン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	3	300
クロム及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	クロムとして 0.002	クロムとして 0.2
クロロホルム	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
シアン化水素及びシアン化合物	mg/m <sup>3</sup> N	シアン化物イオンとして 0.2	シアン化物イオンとして 20
ジクロロメタン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
臭素及びその化合物	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.003	0.3
水銀及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	水銀として 0.002	水銀として 0.2
すず及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	すずとして 0.07	すずとして 7
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	1	100
テトラクロロエチレン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
銅及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	銅として 0.003	銅として 0.3
トリクロロエチレン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
トルエン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	2	200
鉛及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	鉛として 0.003	鉛として 0.3
ニッケル及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	ニッケルとして 0.03	ニッケルとして 3
二硫化炭素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
砒素及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	砒素として 0.02	砒素として 2
フェノール	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.2	20
弗素、弗化水素及び弗化珪素	mg/m <sup>3</sup> N	弗化物イオンとして 0.05	弗化物イオンとして 5
ベンゼン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
ホスゲン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.003	0.3
ホルムアルデヒド	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.02	2
マンガン及びその化合物	mg/m <sup>3</sup> N	マンガンとして 0.01	マンガンとして 1
メタノール	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	7	700
メチルエチルケトン	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	3	300
硫化水素	cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N	0.3	30
硫酸	mg/m <sup>3</sup> N	0.03	3

※1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあつては標準状態に換算した大気1m<sup>3</sup>中の有害物質の量、排出口基準にあつては標準状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中の有害物質の量とする。

※2 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上1.5mの高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

② ダイオキシン類特別措置法による排出基準等

ダイオキシン類特別措置法に基づく、ダイオキシン類については、表1-13のとおり、大気排出基準が定められている。

表1-13 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力（1炉）	基準値
廃棄物焼却炉	火格子面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上ある いは焼却能力が 50kg/時以上	2,000～4,000kg/時	1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
<p>ダイオキシン類の算出式</p> $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$ <p>C : ダイオキシン類の量 (ng-TEQ、標準状態に換算した排出ガス 1 m<sup>3</sup> 中)                      O<sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 : 12)                      O<sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%)                      (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする)                      C<sub>s</sub> : 高分解性ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)</p>			

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表1-14に示す。

表1-14 ダイオキシン類のばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3 ng-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表1-15に示す。

表1-15 ダイオキシン類の水質排出基準

項目	基準値
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

③ 騒音・振動に関する公害防止計画

騒音に関する規制基準値は、騒音規制法及び京都府環境を守り育てる条例において、表1-16のとおり定められている。対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されているため、騒音規制地域の区域に含まれない。そのため、周辺状況を考慮し、表1-17の第3種区域における規制値を自主基準値として設定する。

表1-16 騒音規制法に基づく騒音規制基準

区域の区分	昼間 午前8時～午後6時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
第1種区域	45dB	40dB	40dB
第2種区域	50 (45) dB	45 (40) dB	40dB
第3種区域	65 (60) dB	55 (50) dB	50 (45) dB
第4種区域	70 (65) dB	60 (55) dB	55 (50) dB

※ ( ) 内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用される。現時点では対象事業実施区域は該当しない。

表1-17 騒音規制地域の区分(特定施設)

区域	特定施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

振動に関する規制基準値は、振動規制法及び京都府環境を守り育てる条例において、表1-18のとおり定められている。対象事業実施区域は市街化調整区域に指定されているため、振動規制地域の区域に含まれない。そのため、周辺状況を考慮し、表1-19の第2種区域における規制値を自主基準値として設定する。

表1-18 振動規制法に基づく振動規制基準

区域の区分	昼間 午前8～午後7時	夜間 午後7～午前8時
第1種区域	60 (55) dB	55dB
第2種区域	65 (60) dB	60 (55) dB
※ ( ) 内の数値は、学校、保育園、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内に適用される。現時点では対象事業実施区域は該当しない。		

表1-19 振動規制地域の区分(特定施設)

区域	特定施設の区域
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

## ④ 悪臭に関する公害防止計画

悪臭防止法では、規制地域内における工場や事業場を対象に規制基準の遵守を定め  
ており、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和51年京都府告  
示第20号）により、対象事業実施区域は、表1-20に示す規制区域（A地域）に定められ  
ている。

表1-20 敷地境界における悪臭の規制基準(昭和51年京都府告示第20号)

悪臭物質	単位	許容限度	
		A地域（臭気強度：2.5）	B地域（臭気強度：3.5）
アンモニア	ppm	1	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	ppm	0.003	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	20
酢酸エチル	ppm	3	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	6
トルエン	ppm	10	60
スチレン	ppm	0.4	2
キシレン	ppm	1	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.01

※A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。ただし、京都市については規制地域全域にA地域の規  
制基準が設定される。

※B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農  
業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域と  
して定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（昭和51年1月20日 京都府告示第20号）

## ⑤ 水質に関する公害防止計画

排水については、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表1-21～表1-24に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。なお、現段階では排水量は未定であり今後の施設整備事業において詳細が決定するが、ここでは可能性として排水量が50m<sup>3</sup>以上を想定した排水基準を記載するものとする。また、放流先の詳細についても、今後の施設整備事業において決定するが、本事業実施想定区域は淀川水域に位置し、放流先は淀川水系となることから、淀川水域の排水基準とした。

表1-21 水質汚濁防止法等における基準値(生活環境項目等)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項目	単位	水質汚濁防止法 ※2	水質汚濁防止法に基づく 排水基準に関する条例 ※2※3	京都府環境を 守り育てる条例 ※2※4
水素イオン濃度	—	5.8～8.6 (海域以外)	—	5.8～8.6 (海域以外)
生物化学的酸素要求量	mg/L	160 (日間平均120)	25 (日間平均20)※1	25 (日間平均20)※1
浮遊物質質量	mg/L	200 (日間平均150)	90 (日間平均70)※1	90 (日間平均70)※1
大腸菌数	CFU/mL	日間平均800※1	—	日間平均800※1
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類含有量	mg/L	5	5
	動植物油脂類 含有量	mg/L	30	20
フェノール類含有量	mg/L	5	1	1
銅含有量	mg/L	3	—	3
亜鉛含有量	mg/L	2	—	5
溶解性鉄含有量	mg/L	10	—	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10	—	10
クロム含有量	mg/L	2	—	2
ニッケル含有量	mg/L	—	—	2
窒素含有量※5	mg/L	120 (日間平均60)※1	—	120 (日間平均60)※1
燐含有量※5	mg/L	16 (日間平均8)※1	—	16 (日間平均8)※1

※1 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

※3 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例においては、淀川水域に立地する特定事業場は日平均排水量30m<sup>3</sup>以上が対象となる。

※4 京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。

※5 当該施設からの排水は瀬戸内海に流入する公共用水域に排出するため、窒素含有量及び燐含有量の基準が適用される。

※6 当該施設からの排水は海域及び湖沼には排出されないため、化学的酸素要求量についての排水基準は記載していない。

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年10月18日京都府条例第33号）、京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第11号）に基づき作成

表1-22 水質汚濁防止法等における基準値(有害物質項目)

本事業において適用される排水基準を赤字で示す。

項目	単位	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	—	0.03
シアン化合物	mg/L	1	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	0.5	0.5
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	—	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.2	—	0.2
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	—	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	—	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	—	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	—	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	—	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	—	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	—	0.02
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	—	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	1	—	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	—	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	—	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	—	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	—	0.02
チウラム	mg/L	0.06	—	0.06
シマジン	mg/L	0.03	—	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	—	0.2
ベンゼン	mg/L	0.1	—	0.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	—	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	10 (海域以外)	—	10 (海域以外)
ふっ素及びその化合物	mg/L	8 (海域以外)	—	8 (海域以外)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100	—	100
1, 4-ジオキサン	mg/L	0.5	—	0.5

※1 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

※2 京都府環境を守り育てる条例に基づく排水基準は、淀川・宇治川水域を含むA区域の排水基準を示す。

出典：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年10月18日京都府条例第33号）、京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第11号）に基づき作成

表1-23 特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準(下水道法施行令第9条の4)

項目	単位	基準値
カドミウム	mg/L	0.03以下
シアン	mg/L	1以下
有機燐	mg/L	1以下
鉛	mg/L	0.1以下
六価クロム	mg/L	0.5以下
砒素	mg/L	0.1以下
総水銀	mg/L	0.005以下
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと
P C B	mg/L	0.003以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下
四塩化炭素	mg/L	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下
シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下
チウラム	mg/L	0.06以下
シマジン	mg/L	0.03以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下
ベンゼン	mg/L	0.1以下
セレン	mg/L	0.1以下
ほう素	mg/L	陸水域 10以下 海域 230以下
ふっ素	mg/L	陸水域 8以下 海域 15以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下
フェノール類	mg/L	5以下
銅	mg/L	3以下
亜鉛	mg/L	2以下
溶解性鉄	mg/L	10以下
溶解性マンガン	mg/L	10以下
クロム	mg/L	2以下
ダイオキシン類(※)	pg-TEQ/L	10以下

※ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)を設置する事業場に適用される。

出典：下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)

表1-24 下水道排水基準(大山崎町公共下水道条例)

項目	単位	基準値
水素イオン濃度	—	5以上9未満
生物化学的酸素要求量	mg/L	600未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下

出典：大山崎町下水道条例（昭和56年条例第16号）

⑥ 地球温暖化防止に関する計画

国においては地球温暖化対策計画により2050年カーボンニュートラルの実現を目指しており、京都府においても京都府地球温暖化対策推進計画に基づき、国の法整備やその基幹となる制度、施策、関西広域連合等の広域的な施策、市町村の地域や住民生活に密着した施策も織り込むとともに、府民、企業、地域、NPOなど多様な主体との協働を通じて、脱炭素で持続可能な社会を創造していくための道筋を示し、多様な主体の取組を支え応援するための施策を推進している。また、大山崎町においては、大山崎町地球温暖化対策実行計画を策定し、再生可能エネルギーや新技術の導入等に積極的に取り組むことで、2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指している。

本組合では、第4期乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画を令和4年4月に策定している。計画期間は令和4年度から令和12年度までとし、事務部門と廃棄物部門に分けて目標を設定しており、施設更新に関連する具体的な取組項目として、以下を挙げている。

- ・エネルギー効率の高い設備等を導入することで省エネルギー化を推進すること。
- ・機器類の更新には省エネルギー型の製品を導入すること。
- ・法令等により照度の規定が特にされていない場所では、自然光の活用を努めること。
- ・照明器具を更新する際には高効率照明を導入すること。
- ・環境に関する法令を順守し、環境負荷の低減を図ること。

⑦ 土壌汚染に関する公害防止計画

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を遵守し、適正な土壌管理を行う。

建設工事及び解体工事において3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条に基づき届け出を行う。知事より調査命令が発出された場合には、同法に定める特定有害物質を対象に、適切な土壌汚染状況調査を実施する。

本組合では、令和6年度に指定調査機関にて、自主的に土地利用履歴調査（地歴調査）を実施した。その結果、過去の有害物質の使用履歴や廃棄物の埋設等は確認されず、指定調査機関が汚染の蓋然性は低いと判断している。

ただし、工事に伴い残土を場外搬出する場合は土壌の分析を実施し、適正に処理を行う。

万一、建設工事及び解体工事において汚染が疑われる事象が発生した場合には、直ちに作業を中断し、法及び条例に基づき適切に対応する。

## d. 環境保全目標

新ごみ処理施設は既存施設と同一敷地内に建設されることから、法規制より厳しく設定している既存施設の自主基準値や、同等規模の他団体施設の自主基準値を参考とし環境保全目標を表1-25のとおり定める。なお、同等規模とは100 t/日以上～200 t/日未満のごみ焼却施設であり、詳細は令和7年3月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」に示している。悪臭の自主基準値は表1-20に示す規制基準を遵守する。排水に関しては、プラント排水は排水処理施設を設置し適切に処理し、循環利用を図ることを基本とするが、生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ表1-21～表1-24に示す排水基準を遵守したうえで公共用水域又は下水道へ放流する。

表1-25 新ごみ処理施設環境保全目標

項目		単位	法規制値・ 許容基準値	既存施設の 自主基準値	新施設の 自主基準値
排ガス	ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.08 以下	0.01 以下	0.01 以下
	塩化水素	ppm	約 430 以下	50 以下	50 以下
	硫黄酸化物	ppm (K 値)	(2.34) (※ 1)	(2.34) (※ 1)	50 以下
	窒素酸化物	ppm	250 以下	150 以下	100 以下
	ダイオキシン類	ng-TEQ /m <sup>3</sup> N	0.1 以下	0.1 以下	0.05 以下
	水銀	μg/m <sup>3</sup> N	30 以下 (※2)	50 以下	30 以下
騒音	朝・夕	デシベル	規制区域外	55 以下	55 以下
	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	50 以下	50 以下
振動	昼間	デシベル	規制区域外	65 以下	65 以下
	夜間	デシベル	規制区域外	60 以下	60 以下

※1 硫黄酸化物の濃度は排ガス量や排ガス温度によって異なるが、現ごみ処理施設の濃度基準に換算すると、K値2.34は約906ppmとなる。

※2 水銀の法規制値は平成30年4月1日の時点で現に設置されている施設は50μg/m<sup>3</sup>N、平成30年4月1日以降に設置された施設は30μg/m<sup>3</sup>Nが適用される。

e. 構造基準及び維持管理基準

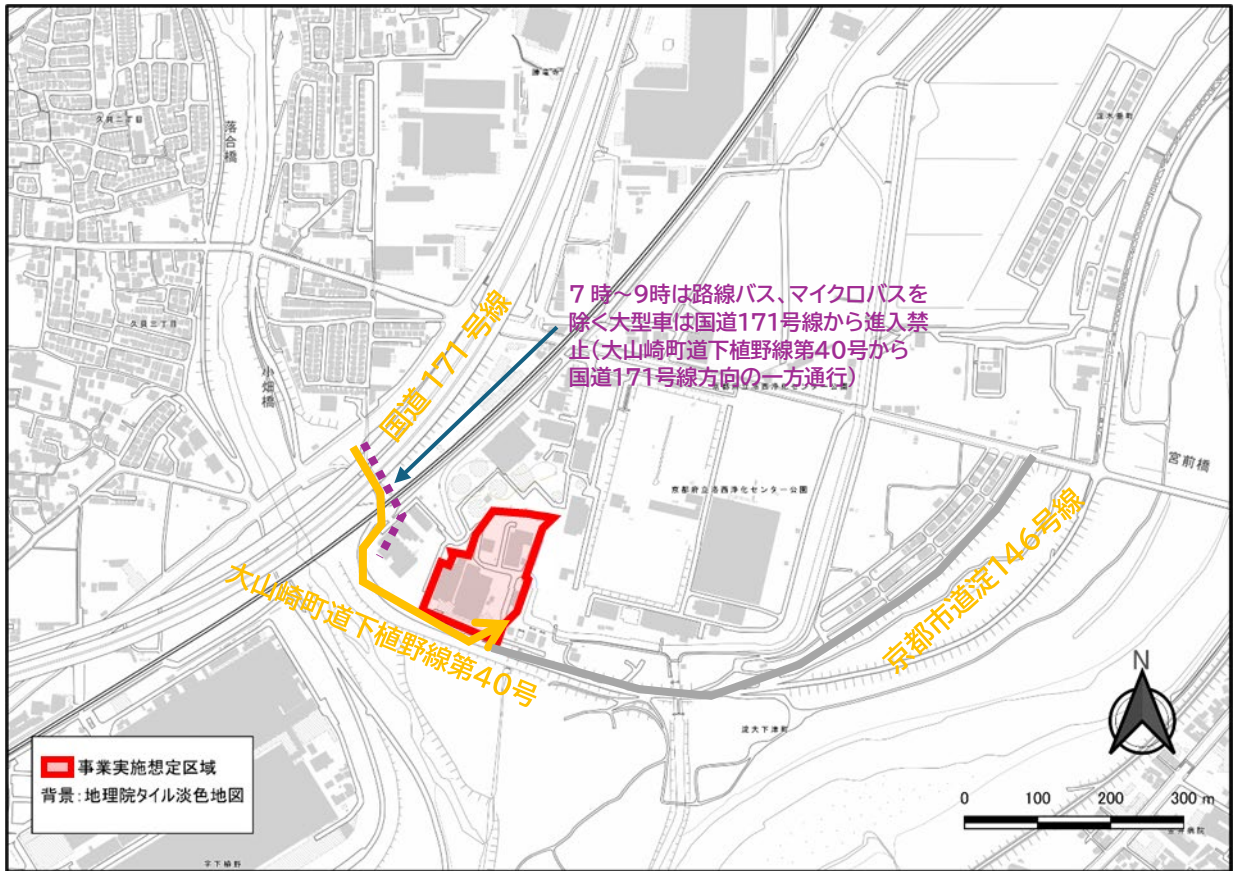
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条の2第1項第1号では、都道府県知事は一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の第4条第1項で定められた一般廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、設置の許可をしてはならないこととされている。対象事業においては、一般廃棄物処理施設の技術上の基準を遵守するものとする。

また、廃棄物処理法第8条の3では、廃棄物処理法施行規則の第4条の5第1項で定められた一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に従い、一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならないとされており、維持管理においてもこれらの基準を遵守するものとする。

f. 運搬車両の主要走行ルート計画

供用時における廃棄物等の運搬車両は、現ごみ処理施設の搬出入と同様に、図1-5に示すとおり国道171号線から大山崎町道下植野線第40号へ進入・退出する計画である。

工事中の運搬車両については、現ごみ処理施設の進入・退出路とは別に敷地への仮設の進入・退出路を今後計画する可能性があるが、原則として国道171号線から大山崎町道下植野線第40号を通行する。ただし、国道171号線から大山崎町道下植野線第40号へ進入するルートには名神高速道路及び東海道新幹線の高架があり、桁下制限3.6mとなっている。また、7時から9時に大型車（路線バス、マイクロバスを除く）は一方通行（大山崎町道下植野線第40号から国道171号線への方向）となる。工事中の運搬車両のうちこれらに該当するものについては、京都市道淀146号線を走行するものとする。



出典：大山崎町道路台帳図02-04D、京都市認定路線網図提供システム  
図1-5 運搬車両の主要走行ルート

**第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況**

2-1 環境影響評価を実施しようとする地域及び地域特性を把握する範囲

対象事業により環境影響を受けるおそれがある地域（以下「調査地域」という。）は、対象事業の実施により及ぼす影響のうち、煙突排ガスの影響が最も広範囲に及ぶと想定されることから、最大着地濃度出現予想距離の地域を十分に包含する事業予定地域周辺を設定した。

煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離については配慮書において簡易予測計算を実施した。予測条件は表2-1～表2-3のとおりである。

計算結果を図2-1に示す。最大着地濃度出現地点は煙突から0.7kmの地点であった。

「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）では、調査対象地域は最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定されているが、現段階では、排ガス量や排ガス処理設備等の詳細が未定であり不確定要素があることから、安全側の予測として廃棄物処理施設生活環境影響調査指針で示されている2倍よりもさらに広い4倍の2.8km（=0.7km×4）を調査地域に設定する。調査地域を図2-2に示す。ただし、予測に用いた気象データは、周辺測定局のデータであり、現地で測定したものではないため、今後、精度を高めるための現地調査を行う計画としている。

調査地域に含まれる市区町は以下のとおりである。市区町村単位で公表されている統計資料等を出典とする地域特性については、該当市区町の全域を範囲として把握した。

- ①大山崎町のほぼ全域
- ②長岡京市の一部
- ③向日市の一部
- ④八幡市の一部
- ⑤京都市伏見区の一部
- ⑥久御山町の一部

表2-1 計画ごみ質(高質ごみ)から推定した各成分の比率

単位：%				単位：%							
ごみ質(高質ごみ)	比率	可燃分内訳(過去10年平均)		c(炭素)	h(水素)	n(窒素)	s(硫黄)	Cl(塩素)	o(酸素)	W(水分)	a(灰分)
水分	28.3										
可燃分	65.4	紙・布類	32.63	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76	28.3	6.3
		プラスチック類	22.27	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.63	2.36	0.30	0.04	0.00	0.01	1.93		
		厨芥類	4.89	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.82		
		可燃性雑物類	0.98	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36		
灰分	6.3										
合計	100.0		65.40	37.68	5.55	0.43	0.02	0.70	21.00	28.3	6.3

※1 計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（令和4年3月、乙訓環境衛生組合）による高質ごみ質とする。

※2 可燃分内訳比率は過去10年平均値（乾ベース）及び計画ごみ質から推計した。

※3 各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量（p.212）を参考値として用いて計算した。

表2-2 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

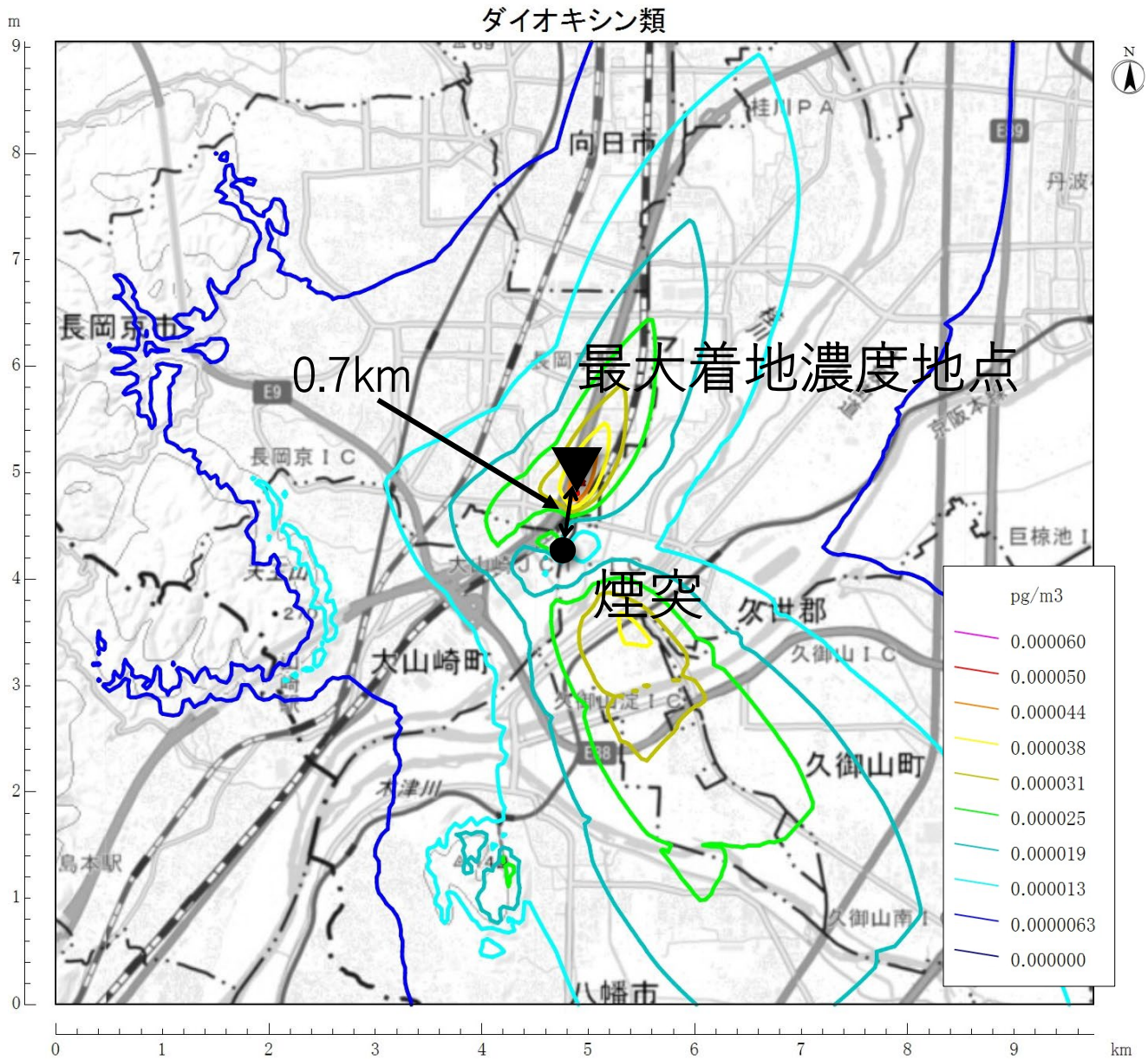
項目	単位	値	計算式
理論空気量L0	(m <sup>3</sup> N/kg)	4.13	8.89c+26.7(h-o/8)+3.33s
空気比 λ	-	1.3	
ごみ1kgあたりのガス量(湿) Vw	(m <sup>3</sup> N/kg)	6.18	1.867c+11.2h+1.244W+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ1kgあたりのガス量(乾) Vd	(m <sup>3</sup> N/kg)	5.21	1.867c+0.7s+0.8n+(λ-0.21)L0
ごみ処理量 A	(kg/h)	5,125	124(t/24h)÷24*1000
<b>排ガス量(湿) 【推定値】</b>	<b>(m<sup>3</sup>N/kg)</b>	<b>31,673</b>	Vw×A
<b>排ガス量(乾) 【推定値】</b>	<b>(m<sup>3</sup>N/kg)</b>	<b>26,701</b>	Vd×A

- ※1 排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)のごみ質推定に従い計算した。
- ※2 空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版)の近年の一般値1.3より設定した。
- ※3 排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある。

表2-3 大気質拡散予測計算の条件

施設規模	123t/24h
煙突高さ	59m
排ガス量(煙突出口)	(湿) 31,673m <sup>3</sup> N/h、(乾) 26,701 m <sup>3</sup> N/h (※1)
排ガス温度	170°C(※2)
ダイオキシン類の排出濃度	0.05ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N(※3)
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度 1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

- ※1 排ガス量は表2-2に示す推定値とする。
- ※2 排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した。
- ※3 ダイオキシン類の排出濃度は、表1-25に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした。



※ 例としてダイオキシン類の拡散予測計算結果を示す。有害物質の排出濃度によって分布濃度は変わるが、最大着地地点の位置については物質に関係なく同一地点となるため、ここではダイオキシン類の拡散予測結果のみを示す。

図2-1 大気質(ダイオキシン類)拡散予測計算結果

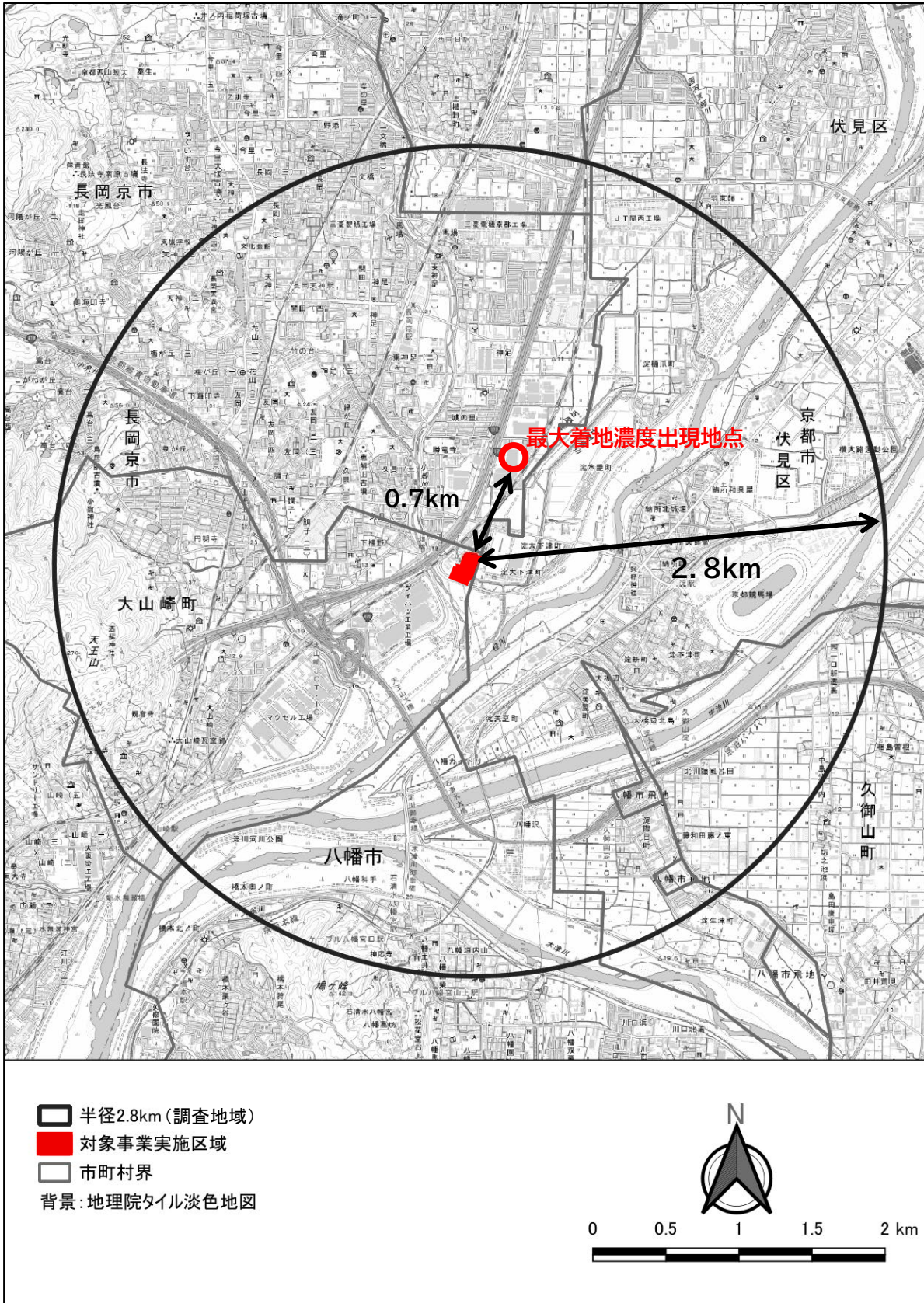


図2-2 調査地域(半径2.8km)

## 2-2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況

---

### 2-2-1 自然的状況

#### (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

##### ア. 気象

対象事業実施区域は瀬戸内気候区に属しており、一般的には温暖な気候とされているが、併せて内陸的な気候の影響も強く、京都盆地の特有の底冷えや酷暑もみられる。

気象庁公表の30年平年値では、降水量は3月～10月で月100mmを超えており、特に6、7月では月200mmを超えている。平均気温は年間平均で15.3℃、年平均風速は1.6m/s、平均日照時間は5.4時間である。

##### イ. 大気質

京都府では、大気汚染防止法に基づき大気環境濃度の常時監視測定を行っており、調査地域においては、一般環境測定局として大山崎町の大山崎測定局があり、自動車排出ガス測定局として大山崎町内の国道171号沿いに国道171号測定局が設置されている。

##### a. 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、調査地域での二酸化硫黄測定結果がないため、最も近い久御山測定局における結果を参考とする。二酸化硫黄は過去3年間（令和3～5年度）において、すべて環境基準を下回っている。

##### b. 窒素酸化物

二酸化窒素は、過去3年間（令和3～5年度）において、いずれの測定局においても環境基準を下回っており、年平均値においては横ばい傾向を示している。

##### c. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、過去3年間（令和3～5年度）において、いずれの測定局においても環境基準を下回っており、年平均値は横ばい傾向である。

##### d. 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、環境基準である昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は年間69日～76日あり、昼間の1時間値の年平均値は横ばい傾向である。調査地域の測定局では、過去3年間（令和3～5年度）で昼間の1時間値が光化学スモッグ注意報の発令される基準0.12ppmを超えた日はない。

乙訓地域では、直近の3年間（令和5～7年度）で令和5年度に1回、令和7年度に1回、光化学スモッグ注意報が発令されている。全国では、令和5年度の光化学スモッグ注意報の発令都道府県数は17都府県、発令延べ日数が45日で、岐阜県において被害の届け出（2人）があった。

e. 微小粒子状物質

微小粒子状物質は、過去3年間（令和3～5年度）において環境基準を下回っている。

f. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、調査地域では調査を実施していないため、最も近い一般環境大気測定局の久御山測定局と同地点で実施した結果を参考とする。過去3年間（令和4～6年度）で環境基準値を下回っている。なお、京都府内においては、このほかに5か所において測定が行われているが、いずれの地点も過去3年間（令和4～6年度）において環境基準を下回っている。

g. 水銀

水銀は、調査地域では調査を実施していないため、最も近い一般環境大気測定局の久御山測定局と同地点で実施した結果を参考とする。過去3年間（令和4～6年度）で指針値<sup>※1</sup>を下回っている。なお、京都府内においては、このほかに1か所(京都市左京区総合庁舎)において測定が行われているが、過去3年間（令和4～6年度）において指針値を下回っている。

ウ. 騒音

a. 自動車騒音

調査地域での自動車騒音の測定結果は、昼間は長岡京市の2か所、夜間は長岡京市の1か所で環境基準を上回っている。また、要請限度<sup>※2</sup>については全時間帯、全地点で下回っている。

b. 環境騒音

大山崎町において、令和4年度に実施された一般環境の騒音測定結果では、1か所において夜間で環境基準を上回っているが、その他の地点においてはすべて環境基準に適合している。

また、久御山町において実施された一般環境の騒音測定結果では、令和2年度で2か所、令和3年度で3か所、令和4年度及び令和5年度で1か所において、夜間の環境基準を上回っている。その他の各年度及び地点においてはすべて環境基準に適合している。

なお、長岡京市、向日市、京都市、八幡市においては環境騒音の測定はない、または公開されていない。

エ. 振動

道路交通振動については府内78か所において測定されているが、調査地域における測定はないため、最も近い久御山町における測定結果を参考とする。該当地点は区域区分がいずれにも該当しないため、要請限度の定めがないが、昼間39dB、夜間38dBと十分低

---

※1 「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について(第7次答申)」(中央環境審議会 平成15年7月)による指針値

※2 道路交通騒音により道路の周辺地域の生活環境が著しく損なわれていると認められるとき、市町村長が道路管理者に対して舗装、修繕等の措置をとるよう要請し、又は県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の基準

い値となっている。

(2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

ア. 河川流況

対象事業実施区域周辺を流れる主な河川は小畑川である。小畑川は対象事業実施区域西側を流れ、対象事業実施区域の南約600m付近で桂川と合流する。桂川は約3.5km下流の三川合流地点で宇治川、木津川と合流し淀川となる。

対象事業実施区域から最も近い国土交通省の水位観測所は桂川の上流にある「納所」で、直線距離は約1.0kmである。過去3年間（令和3～5年度）の水位観測結果では、5月から9月にかけて水位が高くなっている。

イ. 河川の水質に係る状況

調査地域では環境基準点の桂川宮前橋・小畑川小畑橋の2地点で年12回、それ以外の3地点で年4～5回の測定が実施されている。令和5年度において、小畑川小畑橋でpHの基準値超過が10月に1回、大腸菌数の基準値超過が3月に1回あり、桂川宮前橋で5月以外の11回で大腸菌数が基準値超過していたが、それ以外は基準値を下回っている。

また、ダイオキシン類は、小畑川小畑橋において水質と底質が測定されている。過去3年間（令和4～6年度）のダイオキシン類濃度はいずれも環境基準を下回っている。

ウ. 地下水の水質に係る状況

調査地域における地下水水質測定実施内容を表2-4に、地下水水質測定メッシュ番号を図2-3に示す。

京都府では地下水の水質測定を継続して実施しており、府内をメッシュで区切り、メッシュ番号で測定を管理している。調査地域の概況調査は、令和3、4年度に1メッシュ1か所、令和5年度に2メッシュ3か所、継続監視調査は令和3年度に3メッシュ3か所、令和4、5年度に2メッシュ2か所、汚染井戸周辺地区調査は令和3年度に2メッシュ8か所、令和4年度に1メッシュ2か所で実施されている。

概況調査では令和5年度にメッシュ番号6541において2か所のうち1か所で砒素が環境基準を超過している。

継続監視調査では、京都市（メッシュ番号6541）で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、大山崎町（メッシュ番号6540）でクロロエチレンが、令和3～5年度で環境基準を超過している。

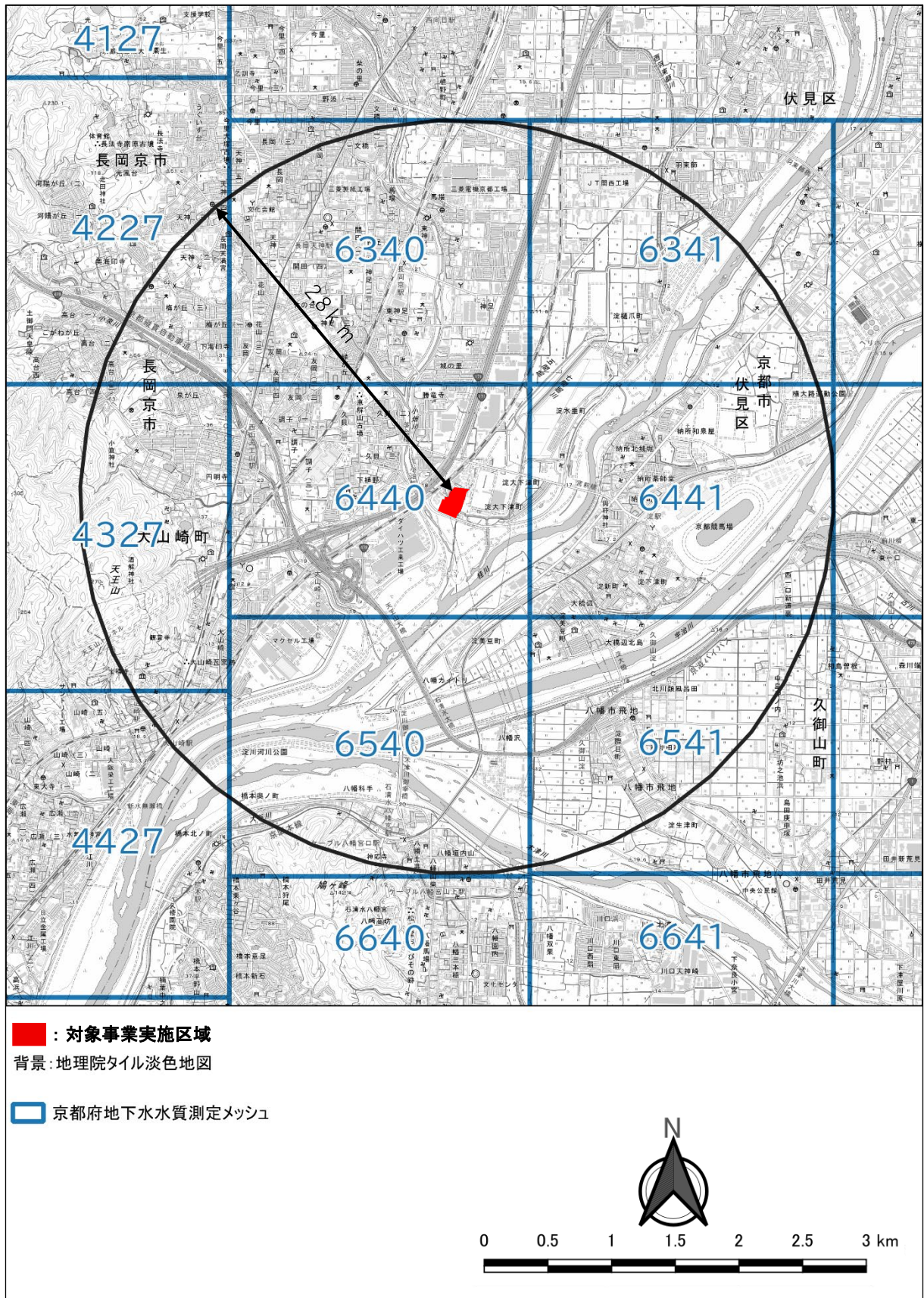
汚染井戸周辺地区調査では、いずれの地点、年度においても環境基準を下回っている。

また、過去3年間（令和3～5年度）の地下水中のダイオキシン類測定結果は、いずれも環境基準を下回っている。

表2-4 調査地域の地下水水質測定実施内容

メッシュ番号	年度								
	R3			R4			R5		
4227									
4327									
4427									
6340			□				○		
6440									
6540		●			●			●	
6341			□	○					
6441	○	●				□			
6541		●			●		○	●	

出典：令和3～5年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）



出典：公共用水域及び地下水の水質測定計画（京都府）

図 2-3 地下水水質測定地点(メッシュ番号)

(3) 土壌及び地盤の状況

ア. 土壌に係る環境の状況

調査地域において土壌汚染が判明している区域は、形質変更時要届出区域の7か所である。このうち最も近い大山崎町下植野小字山王前の区域は、対象事業実施区域より500m程度離れている。なお、京都府内において土壌汚染対策法に基づく要措置区域はない。

過去3年間（令和4～6年度）の土壌中のダイオキシン類測定結果は、調査地域における市区町ではいずれも環境基準を下回っている。

イ. 地盤の状況

「全国地盤環境情報ディレクトリ 令和5年度」（環境省）では、国土地理院、京都府及び京都市の水準測量により京都市南部及び乙訓地区において平成10年度ごろまで沈下の傾向が認められたが、その後は沈静化し回復傾向にあるとされている。

乙訓地区の地下水総採取量は、令和元年度が約30.0千m<sup>3</sup>/日、令和5年度が約28.2千m<sup>3</sup>/日と、この5年間で1.8千m<sup>3</sup>/日減少しており、一時的な増減はあるものの長期的にも減少傾向にある。用途別では、令和元年度では上水道用が約7割を占め、次いで工業用の採取が多かったが、令和5年度においてもその傾向は変わっていない。また、乙訓地区においては、従来は水道水の水源を地下水に依存していたが、長期的な水需要を考慮して平成4年度から京都府営水道乙訓浄水場の建設が着手され、平成12年度から供用開始されたことにより、桂川上流の日吉ダムの安定した水源を確保できている。

同じく「全国地盤環境情報ディレクトリ 令和5年度」（環境省）によると、直近の水準測量調査は、京都府が平成16年度に、京都市が平成29年度に実施しており、府内の単年度最大沈下量は0.12cmで、地盤沈下の調査が開始されてからの最大累計沈下量は19.4cmであり、地盤沈下による被害報告はないとされている。

調査地域に位置する大山崎町では、昭和52年に「大山崎町地下水採取の適正化に関する条例」が制定されており、井戸の新設、掘替えの場合の取水基準などを規制している。

(4) 地形及び地質の状況

ア. 重要な地形

対象事業実施区域は氾濫原低地であり、人工地形分類では盛土地であることから、桂川の氾濫原低地に盛土をして成り立った地形である。対象事業実施区域周辺には桂川及び小畑川の河原・河川敷及び氾濫原低地が分布している。対象事業実施区域の南側には桂川、木津川、宇治川の河原・河川敷、湿地、自然堤防、氾濫原低地など3つの河川によって作られた地形が広がっており、北側は扇状地となっている。

また、重要地形の選定理由は、京都府レッドデータブック地形レッドリストにおいて、「消滅」「消滅危惧」「要注意」「要継続保護」とされているものとした。対象事業実施区域では、木津川の荒州が「要注意」、天王山山塊及び桂川・宇治川・木津川三川合流域が「要継続保護」とされており、「消滅」「消滅危惧」に指定されている地形はない。

イ. 重要な地質

対象事業実施区域周辺は桂川、木津川、宇治川の河川堆積物が広く分布している。調査地域には河川堆積物及び自然堤防堆積物が広く分布しており、北側には段丘堆積物が分布している。

また、重要地質の選定理由は、京都府レッドデータブックの地質レッドリストにおいて、「消滅寸前」「消滅危惧」「要注意」とされているものとした。消滅寸前に指定されているのは西山丘陵の大阪層群、長岡京市光明寺の化石、旧横大路沼の堆積物の3か所である。なお、「消滅危惧」「要注意」に指定されている地質はない。

(5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

ア. 動物

大山崎町においてはイノシシ・ニホンジカが天王山一帯に生息し、捕獲及び防護施設設置等の措置を講じているが、農作物等への被害が発生している。特に、特産物(タケノコ)の被害が地下茎の伸長期から収穫期にかけて発生しており、大山崎町鳥獣被害防止計画(令和4年度)では被害防止対策を講じるとともに、生息地の管理を進めることとしている。ニホンザル・アライグマについては、住居エリアにも出没し、生活環境の保全を阻害しており、アライグマについては、特定外来生物法に基づく大山崎町アライグマ防除実施計画による活動を続けており、京都府策定の第13次鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に基づき、町内全域において捕獲計画を実施している。

長岡京市においては、シカ・イノシシ・カラス・アライグマを対象とし長岡京市鳥獣被害防止計画(令和4年度)が策定されており、被害防止対策を講じるとともに防護柵、侵入防止柵等の設置・維持管理を進めている。

京都市では京都市鳥獣被害防止計画(令和5年度)において京都市全域を対象として、

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ノウサギ・ツキノワグマ・カラス類・ヒヨドリ・ハト類・カワウ・アオサギによる農林水産業への被害軽減目標を設定し、地域ぐるみの年間を通じた自主防除及び有害鳥獣捕獲活動を支援することとしている。

そのほか、向日市ではアライグマによる農作物などへの被害を防ぐための捕獲用の檻の貸出、八幡市では農作物等の被害を防止するためカラス等の害鳥の捕獲、久御山町ではアライグマやヌートリアの防除計画に基づいた防除活動と捕獲檻の貸出を実施している。

動物については、「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）及びレッドリストにより、調査地域に生息する可能性がある重要種を抽出した。

重要種は哺乳類7種、鳥類34種、は虫類8種、両生類11種、淡水魚類23種、昆虫類77種、クモ類2種、甲殻類3種、貝類39種であった。

### イ. 植物

周辺は工場地帯であるが、小畑川沿いに竹林及びヤナギ高木群落がある。また、桂川河川敷には川辺・湿原植生のヨシクラスが存在している。

植物については、「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）及びレッドリストにより、調査地域に分布する可能性がある重要種を抽出した。

重要種はシダ類が76種、種子植物が433種、コケ植物が7種、菌類が7種であった。

### ウ. 生態系

「京都府レッドデータブック2015」（平成27年、京都府）の地域生態系レッドリストでは、府内で貴重な群落としてリスト化された地域生態系群落を、「要特別対策」「要保全対策」「管理維持」の三つのカテゴリーに区分している。

調査地域では、大山崎町の観音寺のシイ群落が「管理維持」に区分されている。

(6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

京都府では、平成19年に京都府景観条例(以下「景観条例」という。)が制定された。

景観条例では平成16年に制定された景観法に基づく施策と地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することを目指している。景観条例第2条において、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して公共事業を実施することとしており、平成30年10月に「京都府公共事業景観形成指針【土木施設編】(案)」(以下「景観指針案」という。)が作成されている。

景観指針案の対象となる事業は、道路・林道、河川・水路、海岸・港湾、砂防・治山、公園であり、地域の良好な景観を「まもる」、地域に応じた景観を「つくる」、そして、地域の景観と調和した施設に「おさめる」の3つの側面に留意し公共施設整備の方針を検討するものとしている。

ア. 景観

調査地域の主な眺望点は、表2-5及び図2-4に示す。

眺望点は、各市町ホームページや観光マップ等から、眺望の状況を現地踏査により確認し、施設が視認可能である主要な地点を抽出した。

表2-5 調査地域の主な眺望点

No.	名称	所在地
1	旗立松展望台	大山崎町
2	青木葉谷展望広場	大山崎町
3	奥の山展望広場	大山崎町
4	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
5	天王山夢ほたる公園	大山崎町
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
7	男山展望台	八幡市

出典：「京・大山崎町まちあるきマップ」、八幡市観光協会HP (2025年11月4日閲覧)

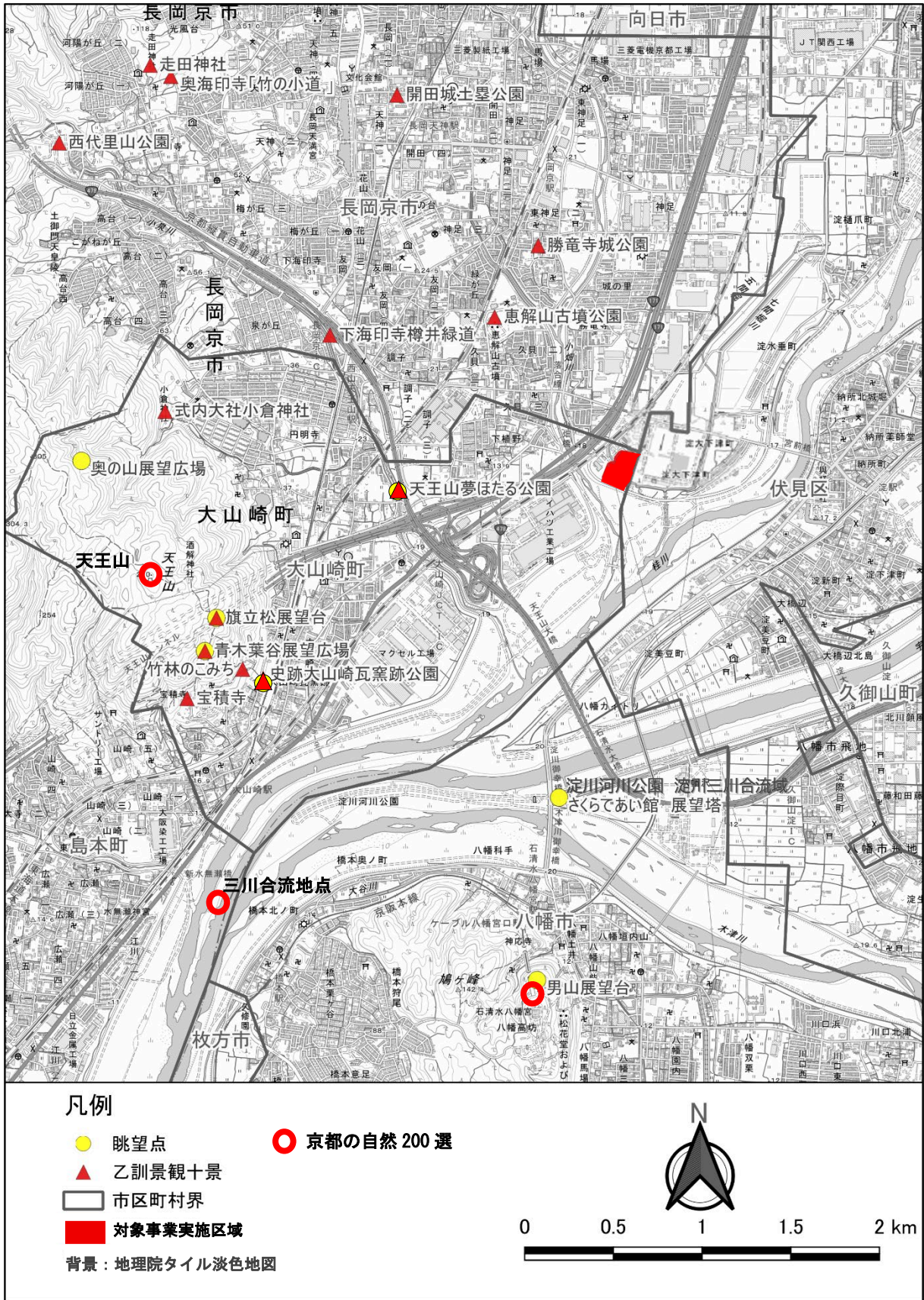


図 2-4 対象事業実施区域周辺の主な眺望点及び景観資源

### イ. 人と自然との触れ合いの活動の状況

対象事業実施区域に最も近いのは隣接する洛西浄化センター（図2-24の68番）である。同センターには、水処理施設の上部空間を利用した公園があり、芝生広場やテニスコート等、憩いの場やスポーツの拠点として親しまれている。

また、淀川河口から三川合流部に及ぶ日本初の国営河川公園である淀川河川公園が広がっている。大山崎町においても野球場、フットサルコート、バーベキュー広場が整備されている。

公園のほかには、天王山に離宮八幡宮、観音寺（山崎聖天）、宝積寺、小倉神社の神社・仏閣やアサヒグループ大山崎山荘美術館、大山崎町歴史資料館といった文化・観光施設が立地しており、文化・観光施設、史跡、展望台、山頂等を巡るハイキングコースが設定され、府内外からの観光客も多く、小中学生の体験学習の場としても利用されている。

### （7）その他の事項

調査地域の市区町における典型7公害に関する公害苦情件数は、過去3年間（令和3～5年度）において合計苦情件数が最も多い項目は騒音（207件）、次いで大気汚染（148件）となっている。なお、地盤沈下に関する苦情の報告はない。過去3年間（令和3～5年度）の市区町ごとの合計苦情件数が最も多いのは八幡市で159件、最も少ないのが大山崎町の24件である。

## 2-2-2 社会的・文化的状況

### (1) 人口及び産業の状況

#### ア. 人口・世帯数等

令和6年10月1日現在、調査地域で最も人口が多いのは、京都市伏見区で約27万人、最も少ないのは久御山町の約1.5万人である。過去5年間（令和2～6年度）では、向日市・八幡市・京都市伏見区・久御山町は減少傾向であり、長岡京市・大山崎町は増加傾向にある。

令和6年10月1日現在、調査地域で最も世帯数が多いのは、京都市伏見区で約13万世帯、最も少ないのは大山崎町の約7千世帯である。過去5年間（令和2～6年度）では6市区町とも世帯数は増加傾向にある。

令和6年10月1日現在、調査地域で人口密度が最も高いのは、向日市で1km<sup>2</sup>あたり約7千人、次いで京都市伏見区、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町の順となっている。

#### イ. 産業の状況

調査地域の産業別事業所数は、久御山町を除く市町でサービス業が最も多いが、久御山町では製造業が最も多くなっている。

調査地域の産業別従業者数は、向日市ではサービス業が最も多く、長岡京市、京都市伏見区も平成26年調査まではサービス業が最も多かった。平成28年調査以降は長岡京市、大山崎町、久御山町では製造業が最も多く、京都市伏見区、八幡市では卸売・小売業が最も多い。

### (2) 行政区画の状況

対象事業実施区域のある大山崎町は、京都府の西側の大阪府との境界に位置している。対象事業実施区域は大山崎町と長岡京市の境界付近にあり、京都市と隣接している。

### (3) 土地利用の状況

土地利用状況は、久御山町を除く5市区町では宅地が占める割合が最も大きいですが、久御山町は田が占める割合が最も多い。向日市、八幡市は次いで田が多く、長岡京市、大山崎町、京都市伏見区は山林が次いで多く、久御山町は次いで宅地が多くなっている。

対象事業実施区域は、大山崎町都市計画マスタープラン（2014改訂）で資源循環リードゾーンに位置付けられ、洛西浄化センターとあわせてごみの有効利用、廃棄物処理の排熱利用、コ・ジェネレーション等、地域の資源循環をリードする機能の立地を図るものとしている。資源循環リードゾーンの周辺には活力産業ゾーンとして工業地域があり、東海道新幹線と名神高速道路から北及び西側は市街地住宅ゾーンとなっている。

(4) 河川、湖沼及び地下水利用状況

ア. 水面利用、その他の水利用の状況

調査地域の水道事業は、京都市を除く5市町において深井戸及び浄水受水を主な水源としている。

大山崎町ではかつて上水道を地下水取水に依存していたものの、人口増加により水源の質・量を恒久的に確保することが困難であることから、平成12年より桂川上流の日吉ダムを水源とする京都府営水道（乙訓浄水場）の受水を開始し、地下水を水源とする自己水と京都府営水道受水による供給を現在も継続している。対象事業実施区域における地下水取水量は、本組合では直近5年間（令和元～5年度）で毎年、約77千 $m^3$ ～91千 $m^3$ の地下水取水がある。

イ. 漁業権の設定状況

調査地域の淀川水系では、あゆ、こい、ふな、はえ、うなぎ、ます類の内水面漁業が行われている。桂川下流では京淀川漁業協同組合が、木津川では木津川漁業協同組合が漁業権者である。

(5) 交通の状況

ア. 道路

対象事業実施区域周辺には、名神高速道路、京都縦貫自動車道等の高速道路が走っており、近隣には大山崎JCTがあり、大阪と京都・名古屋を結ぶ主要交通の要所である。24時間の交通量は名神高速道路の京都南から大山崎JCTで約86,000台が走行している。一般道では、国道171号線が縦断し、国道478号線から淀川対岸の八幡市方面へ連絡している。

イ. 鉄道

対象事業実施区域周辺には、JR京都線及び阪急電鉄京都線が縦断しており、JR長岡京駅、阪急西山天王山駅及び長岡天神駅が立地し、住民の日常生活の足として利用されている。また、桂川の対岸には京阪電鉄の淀駅がある。

一方、名神高速道路と並行して東海道新幹線が走っており、対象事業実施区域から新幹線の高架までの直線距離は100m程度である。

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

### (6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

#### ア. 学校

調査地域には、59の学校等がある。対象事業実施区域から最も近い施設は「いしはら保育室 長岡京」であり、直線距離で約1 kmの位置にある。

#### イ. 病院・福祉施設・文化施設

調査地域には、74の病院・診療所、21の福祉施設、35の文化施設がある。対象事業実施区域から最も近い病院はダイハツ工業株式会社京都工場診療所であり、直線距離で約500mの位置にある。

#### ウ. 住宅

対象事業実施区域周辺は工業地域であり、名神高速道路より北西側及び京都市道淀146号線沿いには住宅街があるものの、対象事業実施区域に隣接した住宅はない。図2-5に示すように名神高速道路の北西側に位置する住宅街からは約300m、京都市道淀146号線沿いの住宅街からは約450m離れている。

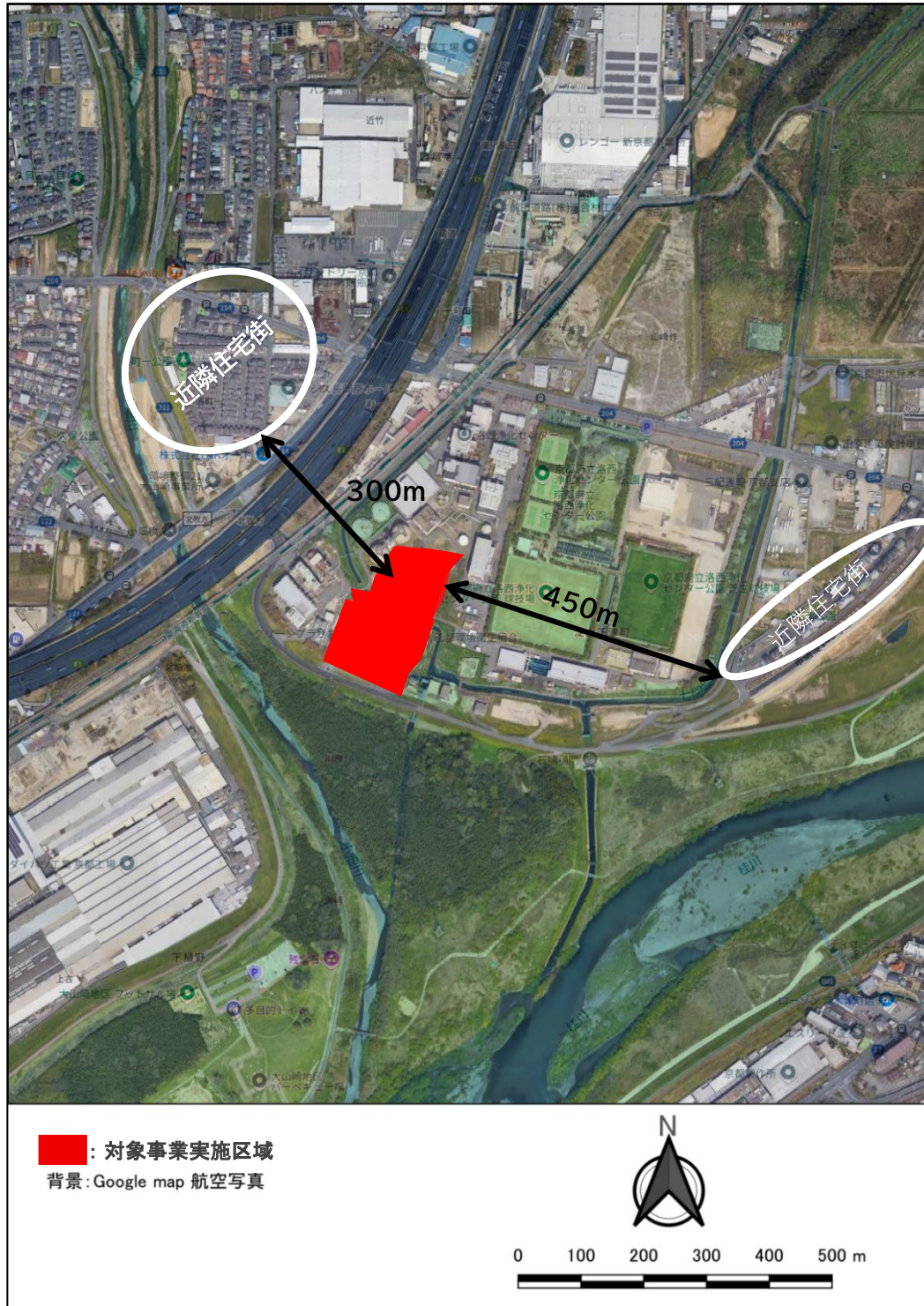


図2-5 対象事業実施区域と近隣住宅街との位置関係

(7) 上水道及び下水道の整備状況

ア. 上水道

調査地域の上水道の給水普及率は、京都市、久御山町を除き100%となっている。

イ. 下水道

調査地域の下水道普及率は、向日市が100%、長岡京市、大山崎町、八幡市が99.9%、京都市が99.5%、久御山町が99.8%となっている。

(8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況その他の土地利用計画

ア. 用途地域の指定状況

対象事業実施区域は市街化調整区域にあり、小畑川を挟んだ対岸は工業地域及び準工業地域である。

(9) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

調査地域及び対象事業実施区域において、環境法令等による地域・区域等の指定状況を表2-6に示す。

表2-6 環境法令等による地域・区域等の指定状況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
a. 生活環境に係る法令等				
大気汚染防止法	硫黄酸化物の総量規制地域	○	○	工場又は事業場が集合している地域で、大気汚染防止法に定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。 調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。
	窒素酸化物の総量規制地域	×	×	—
騒音規制法	騒音に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、調査地域の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
振動規制法	振動に関する規制基準を適用する指定地域	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域であるため、規制基準の適用はないが、調査地域の用途地域では各地域別の規制基準が適用される。
悪臭防止法	悪臭に関する規制基準を適用する指定地域	○	○	対象事業実施区域は、全て指定された地域内に存在し A 地域の規制基準が適用される。
水質汚濁防止法	水質総量削減の対象となる指定地域	○	○	対象事業実施区域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に係りのある地域として指定された指定地域内に存在する。指定地域では、特定事業場で排水量が50m <sup>3</sup> /日以上のもので総量規制基準が定められている。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法対象区域	○	○	対象事業実施区域は関係府県の区域として指定された区域内に存在する。関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。
湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼及び指定地域	×	×	—
土壌汚染対策法	要措置区域及び形質変更時届出区域	×	○	調査地域には形質変更時届出区域が存在する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（廃棄物の最終処分場跡地等）	×	○	調査地域には指定区域（廃棄物の最終処分場跡地等）が存在する。
工業用水法	地下水の採取に関する指定地域	×	×	—
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	建築物用地下水の採取を規制する地域	×	×	—
京都府環境を守り育てる条例	ばい煙に係る規制基準	○	○	対象事業実施区域及び調査地域は総量規制基準（ばいじん）、有害物質に係る規制基準が適用される。
	汚水に係る規制基準	○	○	対象事業実施区域は淀川・宇治川水域を含む A 区域の規制基準が適用される。また、調査地域は淀川・宇治川水域及び木津川水域を含む A 区域の規制基準が適用される。
	騒音に係る規制基準	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域のため、騒音規制区域には該当しないが、調査地域には該当する地域が含まれる。
	振動に係る規制基準	×	○	対象事業実施区域は市街化調整区域のため、振動規制区域には該当しないが、調査地域には該当する地域が含まれる。
大山崎町地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	○	○	大山崎町全域では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
向日市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	調査地域である向日市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
長岡京市地下水採取の適正化に関する条例	揚水施設設置基準等及び取水基準	×	○	調査地域である長岡京市では用水施設の設置基準及び取水基準が定められている。
八幡市地下水の採取の届出に関する要綱	揚水施設設置に関する届け出及び報告	×	○	調査地域である八幡市では用水施設の設置及び取水に関して届出及び報告が義務付けられている。
b. 自然環境に係る法令等				
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産及び自然遺産	×	×	—
自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	×	×	—
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域	×	○	調査地域には、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域が存在する。
森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	×	○	調査地域には、保安林及び地域森林計画対象民有林が存在する。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域	×	×	—
京都府地球温暖化対策条例	特定緑化地域	×	○	大山崎町、向日市、長岡京市、八幡市の市街化区域において京都府の緑化促進制度に従い緑化を進める必要がある。
c. 土地利用に係る法令等				
国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○	対象事業実施区域は、市街化調整区域に指定されており、調査地域には、都市地域（市街化区域）、森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	京都近郊緑地保全区域	×	○	京都市、長岡京市、大山崎町の一部が京都近郊緑地保全区域に指定されている。
都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×	—
生産緑地法	生産緑地地区	×	○	調査地域の一部が生産緑地地区に指定されている。
都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	○	調査地域の一部が風致地区に指定されている。
都市計画法	都市計画区域（下水道区域）	○	○	対象事業実施区域は桂川右岸流域下水道の計画処理区域となっている。 調査地域のうち京都市の一部、向日市全域、長岡京市の一部、大山崎町の一部は桂川右岸流域下水道、京都市の一部、八幡市の一部、久御山町の一部は木津川流域下水道の計画処理区域となっている。
砂防法	砂防指定地	×	×	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	調査地域の一部が京都府知事により急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	○	調査地域の一部が土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域に指定されている。
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域	○	○	対象事業実施区域及び調査地域全域が宅地造成等工事規制区域に指定されている。
d.文化財等に係る法令等				
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	×	×	—

第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

法令等	地域・区域等	指定の有無		内容
		対象事業実施区域	調査地域	
文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、無形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区	×	○	調査地域には重要文化財などが点在する。
京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則	京都府指定（登録）有形文化財、京都府登録（指定）有形民俗文化財、京都府指定（登録）史跡、京都府指定（登録）名勝、京都府指定（登録）天然記念物、文化財環境保全地区	×	○	調査地域には文化財などが点在する。
大山崎町文化財保護条例、 久御山町文化財保護条例	町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定有形民俗文化財及び町指定無形民俗文化財、町指定史跡名勝天然記念物	×	○	調査地域には文化財などが点在する。
長岡京市文化財保護条例、 向日市文化財保護条例、 八幡市文化財保護条例、 京都市文化財保護条例	市指定有形文化財、市指定無形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財、市指定史跡名勝天然記念物	×	○	調査地域には文化財などが点在する。

(10) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業実施区域は、長岡京跡の範囲に含まれる。ただし、新しい施設を整備する予定の土地は、し尿処理施設が現在稼働しており、し尿処理施設建設時（昭和63年、地下1階）及び現ごみ処理施設建設時（平成4年及び平成11年）にごみピット深度まで掘削した際には文化財は確認されていない。

(11) その他の事項

ア. 日照の状況

対象事業実施区域は、桂川と国道に挟まれた低地にあり、周辺は洛西浄化センターや公園、河川敷が広がっており、高層建築物はない。

イ. 電波の状況

調査地域のテレビ電波は、大阪局（生駒山）と京都局（比叡山）の各親局から送信されており、京都（比叡山）を中継局として、広範囲に送信されている。

ウ. 廃棄物の状況

a. 一般廃棄物

調査地域のごみ総排出量は、いずれの市町においても減少傾向にあり、1人1日あたりの排出量も減少している。

b. 産業廃棄物

調査地域の産業廃棄物の種類別発生量は、過去3年間（令和2～4年度）において汚泥が最も多く、次いでがれき類の順となっている。

## 第3章 計画段階配慮書の概要

### 3-1 計画段階配慮書における検討

対象事業は、京都府環境影響評価条例に基づき令和7年8月8日に計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）が公告され、令和7年11月19日に知事意見が送付された。

対象事業の事業実施想定区域の位置については、本組合の敷地内である現し尿処理施設の跡地で事業を実施することが最も効率的かつ適地であることとの結論に至っていることから、工作物の構造及び施設等の配置について複数案を設定し、計画段階環境配慮事項の検討を行った。設定した複数案は表3-1に示すとおりである。

第1種事業を実施しないこととする案（ゼロオプション）については、基本構想において現ごみ処理施設の長寿命化を行ったとしても、大幅な機能向上や機能追加は見込めないことや、現状の処理量に対して過大な施設規模と炉数となることから、非効率的・非経済的となるため、新施設整備が最も妥当であると結論づけられており、第1種事業を実施しない案（ゼロオプション）は設定していない。

表3-1 複数案の設定

ケース名	煙突高さ	煙突位置	位置図（×印が煙突位置を示す）
ケース1	A案：59m	C案：施設南側	
ケース2	A案：59m	D案：施設北側	
ケース3	B案：78m	C案：施設南側	
ケース4	B案：78m	D案：施設北側	

## 3-1-1 予測及び評価の結果

## (1) 大気質

## ア. 予測項目

大気質については、表3-2に示す長期平均濃度予測について予測計算を実施した。短期平均濃度予測については、施設整備基本計画において現段階では建屋高さ等の不確定要素があることから、今後の準備書手続きにおいて検討するものとした。また、塩化水素は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年、環境省）において、評価指標として目標環境濃度（昭和52年06月16日環大規136号）が示されており、評価方法が短期評価（1時間値）によるものであることから予測項目から除外している。

表3-2 予測項目

予測の種類	予測項目	評価に用いる値(※1)
長期平均濃度予測	a.二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	2%除外値
	b.二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	98%値
	c.浮遊粒子状物質 (SPM)	2%除外値
	d.ダイオキシン類	年平均値
	e.水銀	年平均値

※1 評価に用いる値のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準の長期的評価を行う際に用いられる2%除外値及び98%値を用いている。

## イ. 予測式

## a. 大気拡散式

拡散計算に用いた予測式は、以下に示すとおりである。

有風時（1.0m/s以上）はプルームモデル、弱風時（0.5以上1.0m/s未満）は弱風パフモデル、無風時（0.4m/s以下）は無風パフモデルを用いた。

【プルームモデル：有風時（1.0m/s以上）】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi} \frac{\pi}{\sigma} R \sigma_z u} \left\{ \exp\left(-\frac{(z - He)^2}{2\sigma_z^2}\right) + \exp\left(-\frac{(z + He)^2}{2\sigma_z^2}\right) \right\}$$

【弱風パフモデル：弱風時（0.5以上1.0m/s未満）】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi} \frac{Q_p}{\gamma}} \left\{ \frac{1}{\eta_-^2} \cdot \exp\left(-\frac{u^2(z - He)^2}{2\gamma^2 \eta_-^2}\right) + \frac{1}{\eta_+^2} \cdot \exp\left(-\frac{u^2(z + He)^2}{2\gamma^2 \eta_+^2}\right) \right\}$$

$$\eta_-^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z - He)^2, \quad \eta_+^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z + He)^2, \quad R^2 = x^2 + y^2$$

【無風パフモデル：無風時（0.4m/s以下）】

$$C(R, z) = \frac{Q_p}{2\pi^{3/2} \gamma} \left\{ \frac{1}{R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z - He)^2} + \frac{1}{R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z + He)^2} \right\}$$

ここで、

$C(R, z)$  : 計算点( $R, z$ )の濃度

$R$  : 点煙源と計算点との水平距離(m)

$(x, y, z)$  : 計算点の( $x, y, z$ )座標

$Q_p$  : 点煙源の強度( $m^3N/s$ )

$u$  : 風速(m/s)

$He$  : 有効煙突高(m)

$\sigma_z, \alpha, \gamma$  : 拡散パラメータ

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月 公害研究対策センター）

b. 有効煙突高さ

有効煙突高は「環境庁大気保全局大気規制課編 窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕（平成12年 公害研究対策センター）」に示されるCONCAWE式、Briggs式により求めるものとする。

無風時はBriggs式、弱風時はCONCAWE式とBriggs式の線形内挿、有風時はCONCAWE式を用いた。

$$H_e = H_o + \Delta H$$

ここで、

$H_e$  : 有効煙突高さ (m)

$H_o$  : 煙突実体高 (m)

$\Delta H$  : 煙の上昇高さ (m)

【無風時  $U = 0.0(\text{m/s})$ 】 Briggs 式

$$\Delta H = 1.4 \times Q_H^{1/4} (d\theta/dz)^{-3/8}$$

$$Q_H = P \cdot Q \cdot C_p \cdot \Delta T$$

ここで、

$(d\theta/dz)$  : 温位勾配 ( $^{\circ}\text{C}/\text{m}$ )

$Q_H$  : 排出熱

$P$  :  $0^{\circ}\text{C}$ における排出ガス密度 ( $1.293 \times 10^3 \text{ g}/\text{m}^3$ )

$Q$  : 単位時間当りの排出ガス量 ( $\text{m}^3\text{N}/\text{s}$ )

$C_p$  : 定圧比熱 [ $0.24(\text{kcal}/\text{kg}^{\circ}\text{C})$ とする。]

$\Delta T$  : 排出ガス温度と気温との温度差 ( $^{\circ}\text{C}$ )

【弱風時  $0.0(\text{m/s}) < U < 2.0(\text{m/s})$ 】 CONCAWE 式と Briggs 式の線形内挿

$$\Delta H = \Delta H_2 - (\Delta H_2 - \Delta H_1) \times U/U'$$

$\Delta H_1$  : CONCAWE 式による風速  $U'$  の時の上昇高さ (m)

$\Delta H_2$  : Briggs 式による上昇高さ (m)

【有風時  $2.0(\text{m/s}) \leq U$ 】 CONCAWE 式

$$\Delta H = 0.175 \times Q_H^{1/2} \times U^{-3/4}$$

$U$  : 煙突高度に相当する高さでの風速(m/s)

なお、有効煙突高さにおける風速  $U$  は以下の推定式によるものとした。

$$U = U_s \times (H_e/H_s)^P$$

$U_s$  : 観測高度(10m)における地上風速 (m/s)

$H_s$  : 観測高度(10m)

$P$  : べき指数

べき指数は下表に従うものとする。

大気安定度	A	B	C	D	E	F・G
べき指数 P	0.10	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

c. 有効煙突高さの補正

調査地域の標高差による影響については、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年6月、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修）に示される、地形を考慮したERT (Environmental Research Technology Inc.) PSDM (Point Source Diffusion Model) モデル等を用いて有効煙突高さの補正等を用いて予測を行うものとする。

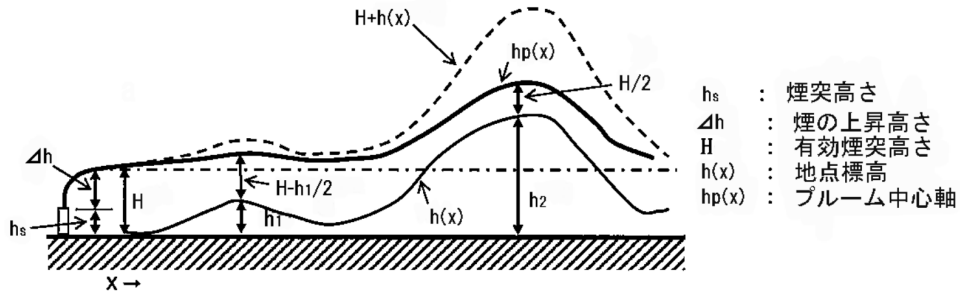


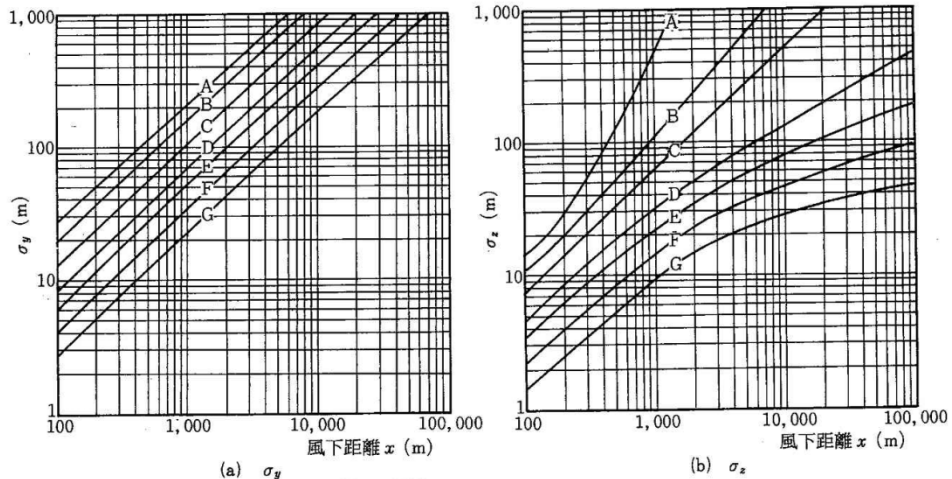
図3-1 ERT PSDM モデルの概念図(参考)

出典：ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル

(昭和61年6月、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課監修)

d. 拡散パラメータ

プルームモデルの拡散パラメータについては、プルームモデルでは図3-2及び表3-3に示すパスキル・ギフォード線図を用い、パフモデルは表3-4に示す無風・弱風時に係るパラメータを用いた。



出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版] (平成12年12月 公害研究センター)

図3-2 パスキル・ギフォード線図

表3-3 パスキル・ギフォード線図の近似関係

●有風時の拡散パラメータ（水平方向）

$$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$$

安定度	$\alpha_y$	$\gamma_y$	風下距離X (m)
A	0.901	0.4260	0~1,000
	0.851	0.6020	1,000~
B	0.914	0.2820	0~1,000
	0.865	0.3960	1,000~
C	0.924	0.1772	0~1,000
	0.885	0.2320	1,000~
D	0.929	0.1107	0~1,000
	0.889	0.1467	1,000~
E	0.921	0.0864	0~1,000
	0.897	0.1019	1,000~
F	0.929	0.0554	0~1,000
	0.889	0.0733	1,000~
G	0.921	0.0380	0~1,000
	0.896	0.0452	1,000~

●有風時の拡散パラメータ（鉛直方向）

$$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$$

安定度	$\alpha_z$	$\gamma_z$	風下距離X (m)
A	1.122	0.0800	0~300
	1.514	0.0086	300~500
	2.109	0.000212	500~
B	0.964	0.1272	0~500
	1.094	0.0570	500~
C	0.918	0.1068	0~
D	0.826	0.1046	0~1,000
	0.632	0.4000	1,000~10,000
	0.555	0.8110	10,000~
E	0.788	0.0928	0~1,000
	0.565	0.4330	1,000~10,000
	0.415	1.7320	10,000~
F	0.784	0.0621	0~1,000
	0.526	0.3700	1,000~10,000
	0.323	2.4100	10,000~
G	0.794	0.0373	0~1,000
	0.637	0.1105	1,000~2,000
	0.431	0.5290	2,000~10,000
	0.222	3.6200	10,000~

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月 公害研究センター）

表3-4 無風・弱風時に係るパラメータ

パスキルの 大気安定度	無風時 (0.4m/s 以下)		弱風時 (0.5 以上 1.0m/s 未満)	
	$\alpha$	$\gamma$	$\alpha$	$\gamma$
A	0.948	1.569	0.748	1.569
A~B	0.859	0.862	0.659	0.862
B	0.781	0.474	0.581	0.474
B~C	0.702	0.314	0.502	0.314
C	0.635	0.208	0.435	0.208
C~D	0.542	0.153	0.342	0.153
D	0.470	0.113	0.270	0.113
E	0.439	0.067	0.239	0.067
F	0.439	0.048	0.239	0.048
G	0.439	0.029	0.239	0.029

出典：窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（平成12年12月 公害研究対策センター）

e. 重合計算

気象条件及び発生源条件に基づいて、それぞれの拡散式によって計算を行い、この計算結果を以下のように重合し、排ガスによる汚染物質の年間平均濃度を算出する。

なお、排ガスによる汚染物質の年間平均濃度に現況濃度を重合し、評価地点の年間平均濃度を求める。

$$\bar{C} = \frac{\sum C_i(D, U, S) \cdot f_i(D, U, S)}{\sum f_i(D, U, S)}$$

$\bar{C}$  : 年平均濃度

$C_i(D, U, S)$  : 風向D、風速U、安定度Sによって分類された気象カテゴリ別の1時間地上濃度

$f_i(D, U, S)$  :  $C_i(D, U, S)$ に対応した気象カテゴリの出現回数

f. 2%除外値または98%値への換算

重合計算により求められた大気質汚染物質濃度は年平均値であるため、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、既存の測定結果から、年平均値と2%除外値または98%値の関連よりそれぞれの長期濃度評価値を求める。それぞれの換算式は以下のとおりとした。

表3-5 2%除外値及び98%値の換算式

項目	換算式
二酸化硫黄	日平均値の2%除外値 = 年平均値 × 2.0(※1)
二酸化窒素	日平均値の年間98%値 = 年平均値 × 0.988 + 0.013(※2)
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値 = 年平均値 × 2.3627 - 0.0018(※3)

※1 令和3～5年度の久御山測定局における二酸化硫黄の年平均値と日平均値の2%除外値の関係より算出。

※2 令和3～5年度の大山崎及び国道171号測定局における二酸化窒素の年平均値と日平均値の年間98%値の関係より算出。

※3 令和3～5年度の大山崎及び国道171号測定局における浮遊粒子状物質の年平均値と日平均値の2%除外値の関係より算出。

ウ. 予測条件

a. 煙突排ガス

煙突排ガスの予測条件は、新ごみ処理施設の計画ごみ質（表3-6）より計算した排ガス量（表3-7）及び表1-25に示した新ごみ処理施設の自主基準値より設定した。煙突排ガス諸元を表3-8に示す。

表3-6 計画ごみ質(高質ごみ)から推定した各成分の比率

単位：%				単位：%							
ごみ質(高質ごみ)	比率	可燃分内訳(過去10年平均)		c(炭素)	h(水素)	n(窒素)	s(硫黄)	Cl(塩素)	o(酸素)	W(水分)	a(灰分)
水分	28.3										
可燃分	65.4	紙・布類	32.63	15.43	2.27	0.10	0.00	0.06	14.76	28.3	6.3
		プラスチック類	22.27	16.83	2.57	0.10	0.01	0.62	2.15		
		木・竹・ワラ類	4.63	2.36	0.30	0.04	0.00	0.01	1.93		
		厨芥類	4.89	2.55	0.34	0.16	0.01	0.01	1.82		
		可燃性雑物類	0.98	0.52	0.07	0.03	0.00	0.00	0.36		
灰分	6.3										
合計	100.0		65.40	37.68	5.55	0.43	0.02	0.70	21.00	28.3	6.3

- ※1 計画ごみ質、可燃分内訳比率は「一般廃棄物処理施設整備基本構想」（令和4年3月、乙訓環境衛生組合）による高質ごみ質とする。
- ※2 可燃分内訳比率は過去10年平均値（乾ベース）及び計画ごみ質から推計した。
- ※3 各成分の比率は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の工場搬入ごみの項目ごとの元素量及び発熱量（p.212）を参考値として用いて計算した。

表3-7 高質ごみの各成分から推定した排ガス量

項目	単位	値	計算式
理論空気量 L0	m³N/kg	4.13	$8.89c+26.7(h-o/8)+3.33s$
空気比 λ	-	1.3	
ごみ 1kg あたりのガス量（湿） Vw	m³N/kg	6.18	$1.867c+11.2h+1.244W+0.7s+0.8n+(\lambda-0.21)L0$
ごみ 1kg あたりのガス量（乾） Vd	m³N/kg	5.21	$1.867c+0.7s+0.8n+(\lambda-0.21)L0$
ごみ処理量 A	kg/h	5,125	$124(t/24h) \div 24 \times 1000$
<b>排ガス量（湿） 【推定値】</b>	m³N/kg	31,673	$Vw \times A$
<b>排ガス量（乾） 【推定値】</b>	m³N/kg	26,701	$Vd \times A$

- ※1 排ガス量の計算は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）のごみ質推定にしたがい計算した。
- ※2 空気比λは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（全国都市清掃会議・廃棄物研究財団、2017改訂版）の近年の一般値1.3より設定した。
- ※3 排ガス量はあくまでも推定値であり、冷却空気量や炉内水噴射、排ガス再循環等は考慮していないため、今後の施設整備内容や設計により変わる可能性がある。

表3-8 煙突排ガス諸元

項目	条件
処理能力	123t/24h
排ガス量（煙突出口）	（湿）31,673m <sup>3</sup> N/h、（乾）26,701 m <sup>3</sup> N/h（※1）
排ガス温度	170°C(※2)
煙突からの排出濃度(※3)	二酸化硫黄：50 ppm 二酸化窒素：100 ppm 浮遊粒子状物質：0.01g/ m <sup>3</sup> N ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N 水銀：30 μg/ m <sup>3</sup> N

※1 排ガス量は表3-7に示す推定値とする。

※2 排ガス温度は現ごみ処理施設の排ガス温度を参考として設定した。

※3 煙突からの各物質の排出濃度は、表1-25に示す新ごみ処理施設の自主基準値とした。

#### b. バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、表3-9に示すとおりとした。

水銀のバックグラウンド濃度については、配慮書において検討できていなかったが、京都府内の久御山測定局と同地点で行われている水銀の測定結果を採用した。

表3-9 バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	備考
二酸化硫黄	0.001ppm	久御山測定局R3～R5の年平均値の平均
二酸化窒素	0.01ppm	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均
浮遊粒子状物質	0.015mg/m <sup>3</sup>	大山崎測定局R3～R5の年平均値の平均
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m <sup>3</sup>	久御山測定局でのR3～R5の年平均値（1回/年）
水銀	1.63 μg/m <sup>3</sup>	久御山測定局でのR3～R5の年平均値（1回/年）

#### c. 気象条件

気象条件は表3-10に示すとおりとした。

表3-10の風向・風速データの風向別平均風速及び風向別出現頻度を図3-3に示す。全風向の平均風速は2.4m/sで、北北西、北西及び南南西の風が卓越している。

表3-10 予測計算に使用する気象条件

項目	使用したデータ
風向・風速	乙訓消防本部 気象観測システムによる令和5年度1時間データ
日射量	気象庁 大阪観測局における令和5年度データ
雲量	気象庁 京都観測局における令和5年度データ

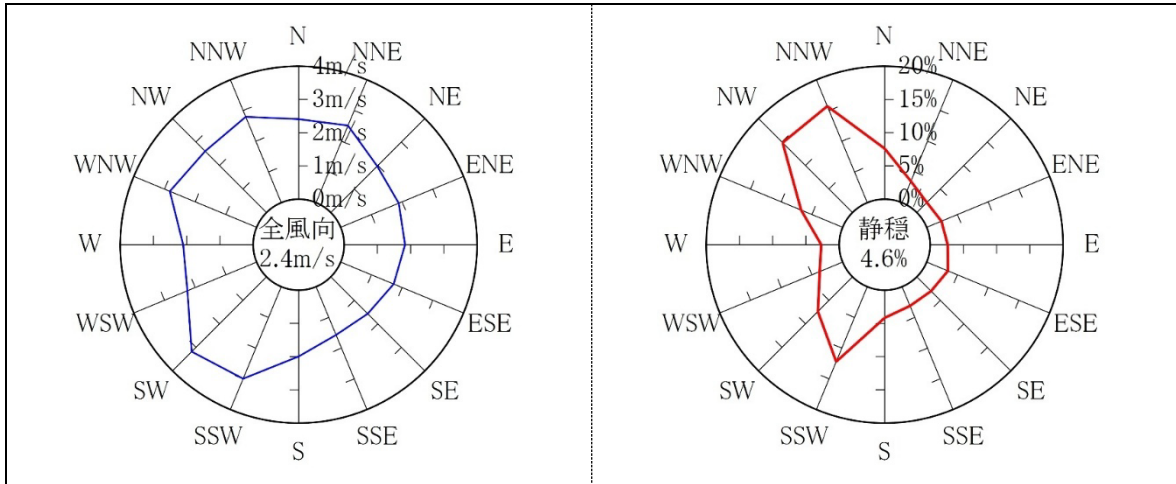


図3-3 風向別平均風速(左)及び風向別出現頻度(右)

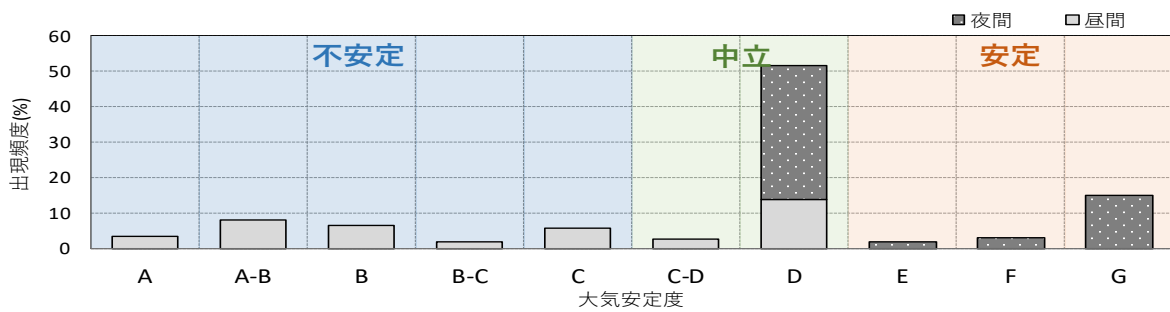
表3-10の気象データを用いて分類した大気安定度の出現頻度を表3-11に示す。

大気安定度とは、気流の乱れを表す指標であり、夜間は中立～安定、昼間は不安定～中立となり、いずれも大気安定度D（中立）が最も頻度が高い。

表3-11 大気安定度

(単位:%)

	不安定					中立		安定			合計
	A	A-B	B	B-C	C	C-D	D	E	F	G	
全日	3.52	7.86	6.36	1.87	5.84	2.78	51.71	2.00	3.19	14.87	100.00
昼間	3.52	7.86	6.36	1.87	5.84	2.78	13.76	0.00	0.00	0.00	41.99
夜間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	37.95	2.00	3.19	14.87	58.01



エ. 予測結果

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀の将来予測結果を表3-12に示す。

ケース1と2、ケース3と4を比較すると、煙突位置の違いによる寄与濃度への影響はほとんどない。煙突高さの違いについては、最大着地濃度地点における寄与濃度は、煙突が59mのケースは煙突が78mのケースの約1.4倍濃度が高くなるものの、バックグラウンド濃度に寄与濃度を足した将来濃度はケース間の差が小さく、影響はほとんどない。なお、全ケースにおいて最大着地濃度地点は図2-1で示した位置とほぼ同じであった。

表3-12 予測計算結果(最大着地濃度地点)

二酸化硫黄		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.001	0.000050	0.001050	0.002101
ケース2	煙突59m 北側	0.001	0.000051	0.001051	0.002102
ケース3	煙突78m 南側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072
ケース4	煙突78m 北側	0.001	0.000036	0.001036	0.002072

二酸化窒素		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の98%値
		ppm	ppm	ppm	ppm
ケース1	煙突59m 南側	0.01	0.000101	0.010101	0.022979
ケース2	煙突59m 北側	0.01	0.000102	0.010102	0.022981
ケース3	煙突78m 南側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951
ケース4	煙突78m 北側	0.01	0.000072	0.010072	0.022951

浮遊粒子状物質		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値
		mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.0000101	0.015010	0.033664
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.0000102	0.015010	0.033665
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033657
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.0000072	0.015007	0.033658

ダイオキシン類		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
ケース1	煙突59m 南側	0.015	0.000050	0.015050
ケース2	煙突59m 北側	0.015	0.000051	0.015051
ケース3	煙突78m 南側	0.015	0.000036	0.015036
ケース4	煙突78m 北側	0.015	0.000036	0.015036

水銀		①バックグラウンド濃度	②寄与濃度	将来濃度(①+②)
		ng/m <sup>3</sup>	ng/m <sup>3</sup>	ng/m <sup>3</sup>
ケース1	煙突59m 南側	1.63	0.030210	1.660210
ケース2	煙突59m 北側	1.63	0.030540	1.660540
ケース3	煙突78m 南側	1.63	0.021561	1.651561
ケース4	煙突78m 北側	1.63	0.021681	1.651681

※ 日平均値の2%除外値：1年間を通じて得られた日平均値のうち、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した後の最高値を示す。

※ 水銀のバックグラウンド濃度について、「乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書」（令和7年7月）（184ページ）では「ゼロ」であったが、本書では久御山測定局で行われている水銀の測定結果を採用した。

ケースごとの将来濃度と環境基準の比較を表3-13に示す。すべての項目、全てのケースで環境基準値（水銀は指針値）を満たしている。

表3-13 ケースごとの最大着地濃度地点における将来濃度と環境基準

二酸化硫黄		将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値	環境基準
		ppm	ppm	
ケース1	煙突59m 南側	0.001050	0.002101	1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下
ケース2	煙突59m 北側	0.001051	0.002102	
ケース3	煙突78m 南側	0.001036	0.002072	
ケース4	煙突78m 北側	0.001036	0.002072	

二酸化窒素		将来濃度(①+②)	日平均値の9.8%値	環境基準
		ppm	ppm	
ケース1	煙突59m 南側	0.010101	0.022979	1時間値の1日平均値が0.04か ら0.06ppmのゾーン又はそれ 以下
ケース2	煙突59m 北側	0.010102	0.022981	
ケース3	煙突78m 南側	0.010072	0.022951	
ケース4	煙突78m 北側	0.010072	0.022951	

浮遊粒子状物質		将来濃度(①+②)	日平均値の2%除外値	環境基準
		mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	
ケース1	煙突59m 南側	0.015010	0.033664	1時間値の1日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> 以下
ケース2	煙突59m 北側	0.015010	0.033665	
ケース3	煙突78m 南側	0.015007	0.033657	
ケース4	煙突78m 北側	0.015007	0.033658	

ダイオキシン類		将来濃度(①+②)	環境基準
		pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
ケース1	煙突59m 南側	0.015050	年平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
ケース2	煙突59m 北側	0.015051	
ケース3	煙突78m 南側	0.015036	
ケース4	煙突78m 北側	0.015036	

水銀		将来濃度(①+②)	年平均指針値(※)
		ng/m <sup>3</sup>	
ケース1	煙突59m 南側	1.660210	年平均値40ng/m <sup>3</sup> 以下
ケース2	煙突59m 北側	1.660540	
ケース3	煙突78m 南側	1.651561	
ケース4	煙突78m 北側	1.651681	

※ 水銀の指針値は「今後の有害大気汚染物質対策の在り方について（第7次答申）」（中央環境審議会平成15年7月）によるものとする。

## (2) 景観

景観については、表3-14、図3-4に示す現地踏査を令和6年8月22日に実施し、表3-15に示す地点において眺望の現状を確認した。

配慮書では、各市町ホームページや観光マップ等から、計画段階関係地域における景観資源の分布状況を把握した上で、視認可能と想定される眺望点7か所を抽出した。

設定した複数案における景観の将来予測結果は、表3-16に示すとおりである。

仰角と見え方の目安を表3-17に示す。いずれの眺望点からも仰角は3度以下であり、圧迫感を受けるものではないとされている。

天王山夢ほたる公園の全ケースと淀川河川公園淀川三川合流域さくらであい館展望塔のケース3、4については仰角が1.5～2.0度以上となり、シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になりですが、表3-17によると環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならないとされている。現ごみ処理施設の煙突はベージュを基調としており周辺環境に溶け込んだデザインとなっているため、目視では注意深く見るとようやく視認できるレベルである。

新ごみ処理施設においても、煙突高さが59mの場合は現ごみ処理施設と同様の見え方になることが予測される。煙突高さが78mの場合には、航空法により航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があることから、環境融和塗装とした場合でも昼間、夜間ともに景観が変わる可能性が高い。

表3-14 現地踏査を実施した地点

No.	名称	所在地
1	旗立松展望台	大山崎町
2	青木葉谷展望広場	大山崎町
3	奥の山展望広場	大山崎町
4	史跡大山崎瓦窯跡公園	大山崎町
5	天王山夢ほたる公園	大山崎町
6	淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔	八幡市
7	男山展望台	八幡市

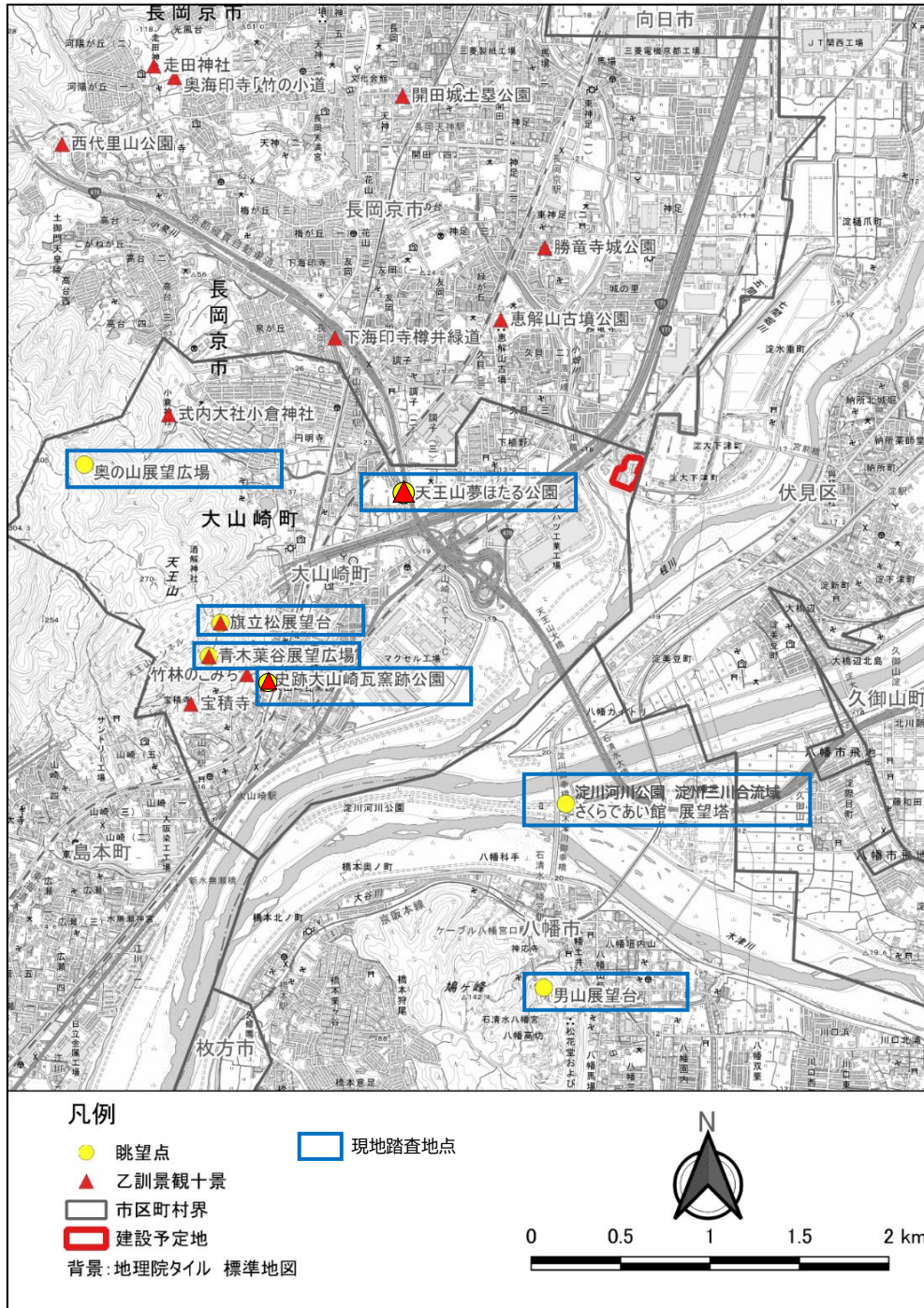


図3-4 本事業実施想定区域周辺の主な眺望点及び現地踏査地点

表3-15 景観調査結果

No.	名称	眺望の状況
1	旗立松展望台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。</li> <li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 
2	青木葉谷展望 広場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
3	奥の山展望広 場	本事業実施想定区域方向は視認不可であり、本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。
4	史跡大山崎瓦 窯跡公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路の向こう側に現ごみ処理施設の煙突上部が小さく目視で確認できる。</li> <li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 

<p>5</p>	<p>天王山夢ほたる公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現ごみ処理施設の煙突が目視で確認できる。</li> <li>・ 本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 
<p>6</p>	<p>淀川河川公園 淀川三川合流域 さくらであい館 展望塔</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展望塔より現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。</li> <li>・ 本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li> </ul> 

7	男山展望台	<ul style="list-style-type: none"><li>・現ごみ処理施設の煙突が小さく目視で確認できる。</li><li>・本事業実施想定区域方向に景観資源は確認されなかった。</li></ul> 
---	-------	---

表3-16 眺望点からの煙突の仰角

No.	名称	予測結果
1	旗立松展望台 【標高 67.8m】	【ケース 1, 2】 仰角 -0.2 度 【ケース 3, 4】 仰角 0.2 度
4	史跡大山崎瓦窯跡公園 【標高 31m】	【ケース 1, 2】 仰角 0.7 度 【ケース 3, 4】 仰角 1.2 度
5	天王山夢ほたる公園 【標高 15m】	【ケース 1, 2】 仰角 2.0 度 【ケース 3, 4】 仰角 2.9 度
6	淀川河川公園淀川三川合流域さくらであい館展望塔 【標高 25m】	【ケース 1, 2】 仰角 1.0 度 【ケース 3, 4】 仰角 1.6 度
7	男山展望台 【標高 111m】	【ケース 1, 2】 仰角 -1.0 度 【ケース 3, 4】 仰角 -0.6 度

表3-17 仰角と見え方の目安

仰角	見え方
0.5 度	輪郭がやっとわかる。
1 度	十分見えるが景観的にほとんど気にならない。
1.5 度～2 度	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になりだす。シルエットにならず環境融和塗装がされている場合にはほとんど気にならない。光の加減によっては見えないこともある。
3 度	比較的細部までよく見えるようになり、気になるが圧迫感を受けない。
5 度～6 度	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない。
10 度～12 度	眼いっぱいになり大きく圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素として際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。

出典：自然環境のアセスメント技術（Ⅱ）（環境庁企画調整局、平成12年）

## 3-2 総合評価

総合評価は表3-18に示すとおりである。

環境影響に係る比較・検討の結果、煙突高さは59mより78mのほうが大気質への影響の観点からは優位ではあるものの、景観への影響の観点からは59mのほうが78mよりも優位であった。

また、煙突位置による大気質への影響は最大着地濃度地点の位置が約10m程度変わるのみで、寄与濃度及び将来予測濃度に影響はなく、景観への影響は小さいことが示された。

表3-18 総合評価

項目	ケース1,2 【煙突高さ59m】	ケース3,4 【煙突高さ78m】
煙突排ガスによる大気質への影響	ケース3,4に比べ排ガスの寄与濃度が高くなることから、影響の程度は相対的に大きい。バックグラウンド濃度に対して寄与濃度はわずかであり、将来濃度に与える影響はほとんどないことから、環境への影響は小さい。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1,2に比べ排ガスの寄与濃度が低くなることから、影響の程度は相対的に小さい。また、バックグラウンド濃度に対して寄与濃度はわずかであり、将来濃度に与える影響はほとんどないことから、環境への影響は小さい。 ケース3と4の違いはほとんどない。
景観への影響	ケース3,4に比べ眺望点からの仰角は小さく影響の程度は相対的に小さい。景観の変化は小さく気にならない程度の影響しかないことから、景観への影響は小さい。 ケース1と2の違いはほとんどない。	ケース1,2に比べ眺望点からの仰角がやや大きくなり、影響の程度は相対的に大きい。景観への影響は小さく圧迫感を感じたり、景観を阻害する可能性は低い。 ただし、煙突が60m以上の場合は航空法により航空障害灯や昼間障害標識を設置する必要があるため、現在の景観から昼間、夜間ともに大きく変化する。 ケース3と4の違いはほとんどない。

## 第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

### 4-1 配慮書の公告及び縦覧等

---

#### 4-1-1 公告

(1) 公告日

令和7年8月8日(金)

(2) 公告方法

京都府公報 第637号 令和7年8月8日(金)

(3) 周知方法

本組合ホームページ、京都府ホームページへの掲載を行い周知した。

#### 4-1-2 縦覧

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、表4-1に示すとおりである。

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

表4-1 配慮書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧場所の所在地	縦覧期間	縦覧時間
京都府総合政策環境部環境管理課	京都市上京区下立売通新町西 入藪ノ内町	令和7年8月8日(金) から 令和7年9月8日(月)まで	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで
京都府乙訓保健所環境衛生課	向日市上植野町馬立8		
京都府山城北保健所環境課	宇治市宇治若森7の6		
京都市環境政策局環境企画部 環境保全創造課	京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488		
京都市伏見区役所地域力推進 まちづくり担当	京都市伏見区鷹匠町39の2		
向日市環境産業部衛生環境課	向日市寺戸町中野20		午前8時30分から 午後5時15分まで
長岡京市環境経済部環境政策室	長岡京市開田1丁目1の1		午前8時30分から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで
八幡市建設産業部産業振興室 環境政策課	八幡市八幡園内75		午前8時30分から正午まで 及び 午後1時から午後5時15分まで
大山崎町環境事業部経済環境課	乙訓郡大山崎町字円明寺小字 夏目3		午前8時30分から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで
久御山町事業環境部 産業・環境政策課	久世郡久御山町島田ミスノ38		午前8時30分から 午後5時15分まで
乙訓環境衛生組合政策推進課	乙訓郡大山崎町字下植野小字 南牧方32	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後5時まで	

### 4-1-3 意見書

(1) 意見書の提出期間

令和7年8月8日(金)から9月22日(月)まで

(2) 意見書の提出方法

「京都府総合政策環境部環境管理課」宛へ書面の郵送、持参又は京都府のホームページから電子申請による提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は、0通であった。

4-2 配慮書についての知事の意見及び事業者（本組合）の見解

京都府環境影響評価条例第7条の6の規定により、配慮書についての知事意見が令和7年11月19日に事業者（本組合）に送付された。

知事意見とそれに対する事業者（本組合）の見解を表4-2に示す。

表4-2 知事意見及び事業者(本組合)の見解

知事の意見	事業者（本組合）の見解
1. 全般的事項	
方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意するとともに、最新の情報の収集に努め、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、事業の実施による環境への影響をできる限り回避又は低減するよう必要な環境保全措置を検討すること。	方法書以降の手続においては、個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上で評価項目を選定します。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討していきます。
現施設の解体工事による環境影響についても調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。	解体工事による影響についても、調査、予測、評価を実施し、必要な環境保全措置を検討していきます。
環境影響評価手続を進めるに当たっては、周辺住民等に対し丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得るよう努めること。	周辺住民等への説明会を実施し、理解していただけるように丁寧な説明を心がけます。
2. 個別事項	
(1) 大気質	
施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、局地風等の気象条件による短期的な影響も十分考慮すること。	対象事業実施区域において1年間の気象測定を実施し、局地風等の特殊条件においても予測を実施し、長期的、短期的影響の両面から評価を実施します。
調査、予測及び評価を行う項目の選定に当たっては、配慮書段階では選定していなかった塩化水素やPM2.5も含め必要な検討を行うこと。また、大気質の調査、予測及び評価の方法については、その妥当性が確認できるよう、適切かつ分かりやすく方法書に記載すること。	塩化水素、PM2.5についても既存資料調査、現地調査、予測及び評価を実施します。また、調査、予測及び評価の方法についてはその妥当性が確認できるように適切かつ分かりやすく記載します。

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

知事の意見	事業者（本組合）の見解
(2) 騒音・振動	
<p>工事用車両の走行による周辺住民等への影響についても十分な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な配慮を検討すること。</p>	<p>工事車両が走行する大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線沿道について、既存資料調査、現地調査を実施し、予測、評価を行い、影響を低減または回避できるよう配慮を検討します。</p> <p>国道171号線については、令和3年度一般交通量調査結果によると、昼間12時間の通行車両台数（上下計）は20,567台（大型車5,800台、小型車14,767台）と推定されています。令和6年度の本組合への搬入車両は大型車・小型車の合計日平均約157台（往復で314台）と工事中の車両日最大約200台（往復で400台）を合わせて約357台（往復714台）であり、これは国道171号線の昼間12時間の通行車両台数の約3.5%であることから搬入車両の影響が軽微であると判断し、国道171号線よりも影響が大きい大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線沿道における調査を予定しています。</p>
(3) 動物・植物・生態系	
<p>実地調査等により現況を把握するとともに、長期的な影響も考慮して、必要に応じて適切な配慮を検討すること。</p>	<p>動物、植物、生態系については既存資料調査、現地調査を実施します。また、これまでの操業を含め将来の長期的な影響を考慮した予測、評価を実施します。</p>
(4) 景観	
<p>煙突や建物を含む施設全体の景観については、遠く離れた眺望点からの景観だけでなく、周辺からの日常的な景観も考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>景観調査については、日常的に施設が見える近隣住宅地、サイクリングロードや電車の車窓からの景観についても現地調査、予測、評価を実施します。</p>

第4章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解

知事の意見	事業者（本組合）の見解
（5）温室効果ガス等	
<p>排出量低減の検討は、関連する温室効果ガス削減計画も踏まえるとともに、関係車両の走行や廃棄物焼却等の排出要因ごとに切り分けて排出量を算定した上で、できる限り具体的に行うこと。</p>	<p>温室効果ガスについては、建設工事中、供用時、解体工事中に区分して、運搬車両、建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理、電力使用等、システム境界を明確にしたうえで、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver6.0）」（令和7年3月）に示された方法に準じて各排出量を算定します。また、2050年カーボンニュートラルの実現へ向けた環境保全措置については、熱回収及び廃棄物発電等の検討を進め、準備書において具体的な排出量低減策について検討します。</p>
（6）埋蔵文化財包蔵地	
<p>事業実施想定区域は長岡京跡に含まれるため、関係機関と協議の上、適切に対応すること。特に、過去に調査が行われていない深度までの掘削を行う場合には、埋蔵文化財への影響について十分に留意すること。</p>	<p>埋蔵文化財については、文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を実施し、教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けて慎重に調査を進めることとします。</p>

### 4-3 配慮書についての計画段階関係地域の市町長からの意見及び事業者（本組合）の見解

計画段階関係地域に含まれる京都市長、長岡京市長及び八幡市長からの意見及び事業者（本組合）の見解を表4-3、表4-4及び表4-5に示す。なお、向日市長、大山崎町長及び久御山町長からの意見はない。

#### 4-3-1 京都市長の意見及び事業者（本組合）の見解

表4-3 京都市長の意見及び事業者(本組合)の見解

京都市長の意見	事業者（本組合）の見解
1. 全般的事項	
環境影響評価手続きにおいて、京都市に関連のある事項については、連絡を密に行うこと。	京都市に関連のある事項については連絡を密に行い、今後の手続きを進めてまいります。
今後、環境影響評価手続きを進める中で、京都市域に対する影響が予測された場合には、影響を受けるおそれのある地域を対象とした説明会を開催するなど、市民等に対して、十分な理解を得るために丁寧な説明を行うこと。	方法書においては調査地域に京都市伏見区の一部が含まれています。今後の手続きの過程では、京都市と連絡を密に行い、十分な理解を得られるよう対象地域の住民説明会の開催や分かりやすい説明資料の作成に努めます。
環境影響評価方法書以降の手続きにおいて、以下の事項に留意のうえ、改めて各環境要素の京都市域に対する影響について、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を検討すること。	個別事項に留意して、十分な調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全対策を検討してまいります。
2. 個別事項	
(1) 大気質 大気質への影響について、環境影響評価方法書に調査、予測及び評価方法をその根拠も含めて、正確かつ分かりやすく記載すること。	方法書においては、調査、予測及び評価方法について、根拠を含めてその妥当性が確認できるように正確かつ分かりやすく記載します。
(2) 騒音・振動 工事用車両の通行による地元住民の生活環境への影響についても、十分な調査、予測及び評価を行い、適切な配慮を検討すること。	工事車両が走行する大山崎町道下植野線第40号及び京都市道淀146号線沿道の現地調査を実施し、予測、評価を行い、影響を低減または回避できるよう配慮を検討します。
(3) 温室効果ガス 温室効果ガスについて、工事中及び施設供用時の運行車両・建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理等、システム境界を明確にしたうえで各々の排出量を算定するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、熱回収や廃棄物発電等の環境保全措置についても検討すること。	温室効果ガスについては、建設工事中、供用時、解体工事中に区分して、運搬車両、建設機械、廃棄物焼却、排ガス処理、ごみ焼却灰処理、電力使用等、システム境界を明確にしたうえで、最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和7年3月)に示された方法に準じて各排出量を算定します。また、2050年カーボンニュートラルの実現へ向けた環境保全措置については、熱回収及び廃棄物発電等の検討を進め、準備書において具体的な排出量低減策について検討します。

4-3-2 長岡京市長の意見及び事業者（本組合）の見解

表4-4 長岡京市長の意見及び事業者(本組合)の見解

長岡京市長の意見	事業者（本組合）の見解
<p>全般的事項について、計画段階環境配慮書に即した内容で進めること。環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法が適切に行われ、事業実施による環境への負荷をできる限り回避・低減すること。</p>	<p>方法書以降の手続きにおいては、計画段階環境配慮書に即した内容で進めてまいります。また、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行い、環境への負荷をできる限り回避・低減できるよう環境保全措置を検討します。</p>
<p>大気質について、長岡京市域を含む周辺地域において、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響が最小限のものとなるよう計画すること。</p>	<p>大気質については調査、予測及び評価を実施した上で、排ガス中に含まれる大気汚染物質による影響が最小限となるよう、環境保全措置を検討します。</p>
<p>水質について、処理水等の排出や工事中の濁水の影響が最小限のものになるよう計画すること。</p>	<p>水質については調査、予測及び評価を実施した上で、排水及び工事中の濁水の水質や水量の影響が最小限となるよう、環境保全措置を検討します。</p>
<p>環境要素について、施設の詳細設計時には、設備の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用など、温室効果ガス排出抑制を図ること。</p>	<p>温室効果ガスについては調査、予測及び評価を実施した上で、温室効果ガス排出量が最小限となるよう環境保全措置を検討します。</p>

4-3-3 八幡市長の意見及び事業者（本組合）の見解

表4-5 八幡市長の意見及び事業者(本組合)の見解

八幡市長の意見	事業者（本組合）の見解
<p>環境法令を遵守してください。また、苦情が発生しないよう環境の配慮に努めてください。</p>	<p>環境法令、その他関連する法令、ガイドライン等を遵守して事業を進めてまいります。また、苦情が発生しないよう環境保全及び配慮に努めます。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

5-1 環境影響要因の抽出

対象事業の実施に係る環境影響要因は、対象事業に係る新ごみ処理施設の建設工事の実施（以下「建設工事中」という。）、土地又は工作物の存在及び供用（以下「供用時」という。）、現ごみ処理施設の解体工事の実施（以下「解体工事中」という。）及び解体工事完了後において想定される事業活動の内容を検討し、抽出した。その結果を表5-1に示す。

表5-1 環境影響要因の抽出結果

環境影響要因		想定される事業活動内容
建設工事中	造成工事等による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な裸地の出現</li> <li>・地下構造物建設に伴う大規模な掘削（切土）</li> <li>・杭基礎工事に伴う掘削や止水対策</li> <li>・副産物（残土等）の発生</li> <li>・建屋建設に伴うコンクリート打設や足場、養生</li> </ul>
	建設機械等の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事、建設工事、場内整備工事等の実施に伴うバックホウ・クローラークレーン・タワークレーン・ラフタークレーン・杭打機等の稼働</li> </ul>
	資材等の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーラーの走行（工事用資材や機械の搬出入時）</li> <li>・コンクリートポンプ車の走行</li> <li>・ダンプトラックの走行（残土搬出時）</li> <li>・ラフタークレーンの走行</li> </ul>
	雨水の排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨時に発生する濁水</li> </ul>
供用時	地形改変後の土地及び工作物の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現所有敷地内に新ごみ処理施設の存在</li> <li>・アスファルト舗装の構内道路の存在</li> </ul>
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎機による粗大ごみ等の破碎</li> <li>・ごみクレーンの運転</li> <li>・焼却炉によるごみの燃焼並びにボイラの稼働</li> <li>・消石灰及び活性炭の噴霧</li> <li>・バグフィルタによる飛灰の捕集</li> </ul>
	廃棄物運搬車両等の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集パッカー車の走行</li> <li>・灰運搬車の走行</li> </ul>
	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設稼働に伴う廃棄物（主灰・飛灰・その他）の発生</li> </ul>

環境影響要因		想定される事業活動内容
解体工事中	解体工事等による一時的な影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下構造物解体に伴う大規模な掘削（切土）</li> <li>・ 杭の引抜きと空洞の充填</li> <li>・ 建設廃棄物の発生</li> <li>・ 建屋解体に伴うコンクリート撤去や足場、養生</li> </ul>
	建設機械等の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解体工事の実施に伴うバックホウ・クローラークレーン・タワークレーン・ラフタークレーン・杭引抜機等の稼働</li> </ul>
	資材等の運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーラーの走行（工事用資材や機械の搬出入時）</li> <li>・ ダンプトラックの走行（建設廃棄物搬出時）</li> <li>・ ラフタークレーンの走行</li> </ul>
	雨水の排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨時に発生する濁水</li> </ul>
解体工事完了後	地形改変後の土地及び工作物の存在（現ごみ処理施設の撤去）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現ごみ処理施設跡地の暫定舗装（アスファルト舗装）</li> <li>・ 地下水位の変化、地盤沈下</li> </ul>

5-2 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目については、事業特性及び地域特性を勘案して選定した。その結果を表5-2に示す。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じたときには、必要に応じ、項目の見直しを行うものとする。

表5-2 環境影響評価項目の選定・非選定理由

影響要因の区分  環境要素の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後		環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生		解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													
大気環境													
大気質													
二酸化硫黄					●				供用時の施設の稼働に伴う排ガスに含まれることから、大気質への影響を検討するため選定する。 工事中の建設機械等の稼働及び運搬車両の走行については、使用される軽油のサルファーフリー化により、燃料由来の硫黄酸化物の排出量は極めて微量であるため選定しない。				
浮遊粒子状物質	●	●			●	●			●	●			供用時の施設の稼働に伴う排ガスの放出並びに工事中の建設機械等の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、周辺の大気質へ影響を及ぼす可能性があるため選定する。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分          環境要素の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
一酸化炭素									運搬車両等の走行や建設機械等の稼働に伴う排ガスについては、オフロード法、ポスト・ポスト新長期規制などで厳しい基準が適用された機器及び車両を使用するため選定しない。また、供用時の施設の稼働についても、廃棄物処理法の維持管理基準において濃度基準が定められていることや、自動燃焼制御等により不完全燃焼の防止を徹底することから、周辺環境への影響は極めて小さいため選定しない。			
二酸化窒素	●	●	●	●	●	●			供用時の施設の稼働に伴う排ガスの放出並びに工事中の建設機械の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、排ガス中に二酸化窒素が含まれることから、周辺の大気質へ影響を及ぼす可能性があるため選定する。			
ダイオキシン類				●		●			供用時の施設の稼働に伴う排ガスの放出並びに解体工事中の一時的な影響については、構造物撤去時に現ごみ処理施設炉内の残留物等により、大気質への影響を検討するため選定する。 工事中の建設機械等の稼働については、燃料等に塩素系化合物等の不純物は混入しないことから周辺の大気質へ影響を及ぼすようなダイオキシン類は排出されないため選定しない。			

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
光化学オキシダント									光化学オキシダントは、窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光による光化学反応を受けて二次的に生成される物質であり、施設等から直接排出されるものではないため選定しない。なお、光化学オキシダントの原因物質となる窒素酸化物については、二酸化窒素の項目において検討することとしている。			
ベンゼン									供用時の施設の稼働については、近年の高度な燃焼制御技術により、排出濃度が大気環境基準値に対して極めて低いいため選定しない。また、工事中及び供用時の建設機械等の稼働及び運搬車両等の走行についても、ポスト・ポスト新長期規制等の厳しい排出ガス基準に適用した機器等を使用するため選定しない。			
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン									供用時の施設の稼働については、近年の廃棄物焼却施設における排出濃度が大気環境基準値に対して極めて低いいため選定しない。また、工事中及び供用時の建設機械等の稼働及び運搬車両等の走行についても、これら物質は使用燃料自体に含まれる成分ではないため選定しない。			

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	雨水の排水	資材等の運搬車両の走行	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
環境要素の区分	塩化水素				●				<p>供用時の施設の稼働に伴い、廃棄物の焼却過程で発生する排ガス中に塩化水素が含まれることから、大気質への影響を検討するため選定する。</p> <p>工事中及び供用時の建設機械の稼働や運搬車両等の走行については、燃料等に塩素系化合物等の不純物は混入しないことから周辺の大気質へ影響を及ぼすような塩化水素は排出されないため選定しない。</p>			
	水銀				●				<p>供用時の施設の稼働に伴い、排ガス中に水銀が含まれることから、大気質への影響を検討するため選定する。</p> <p>工事中及び供用時の建設機械の稼働並びに運搬車両等の走行については、使用される軽油の精製過程において水銀等の不純物が高度に除去されているため選定しない。</p>			
	降下ばいじん				●				<p>供用時の施設の稼働に伴い、排ガス及び破碎設備からの発生があることから、大気質への影響を検討するため選定する。なお、工事中の一時的な影響については、粉じん項目において検討することとしている。</p>			
	粉じん	●	●		●	●	●	●	<p>工事中の大規模な掘削等、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散が想定されるため選定する。なお、建設機械等の稼働による影響は、これら工事中の一時的な影響に含めて包括的に検討する。また、供用時の施設の稼働についても、破碎設備からの粉じんの発生が想定されるため選定する。</p>			



第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由							
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	
環境要素の区分	騒音・振動														
騒音	●	●			●	●			●	●					工事中の建設機械等の稼働、供用時の施設の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、騒音の発生が想定されるため選定する。
低周波音・超低周波音						●									<p>供用時の施設の稼働に伴い、窓や扉など建物の振動等の原因となる低周波音・超低周波音の発生が想定されるため選定する。</p> <p>工事中の建設機械等の稼働については、低騒音・低振動型機械の採用等により発生源対策を講じるため選定しない。</p>
振動	●	●			●	●			●	●					工事中の建設機械等の稼働、供用時の施設の稼働、工事中及び供用時の運搬車両の走行に伴い、地盤を介した振動の発生が想定されるため選定する。

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由							
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	雨水の排水	資材等の運搬車両の走行	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	
環境要素の区分	悪臭														
悪臭															<p>供用時の施設の稼働に伴い、ごみピット等からの漏洩、排ガスからの悪臭及び解体工事中の一時的な影響については、既存施設内の洗浄・解体作業に伴う臭気物質の発生が想定されるため選定する。</p> <p>建設工事中の建設機械等の排ガス並びに塗装工程については、最新規制適合車の採用や低VOC・水性塗料の優先採用により発生源対策を講じるため選定しない。また、車両の走行についても、廃棄物運搬時のシート掛けや密閉化を徹底しており、新たな臭気負荷は生じないため選定しない。</p>
					●										

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	
環境要素の区分											
水環境											
水質											
水質汚濁					●						<p>供用時の施設の稼働に伴い、生活排水及びプラント排水の余剰なものは公共用水域へ放流する可能性があるため選定する。</p> <p>工事中の発生水については、現場内処理または建設廃棄物搬出処理を徹底し、流出しないようにするため選定しない。また、工事中の雨水についても、未処理の作業排水が混入しない排水系統の分離・管理を徹底するため選定しない。</p>
水の濁り			●							●	<p>工事中の雨水については、沈砂池にて土砂を沈降させた上で排水を行うが、大規模な掘削等に伴い、濁りが公共用水域へ残留・流出する可能性があるため選定する。</p> <p>供用時の施設の稼働に伴う生活排水・プラント排水の影響については、水質汚濁の項目において検討するため選定しない。また、工事中の発生水についても、現場内処理または産廃搬出処理を徹底し、流出しないようにするため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由							
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	
環境要素の区分	水底の底質														
底質汚染														●	<p>供用時の施設の稼働に伴い、公共用水域へ放流する可能性のある生活排水及びプラント排水に含まれる物質が長期間にわたり水底に沈殿・堆積する可能性があるため選定する。</p> <p>工事中の発生水については、現場内処理または建設廃棄物搬出処理を徹底し、流出しないようにするため選定しない。また、工事中の雨水の排水についても、作業排水が混入しない排水計画とするため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由	
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働			資材等の運搬車両の走行 雨水の排水
環境要素の区分	地下水の水質及び水位											
地下水の水質												供用時の施設の稼働に伴う生活排水・プラント排水及び工事中の発生水については、公共用水域への放流または場外搬出により適切に処理し、敷地内への地下浸透を行わない計画であるため選定しない。また、主要な施設構造はコンクリート床等により遮水性を確保し、有害物質の地下浸透を防止するため、地下水の水質に影響を及ぼさないものと判断する。
地下水の水位				●				●				<p>供用時の施設の稼働に伴い、プラント用水として地下水を利用することから、周辺の地下水位に影響を及ぼす可能性があるため選定する。</p> <p>また、解体工事中の一時的な影響についても、地下構造物の撤去により、一時的に地下水位に影響を与える可能性があるため選定する。</p> <p>建設工事のごみピット等の深部掘削については、土留め壁の設置や止水工事等の適切な施工対策を講じるため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後			環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在			
地質・土壌環境													
地形及び地質													
重要な地形・地質及び自然現象													現し尿処理施設跡地に建設することから、重要な地形・地質及び自然現象に対する要因はないため選定しない。
地盤													
地盤沈下（液状化を含む）				●			●						<p>供用時の施設の稼働に伴う地下水利用並びに解体工事中の一時的な影響については、構造物撤去・埋め戻し等に伴う地下水位の変動により、周辺地盤の圧密沈下や液状化強度への影響を及ぼす可能性があるため選定する。</p> <p>建設工事中のごみピット等の深部掘削については、土留め壁の設置や止水工事等の適切な施工対策を講じるため選定しない。</p>
土壌													
土壌汚染				●			●						<p>供用時の施設の稼働に伴い、煙突からの排ガス成分がダウンウォッシュにより周辺土壌へ降下・蓄積する可能性並びに解体工事中の一時的な影響については、ダイオキシン類や重金属類等が敷地内で飛散する可能性があるため選定する。</p> <p>建設工事中においては、地歴調査の結果から土壌汚染が存在するおそれはないと判断している。さらに、土壌を敷地外に搬出する場合には、当該土壌を分析の上、適正処理を実施するため選定しない。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
環境要素の区分												
その他の環境												
日照障害								新ごみ処理施設の建屋の高さは現ごみ処理施設と同等程度であること、また、最寄りの居住施設等から約300m以上の十分な離隔距離を確保していることから、周辺的生活環境に及ぼす日照障害の影響は極めて低いため選定しない。				
電波障害								新ごみ処理施設の建屋の高さは現ごみ処理施設と同等程度であること、また、最寄りの居住施設等から約300m以上の十分な離隔距離を確保していることから、一般家庭の受信環境に支障を及ぼす電波遮蔽域が生じる可能性は極めて低いため選定しない。				
気象								新ごみ処理施設の建屋の高さは現ごみ処理施設と同等程度であること、また、局地的な風向・風速の変化を生じさせる建築物ではないため選定しない。また、工事中においても、仮設物の設置や建設機械の稼働は周辺の気象条件を変化させる要因とはならないため選定しない。				

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由				
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行		廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
環境要素の区分												
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												
動物												
重要な種・注目すべき生息地		●			●	●		●	供用時の施設の稼働に伴う排ガスやプラント排水等の放出、工事中及び供用時の運搬車両の走行は、走行ルート周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。			
植物												
重要な種及び群落		●			●	●		●	供用時の施設の稼働に伴う排ガスやプラント排水等の放出、工事中及び供用時の運搬車両の走行は、走行ルート周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。			
植物生育環境としての土壌					●				<p>供用時の施設の稼働に伴い、煙突からの排ガス成分が長期間にわたり地表面へ降下・沈着することで、周辺の植物群落の組成に影響を及ぼす可能性があるため選定する。</p> <p>工事中の一時的な影響については、地下コンクリート構造物の造成及び撤去等に伴う周辺土壌の変化が想定されるが、新ごみ処理施設建設後及び現ごみ処理施設解体後の跡地はアスファルト舗装を施す計画であり、現状の植物生育環境に変化は生じないものと判断し選定しない。</p>			

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形改変後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行 廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水		
環境要素の区分	生態系										
地域を特徴づける生態系	●			●	●				●		<p>供用時の施設の稼働に伴う排ガスやプラント排水等により、重要種を支える植物相や水圏環境に対し、長期的・累積的な間接影響を及ぼす可能性があるため選定する。また、工事中及び供用時の運搬車両の走行についても、走行ルート周辺に影響を及ぼす可能性があるため選定する。</p>

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中		供用時		解体工事中		解体工事完了後		環境影響評価項目の選定・非選定理由			
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生		解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行
環境要素の区分												
人と自然との豊かな触れ合いの活動の確保を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素												
景観												
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	●			●					●	建設工事中の一時的な影響、供用時及び解体工事完了後の工作物の存在については、主な眺望点からの眺望景観及び対象事業実施区域周辺からの日常的な景観への影響を検討するため選定する。		
人と自然との触れ合いの活動の場		●	●		●			●		供用時の工作物の存在については、建築意匠や色彩が周囲の景観と調和しているかを確認するため選定する。また、工事中及び供用時の運搬車両の走行についても、走行ルート周辺での騒音・振動の増大や安全性の低下、心理的な圧迫感が生じ、日常的なふれあい活動の継続性や快適性に影響を及ぼす懸念があるため選定する。		

第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分          環境要素の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後			環境影響評価項目の選定・非選定理由
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行 雨水の排水	地形変化後の土地及び工作物の存在		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素													
廃棄物等													
廃棄物	●					●	●						供用時の廃棄物の発生に伴い、廃棄物処理の過程で発生する焼却灰、飛灰及びその他の廃棄物が発生するため選定する。また、工事中の一時的な影響についても、廃プラスチック等の建設資材の端材並びに解体工事における廃コンクリート、建築廃材及び現ごみ処理施設設備内の残留した焼却灰等が発生することから、適正な分別及び処理計画を検討するため選定する。
建設工事に伴う副産物（残土等）	●							●					工事中の一時的な影響については、地下構造物の建設や解体に伴い、残土等の副産物が発生するため選定する。



第5章 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分	建設工事中			供用時			解体工事中			解体工事後	環境影響評価項目の選定・非選定理由		
	造成工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働	資材等の運搬車両の走行	雨水の排水	地形変更後の土地及び工作物の存在	施設の稼働	廃棄物運搬車両等の走行	廃棄物の発生	解体工事等による一時的な影響	建設機械等の稼働		資材等の運搬車両の走行	雨水の排水
環境要素の区分	歴史的・文化的環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素												
文化財、埋蔵文化財包蔵地等													
文化財、天然記念物等													供用時及び工事中の対象事業実施区域には現 ごみ処理施設があり、文化財、天然記念物等の 生息域となりうる場所がなく、保全が必要なも のは存在しないため選定しない。
埋蔵文化財包蔵地	●												建設工事中の一時的な影響については、対象 事業実施区域に長岡京跡が含まれることから埋 蔵文化財が出土する可能性があるため選定す る。 供用時については、施設建設後に掘削や土地 の改変等を行わないため選定しない。
歴史的・文化的景観													
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観	●			●									建設工事中の一時的な影響、供用時及び解体 工事後の工作物の存在については、主な歴 史的・文化的眺望点からの眺望景観への影響を 検討するため選定するが、景観調査は「主要な 眺望点及び景観資源並びに眺望景観」(p5- 17)と合わせて実施する。

## 第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、「環境影響評価等についての技術的事項に関する指針」（平成11年京都府告示第276号）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案し、以下のとおりとした。

なお、調査等の実施、事業内容の具体化等により環境影響に関する新たな事情が生じた場合は、必要に応じ、手法の見直しを行うものとする。

### 6-1 大気環境

#### 6-1-1 大気質

対象事業の実施に伴う大気質に影響する要因として、建設工事に伴い発生する粉じん、解体工事に伴い発生する粉じん、ダイオキシン類や石綿、建設機械等の稼働及び運搬車両の走行に伴う各種排出ガス、供用時には施設の稼働に伴う煙突からの各種排出ガスや粗大ごみ処理設備の破砕による粉じんなどが想定される。

これらの排出ガスや飛散物に含まれる大気汚染物質により、大気質に影響を受ける可能性があることから、その影響を検討するため、大気質に関する調査、予測及び評価を実施する。

なお、現ごみ処理施設においては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び京都府環境を守り育てる条例に基づいて定期的な測定が実施されており、直近の測定結果においても排出ガス中の大気汚染物質は、いずれも法定基準値を大幅に下回る運転管理を行っている。

##### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-1に示すとおりである。また、調査地点は、図6-1及び図6-2に示すとおりである。

表6-1 大気質調査の手法(大気質)

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
大気汚染物質の濃度の状況	京都府環境白書（京都府）、京都府ダイオキシン類測定結果（京都府）、京都府有害大気汚染物質測定結果（京都府）、本組合測定結果	(地域・地点) 調査地域	直近5年間
気象の状況	「気象庁ホームページ 気象統計情報」等を対象に収集整理	(地域) 調査地域 (地点) 対象事業実施区域	直近5年間
解体工事時の石綿	本組合において令和7年度に実施した現ごみ処理施設の石綿含有調査結果等	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 現ごみ処理施設	最新年度
解体工事時のダイオキシン類	本組合において令和7年度に実施した現ごみ処理施設のダイオキシン類の調査結果等	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 現ごみ処理施設	最新年度

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等	
現地調査				
一般環境大気質				
二酸化硫黄	ステーション設置による自動連続測定 ・溶液導電率法又は紫外線蛍光法 (測定高さ：地上1.5m)	(地域) 調査地域 (地点) 対象事業実施区域1地点、対象事業実施区域周辺(東西南北、北東)5地点 (図6-1参照)	各季1週間(7日間) (※) (1時間値測定)	
浮遊粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・ベータ線吸収法 (測定高さ：地上3m)			
二酸化窒素	ステーション設置による自動連続測定 ・ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 (測定高さ：地上1.5m)			
微小粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 (測定高さ：地上3m)		各季1週間(7日間) (※) (1地点につき1検体/7日間)	
ダイオキシン類	サンプリング分析(簡易測定) ・ハイボリューム・エアサンプラー捕集、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計による方法 (測定高さ：地上3m)			
塩化水素	サンプリング分析(簡易測定) ・イオンクロマトグラフ法 (測定高さ：地上1.5m)			各季1週間(7日間) (※) (1地点につき1検体/1日)
水銀	サンプリング分析(簡易測定) ・金アマルガム捕集-加熱気化、非分散冷原子吸光法 (測定高さ：地上1.5m)			
降下ばいじん	サンプリング分析 ・ダストジャーによる捕集法、重量法 (測定高さ：地上2~5m)	(地域) 調査地域 (地点) 対象事業実施区域1地点 (図6-1参照)	各季1ヵ月(30日間)(※) (1地点につき1検体/月)	

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
<b>沿道大気質</b>			
浮遊粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・ベータ線吸収法 (測定高さ：地上3m)	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	各季1週間(7日間) (※) (1時間値測定) (1地点につき1検体/日)
二酸化窒素	ステーション設置による自動連続測定 ・ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法 (測定高さ：地上1.5m)		
微小粒子状物質	ステーション設置による自動連続測定 ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法 (測定高さ：地上3m)		
粉じん	サンプリング分析 ・ダストジャーによる捕集法、重量法 (測定高さ：地上2～5m)		各季1ヵ月(30日間)(※) (1地点につき1検体/月)
<b>地上気象</b>			
風向・風速	ステーション設置による自動連続測定 ・風車型風向風速計 (測定高さ：地上約10m)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域1地点 (図6-1参照)	1年間連続 (測定:10分間/h)
日射量	ステーション設置による自動連続測定 ・全天日射計 (測定高さ：地上約3m)		1年間連続 (測定:10分間/h)
放射収支量	ステーション設置による自動連続測定 ・放射収支計 (測定高さ：地上1.5m)		1年間連続 (測定:10分間/h)
気温・湿度	ステーション設置による自動連続測定 ・隔測温湿度計 (測定高さ：地上1.5m)		1年間連続 (毎正時値)
<b>高層気象</b>			
風向・風速・気温	現地観測 ・GPSゾンデ観測 (取得高度は1,000mまで50m毎)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域1地点 (図6-1参照)	各季1週間(7日間) (8回/日:3h毎)

※うち、秋季は現ごみ処理施設稼働時の影響を軽減したバックグラウンド濃度を把握するため、10月の全炉停止期間(5日間を予定)を含む調査期間とし、他3季と同様に調査する。

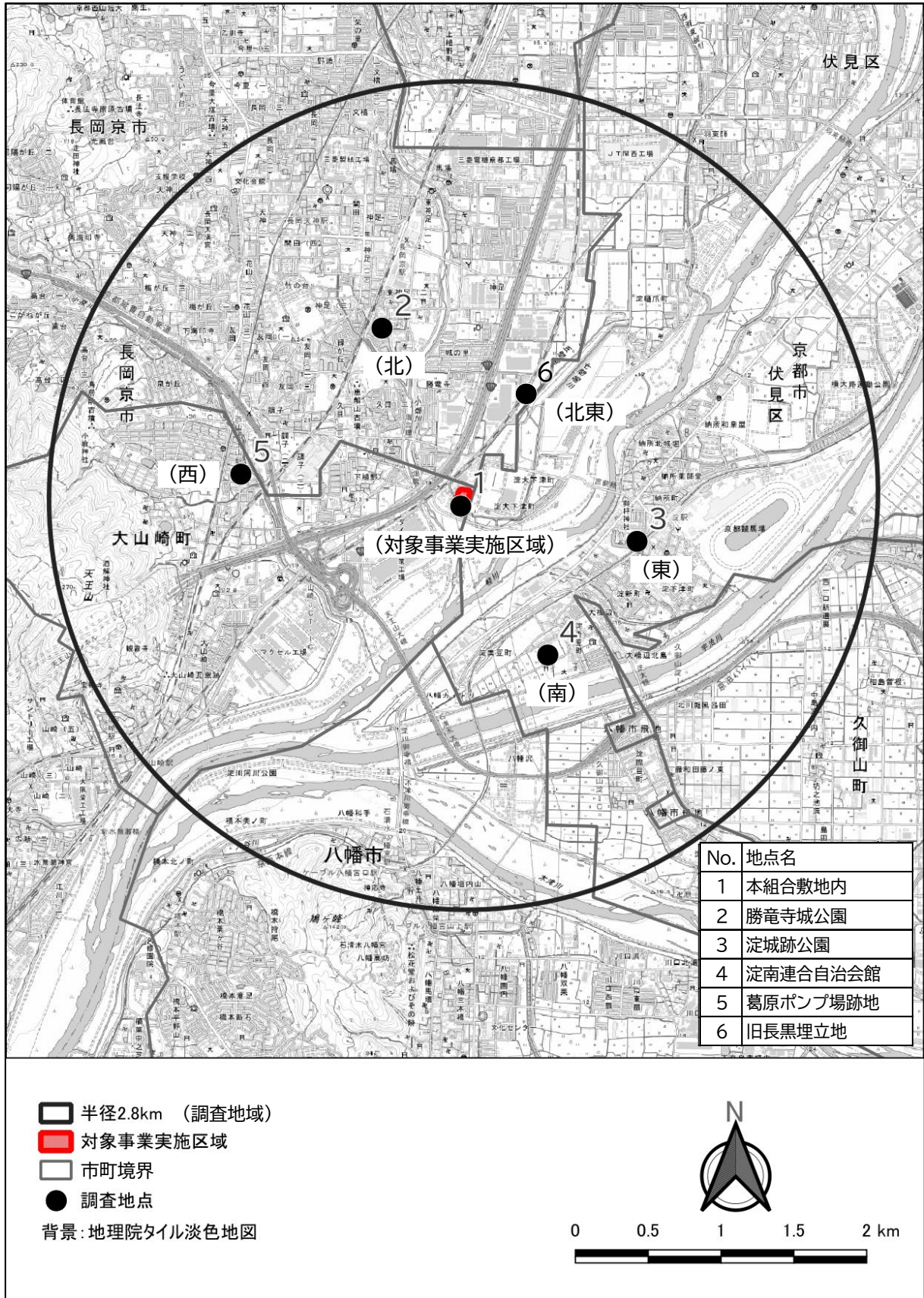


図6-1 一般環境大気質・気象の調査地点

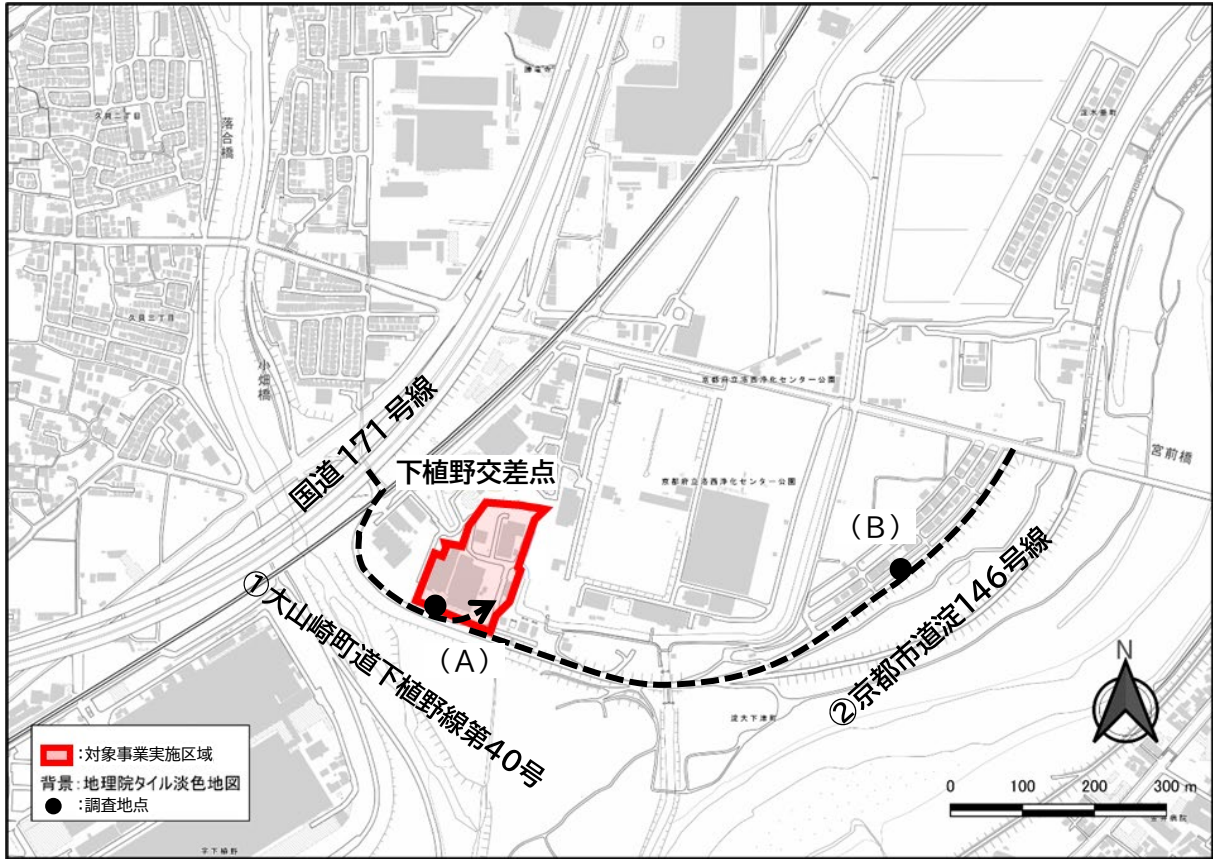


図6-2 沿道大気質の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-2に示すとおりである。

表6-2 大気質の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
建設工事による一時的な影響			
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
建設機械等の稼働			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年、公害研究対策センター)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺(敷地境界周辺)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点 (図6-2参照)	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排出ガス）			
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値及び1時間値			
<p>[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）</p> <p>[1時間値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>	
降下ばいじんの月平均値			
<p>[月平均値] 類似施設の調査結果を参考に、新施設の稼働による負荷、環境保全対策などを踏まえた定性的な予測</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>	
ダイオキシン類及び水銀濃度の年平均値			
<p>[年平均値] 「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（参考として、地形影響を考慮した3次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施）</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>	
塩化水素濃度の1時間値			
<p>「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」及び（平成12年、公害研究対策センター）「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）</p>	<p>（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>	
施設の稼働（粗大ごみ処理設備等）			
粉じん			
<p>同種・同規模の破碎処理設備における事後調査結果及び排出実態を踏まえた定性的な予測</p>	<p>（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）</p>	<p>事業活動が定常状態となる時期</p>	

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
廃棄物運搬車両等の走行			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	（地域）運搬車両の走行 道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）の1地点 （図6-2参照）	供用時による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	（地域）運搬車両の走行 道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）の1地点 （図6-2参照）	供用時による環境影響が最大となる時期

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
解体工事による一時的な影響			
石綿			
	既存資料の解析、解体工事における飛散防止措置等を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺 (敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺 (敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
ダイオキシン類			
	既存資料の解析、解体工事における飛散防止措置等を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺 (敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
建設機械等の稼働			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(平成12年、公害研究対策センター)に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 対象事業実施区域周辺 (敷地境界周辺)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質濃度の年平均値			
	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所)に示されたプルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルにより計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート (A) (B) の2地点 (図6-2 参照)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
粉じん			
	風向・風速の調査結果に基づき、地上の土砂による粉じんが飛散する風速の出現頻度をビューフォート風力階級により計算	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート (A) (B) の2地点 (図6-2 参照)	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-2 騒音・振動

6-2-1 騒音

対象事業の実施に伴う騒音に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中においては、建設機械の稼働に伴う環境騒音及び運搬車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられる。また、供用時においては、施設の稼働に伴う工場・事業場の環境騒音及び運搬車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられる。これらの騒音が発生することから、その影響を検討するため、騒音に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-3に示すとおりである。また、調査地点は図6-3に示すとおりである。

表6-3 騒音調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
騒音の状況	京都府環境白書（京都府）、大山崎町騒音・振動測定調査結果、本組合測定結果を対象に収集整理	(地域・地点) 事業実施に伴う影響範囲	直近5年間
現地調査			
環境騒音			
騒音 (等価騒音レベル及び時間率騒音レベル)	現地実測（騒音計で測定） ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に規定する日本産業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域 1地点（C） (図6-3参照)	2回（平日・休日） 各24時間
道路交通騒音			
騒音 (等価騒音レベル及び時間率騒音レベル)	現地実測（騒音計で測定） ・「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に規定する日本産業規格 Z8731「環境騒音の表示・測定方法」による測定	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点 (図6-3参照)	2回（平日・休日） 各24時間
交通量	現地実測 ・車種別にカウンターで計測 車種：大型乗用、大型貨物、小型乗用、小型貨物、二輪車、ごみ収集車		
走行速度	現地実測 ・一定区間の通過時間を上下10台程度について計測		
道路の構造、道路の位置、路面状況	現地調査		

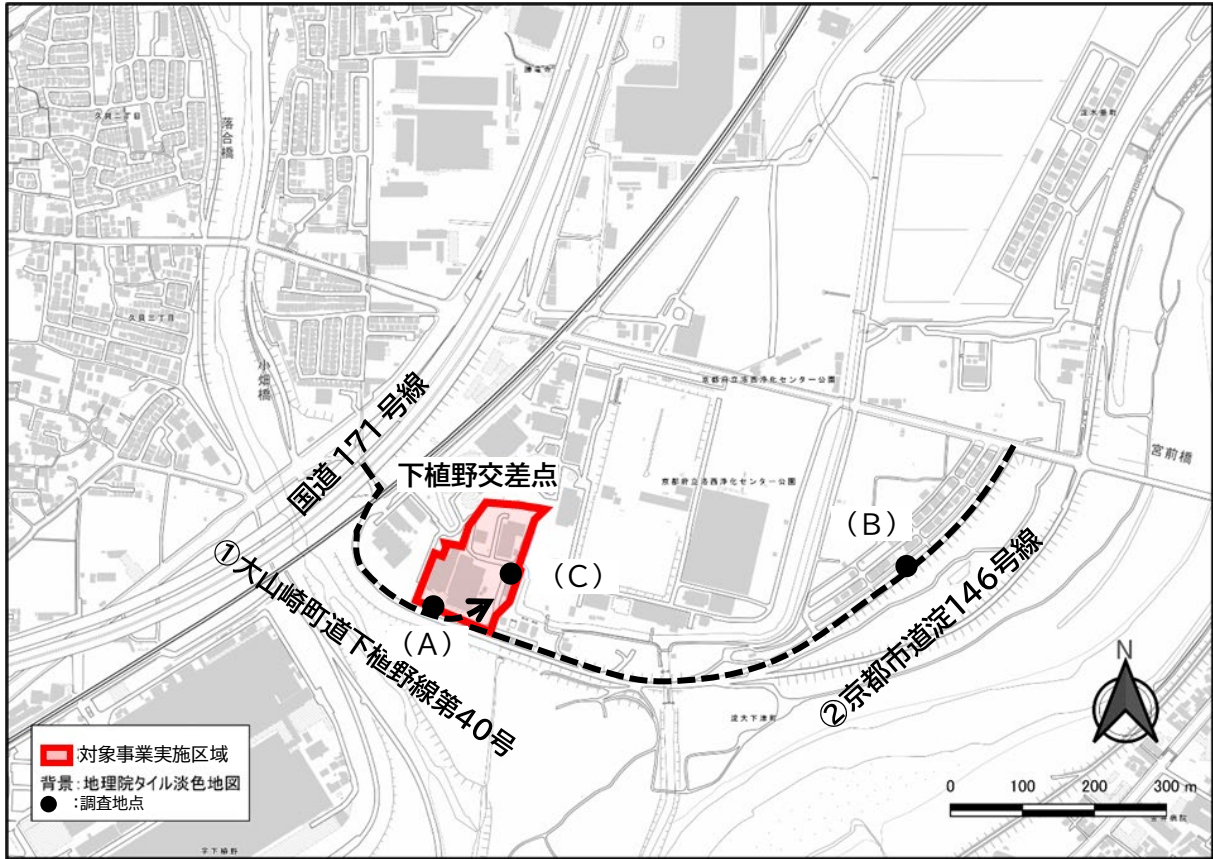


図6-3 騒音の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-4に示すとおりである。

表6-4 騒音の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
建設機械等の稼働			
建設作業騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）			
	「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」（平成20年 日本音響学会誌64巻4号）に基づく数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（騒音レベルが最大となる地点）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通騒音（等価騒音レベル）			
	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」（令和6年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）2地点（図6-3参照）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働			
工場・事業場騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）			
	「環境アセスメントの技術」（平成11年、（社）環境情報科学センター）に示された建物内での騒音伝搬式、屋外での騒音伝搬式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（騒音レベルが最大となる地点）	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
道路交通騒音（等価騒音レベル）			
	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」（令和6年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）1地点（図6-3参照）	供用時による環境影響が最大となる時期

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
建設機械等の稼働			
建設作業騒音（騒音レベル90%レンジ上端値）			
	「建設作業騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」（平成20年 日本音響学会誌64巻4号）に基づく数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界）（騒音レベルが最大となる地点）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通騒音（等価騒音レベル）			
	「道路交通騒音予測モデル ASJ RTN-Model 2023」（令和6年、日本音響学会誌70巻4号）に基づく数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）2地点（図6-3参照）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

### （3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-2-2 低周波音・超低周波音

対象事業の実施によって、供用時に施設の稼働に伴い低周波音が発生することから、その影響を検討するため、低周波音（100Hz以下の音）及び超低周波音（20Hz以下の音）に関する調査、予測及び評価を実施する。

（1）調査の手法

調査の手法は、表6-5に示すとおりである。また、調査地点は図6-4に示すとおりである。  
 なお、現地調査は騒音と同時に実施する。

表6-5 低周波音・超低周波音調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
現地調査			
低周波音・超低周波音の状況			
低周波音・超低周波音（G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル、周波数範囲1～100Hz）	現地実測（低周波音圧レベル計で測定） ・「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁）に規定する方法	（地域）対象事業実施区域（敷地境界） （地点）対象事業実施区域（敷地境界） 1地点（図6-4参照）	2回（平日・休日） 各24時間

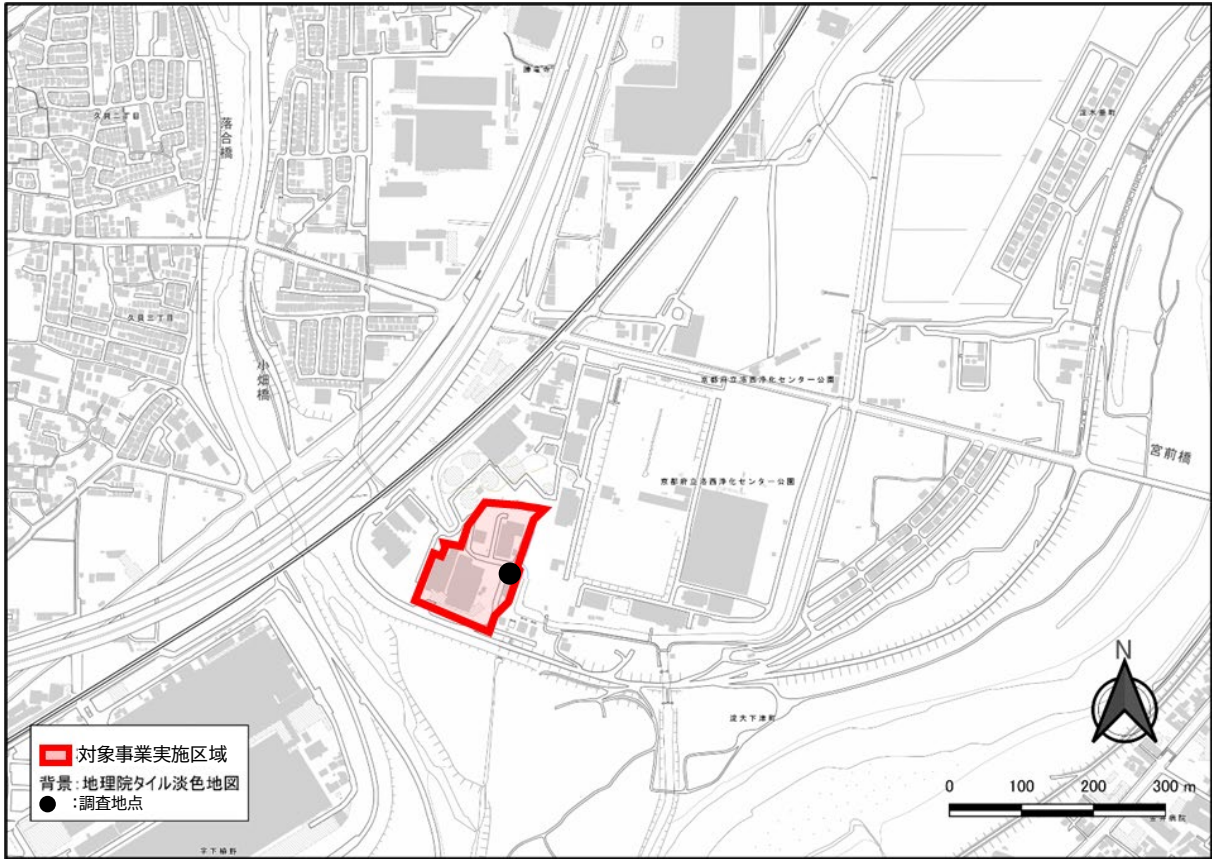


図6-4 低周波音・超低周波音の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-6に示すとおりである。

表6-6 低周波音、超低周波音の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
	低周波音・超低周波音（G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル）		
	事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域周辺（敷地境界周辺）	事業活動が定常状態となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-2-3 振動

対象事業の実施に伴う騒音に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中においては、建設機械の稼働に伴う振動及び運搬車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられる。また、供用時においては、施設の稼働に伴う工場・事業場の振動及び運搬車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられる。これらの振動が発生することから、その影響を検討するため、振動に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-7に示すとおりである。また、調査地点は図6-5に示すとおりである。なお、現地調査は騒音と同時に実施する。

交通量、走行速度等の現地調査については、道路交通騒音の調査と兼ねて行う。

表6-7 振動調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
振動の状況	京都府環境白書（京都府）、大山崎町騒音・振動測定調査結果、本組合測定結果を対象に収集整理	(地域・地点) 事業実施に伴う影響範囲	直近5年間
現地調査			
環境振動			
振動 (振動レベル)	現地実測（振動レベル計で測定） ・「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に規定する方法、日本産業規格Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域1地点（C） (図6-5参照)	2回（平日・休日） 各24時間
道路交通振動			
振動 (振動レベル)	現地実測（振動レベル計で測定） ・「振動規制法」（昭和51年法律第64号）に規定する方法、日本産業規格Z8735「振動レベルの測定方法」による測定	(地域) 運搬車両の走行道路沿道 (地点) 運搬車両の走行ルート（A） （B）2地点 (図6-5参照)	2回（平日・休日） 各24時間
地盤卓越振動数	現地実測（振動レベル計で測定） ・振動レベル計をデータレコーダに接続し、周波数を1/3オクターブバンド分析器を用いて分析 (大型車10台程度測定)		

※ 環境振動とは、特定の発生源のないバックグラウンドの振動を示す。

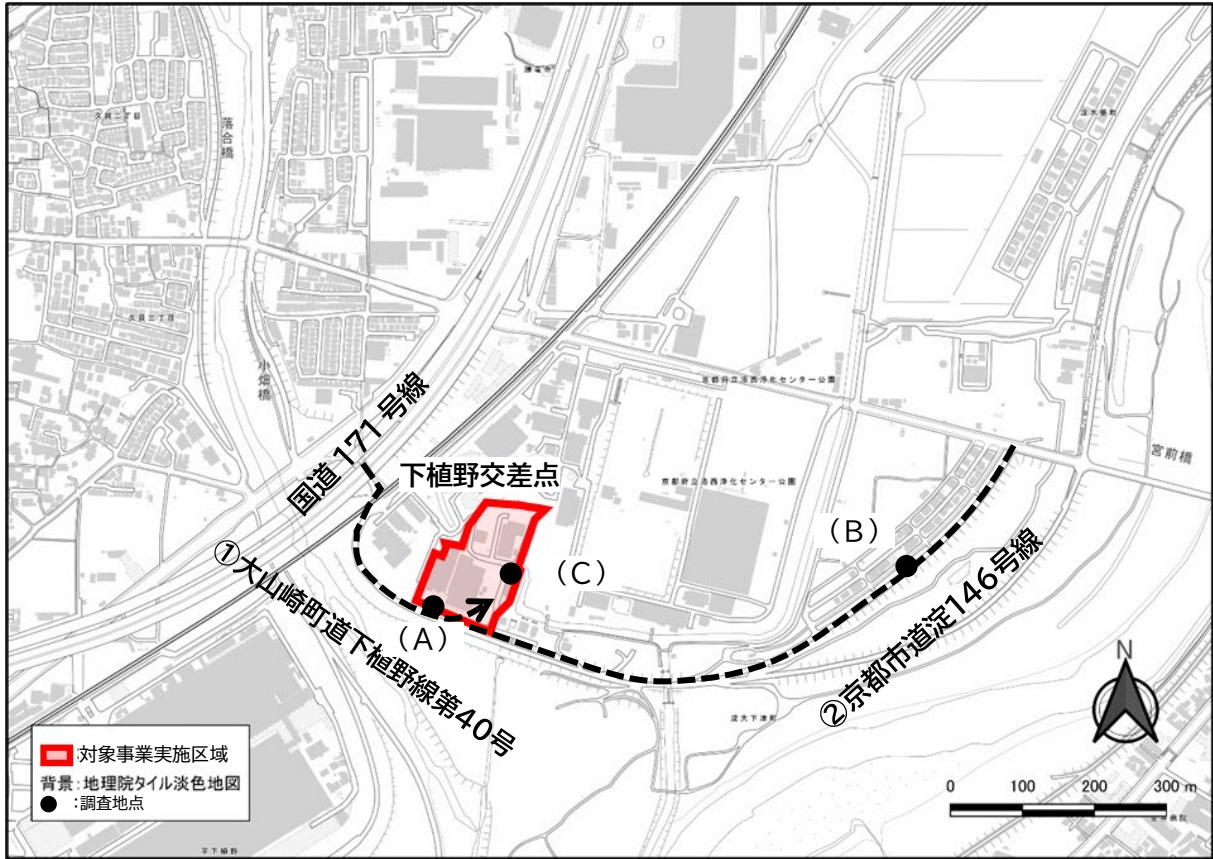


図6-5 振動の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-8に示すとおりである。

表6-8 振動の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
建設機械等の稼働			
建設作業振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界） （振動レベルが最大となる地点）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版 土木研究所資料集4254号）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点（図6-5参照）	建設工事の実施による環境影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働			
工場・事業場振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界） （振動レベルが最大となる地点）	事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版 土木研究所資料集4254号）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点（図6-5参照）	供用時による環境影響が最大となる時期

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
建設機械等の稼働			
建設作業振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界） （振動レベルが最大となる地点）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期
資材等の運搬車両の走行			
道路交通振動（振動レベル80%レンジ上端値）			
	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版 土木研究所資料集4254号）」に示された振動の伝搬計算式により数値計算	（地域）運搬車両の走行道路沿道 （地点）運搬車両の走行ルート（A）（B）の2地点（図6-5参照）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

（3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-3 悪臭

6-3-1 悪臭

対象事業の実施に伴う悪臭に影響する要因として、供用時には施設の稼働に伴う煙突排出ガスや施設からの悪臭の漏洩、解体工事中における一時的な影響として現ごみ処理施設の解体・洗浄等により悪臭が発生する可能性があることから、その影響を検討するため、悪臭に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-9に示すとおりである。また、調査地点は図6-6に示すとおりである。

表6-9 悪臭調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
悪臭の状況	本組合測定結果を対象に収集整理	(地域・地点) 対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
悪臭			
特定悪臭物質濃度(22物質)※	サンプリング分析 ・「特定悪臭物質の測定の方法」 (昭和47年環境庁告示第9号)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域 1地点	2回(夏季・冬季)
臭気指数	サンプリング分析 ・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域 1地点 対象事業実施区域周辺(東西南北) 4地点	
気象			
気温、湿度、風向、風速、天候	現地実測 ・簡易風向風速計、温湿度計による測定	(地域) 対象事業実施区域 (地点) 対象事業実施区域 1地点 対象事業実施区域周辺(東西南北) 4地点	2回(夏季・冬季)

※ アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

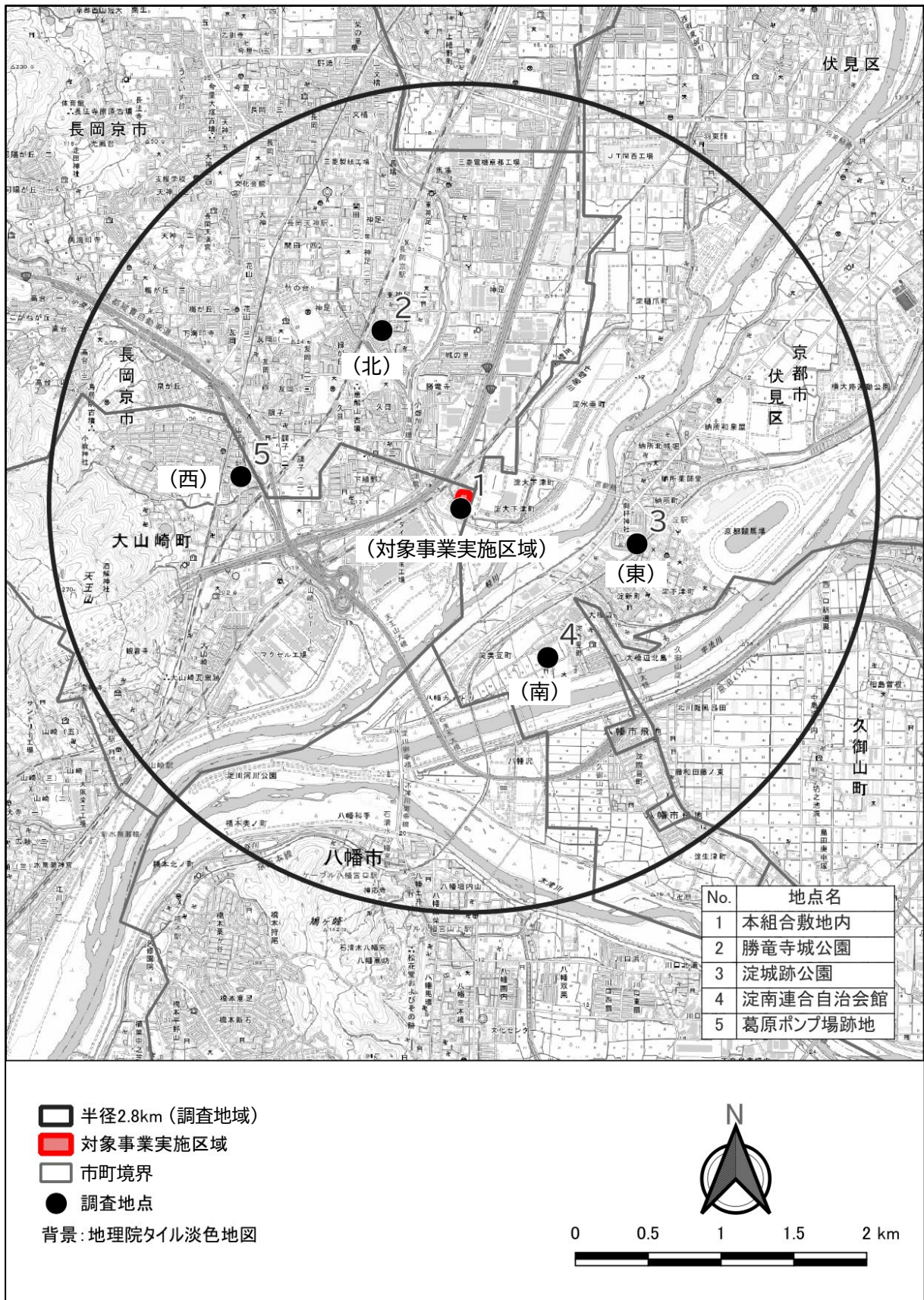


図6-6 悪臭の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-10に示すとおりである。

表6-10 悪臭の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排出ガス）			
臭気指数			
	「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成12年、公害研究対策センター）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、厚生省生活衛生局監修）に示されたブルーム・パフモデルを基本とした大気拡散モデルによる計算（一般的な気象条件時、上層逆転層出現時、ダウンウォッシュ時、接地逆転層崩壊時を基本）	（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
施設の稼働（施設からの悪臭原因物の漏洩）			
悪臭防止法で規制敷地境界線規制（1号）として定められている悪臭物質（22物質）濃度 臭気指数			
	現施設の資料及び事業計画を踏まえた定性的な予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界周辺）	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響（解体・洗浄等による悪臭の発生）			
悪臭防止法で規制敷地境界線規制（1号）として定められている悪臭物質（22物質）濃度 臭気指数			
	現施設の資料及び工事計画を踏まえた定性的な予測	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）対象事業実施区域（敷地境界周辺）	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

## 6-4 水環境

### 6-4-1 水質汚濁

対象事業の実施に伴う水質汚濁に影響する要因として、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ公共用水域に放流する可能性があることから、その影響を検討するため、水質汚濁に関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-11に示すとおりである。また、調査地点は図6-7に示すとおりである。

表6-11 水質汚濁調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
水質汚濁物質の濃度の状況	京都府環境白書（京都府）等を対象に収集整理	（地域・地点）対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
水質汚濁物質の濃度等の状況			
環境基準が設定されている物質等（健康項目、生活環境項目、水生生物保全環境基準）、ダイオキシン類	サンプリング分析 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）放流地点（五間堀川）上流1地点、下流1地点	2回（豊水時、渇水時）
流量	現地実測		

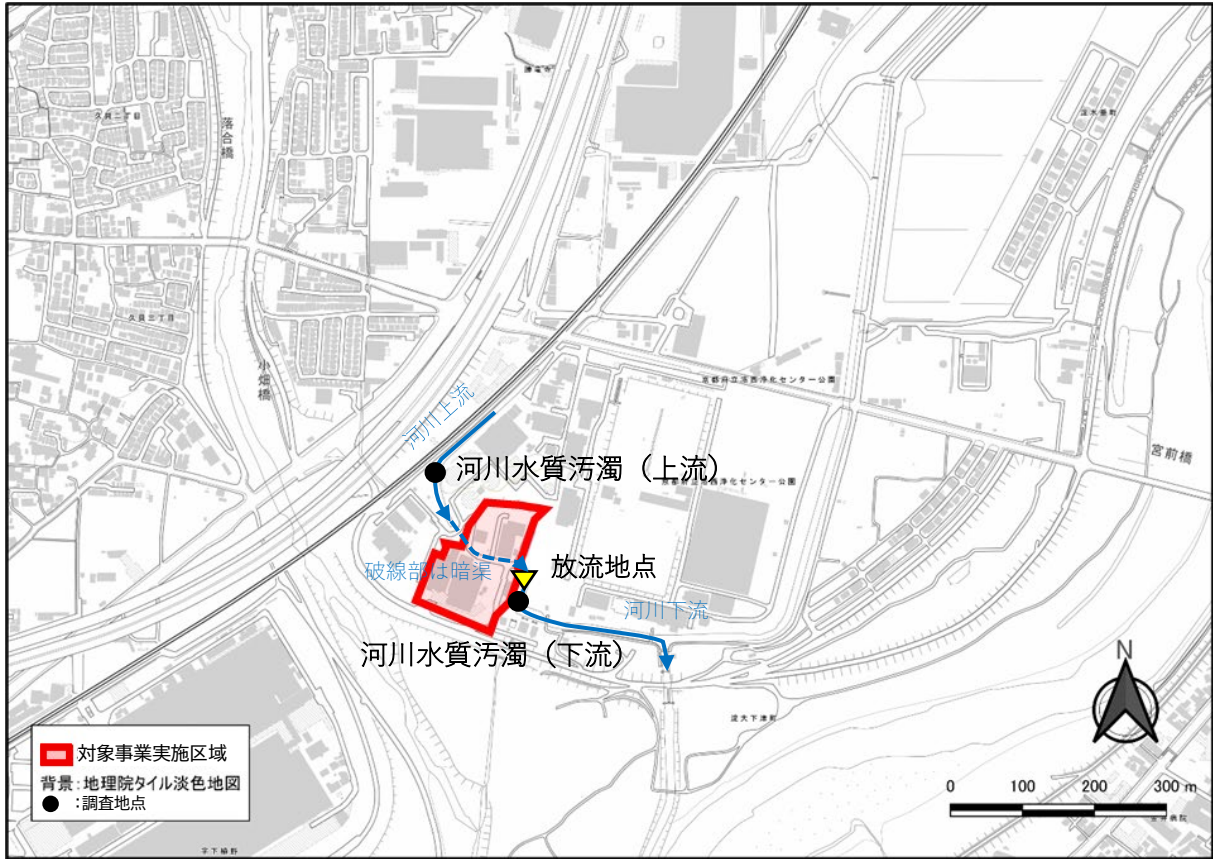


図6-7 水質汚濁の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-12に示すとおりである。

表6-12 水質汚濁の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
	水質汚濁物質の濃度等の状況		
	既存資料、現地調査及び事業計画を踏まえた定量的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 放流地点下流	事業活動が定常状態となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-4-2 水の濁り

対象事業の実施に伴う水の濁りに影響する要因として、建設工事中及び解体工事中の雨水については、沈砂池などで沈砂させた上で公共用水域へ排水を行うが、水の濁りが残る可能性があることから、その影響を検討するため、水質（水の濁り）に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-13に示すとおりである。また、調査地点は図6-8に示すとおりである。

表6-13 水質(水の濁り)調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
水質汚濁物質の濃度の状況	公共用水域及び地下水の水質測定結果（京都府 HP）、文献その他の資料を対象に収集整理	（地域・地点）対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
水質汚濁物質の濃度等の状況			
降雨時の濁水（SS） 天候、水温、色、透視度、濁度 流量	サンプリング分析 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法 現地実測（サンプリング測定） ・（日本産業規格 K0094「工場用水・工場排水の試料採取方法」の8. 流量の測定に規定する方法）	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）雨水排水地点1地点（図6-8参照）	降雨時2回
土質の状況			
土壌の沈降特性	サンプリング分析 ・日本産業規格 M0201「選炭廃水試験方法」の12. 土壌沈降試験に基づく測定	（地域）対象事業実施区域 （地点）対象事業実施区域の裸地部1地点（図6-8参照）	1回

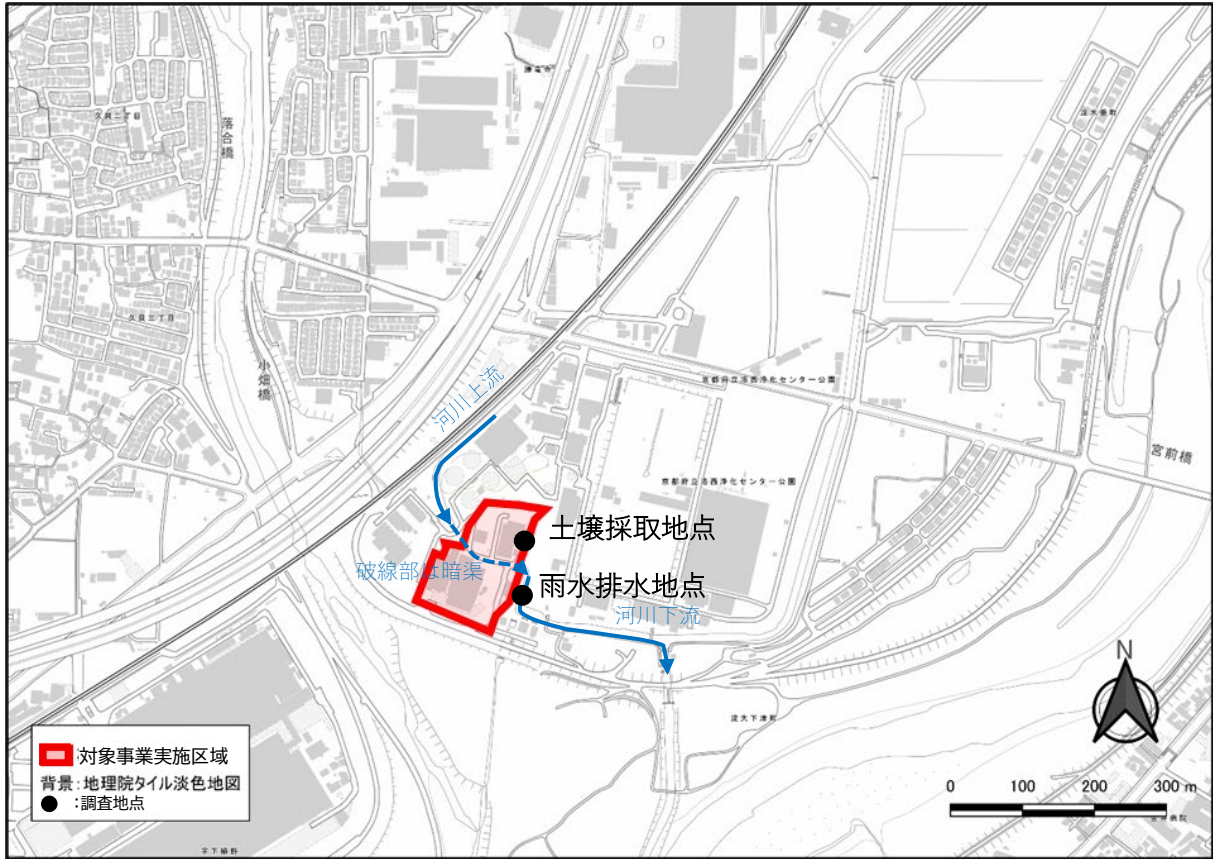


図6-8 水質の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-14に示すとおりである。

表6-14 水質(水の濁り)の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
雨水の排水			
降雨時の濁水（浮遊物質質量（SS））			
	沈降理論式（ストークスの式）により予測	（地域）対象事業実施 区域周辺 （地点）雨水排水地点 （図6-8参照）	建設工事の実施に よる環境影響が最 大となる時期
解体工事中			
雨水の排水			
降雨時の濁水（浮遊物質質量（SS））			
	沈降理論式（ストークスの式）により予測	（地域）対象事業実施 区域周辺 （地点）雨水排水地点 （図6-8参照）	解体工事の実施に よる環境影響が最 大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-4-3 底質汚染

対象事業の実施に伴う底質汚染に影響する要因として、供用時における生活排水及びプラント排水の余剰なものについてのみ公共用水域に放流する可能性があることから、その影響を検討するため、底質汚染に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-15に示すとおりである。また、調査地点は図6-9に示すとおりである。

表6-15 底質汚染の調査手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
底質の状況	ダイオキシン類調査結果（京都府 HP）、京都府の環境モニタリング結果（京都府 HP）、文献その他の資料を対象に収集整理	（地域・地点）対象事業実施区域周辺	直近5年間
現地調査			
水底の底質の状況			
土壌環境基準項目、ダイオキシン類※	サンプリング分析 ・溶出量：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法 ・含有量：「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に定める方法 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法	（地域）対象事業実施区域周辺 （地点）放流地点（五間堀川）上流1地点、下流1地点	2回（豊水時、渇水時）

※ 土壌環境基準項目：カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

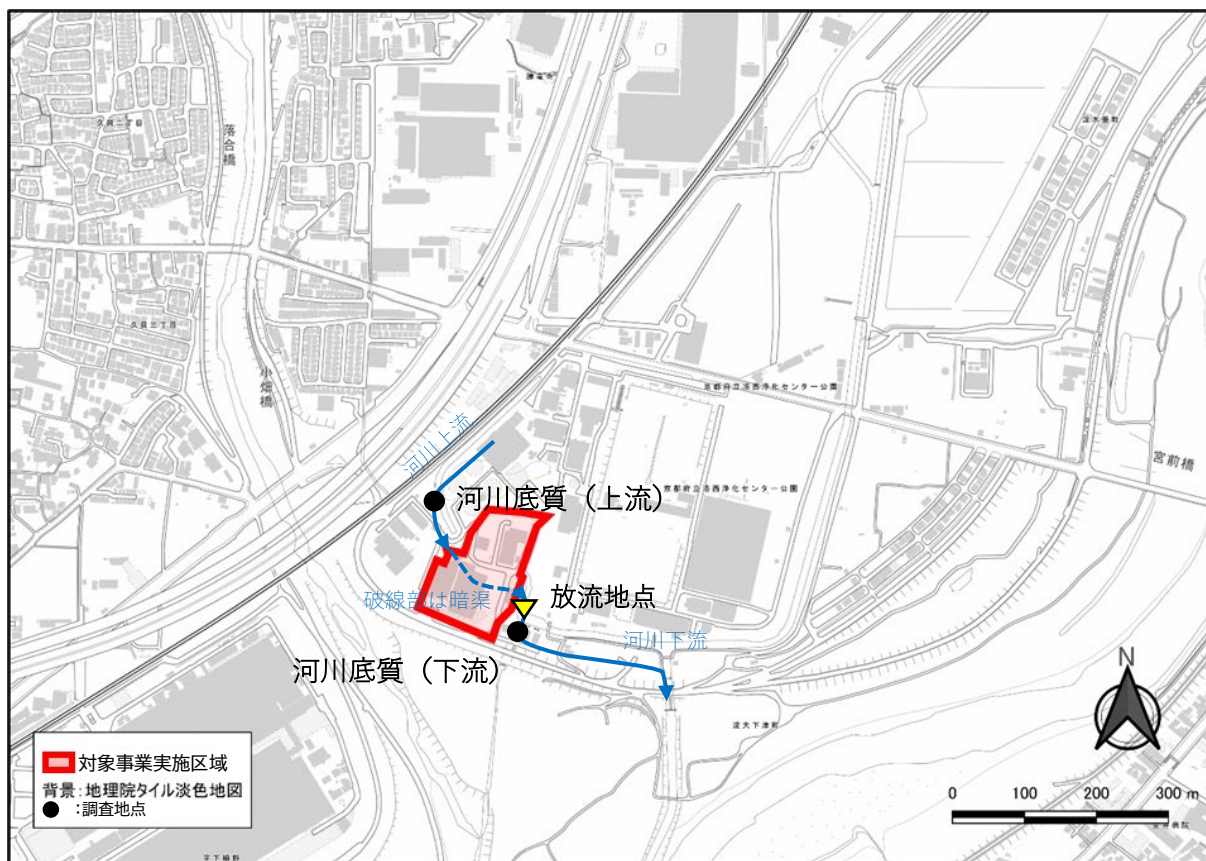


図6-9 底質汚染調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-16に示すとおりである。

表6-16 底質汚染の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
底質汚染	既存資料、現地調査及び事業計画を踏まえた定量的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 放流地点下流	事業活動が定常状態となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

6-4-4 地下水の水位

対象事業の実施に伴う地下水の水位に影響する要因として、供用時における施設の稼働時にはプラント用水として地下水を利用することや、解体工事中における地下構造物等の解体撤去を行うことから、その影響を検討するため、地下水位に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-17に示すとおりである。

表6-17 地下水の調査手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
地下水利用、地下水位の状況	水道統計、大山崎町の水道、本組合揚水量、地下水位データ等を中心に収集整理	(地域・地域) 対象事業実施区域周辺	入手可能な限り

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-18に示すとおりである。

表6-18 地下水の水位の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働	地下水位		
	既存資料及び事業計画を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
地下水位	地下水位		
	既存資料及び工事計画を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-5 地質・土壌環境

## 6-5-1 地盤沈下

対象事業の実施に伴う地盤沈下に影響する要因として、供用時における施設の稼働時にはプラント用水として地下水を利用することや、解体工事中における地下構造物等の解体撤去を行うことから、その影響を検討するため、地盤沈下に関する調査、予測及び評価を実施する。

## (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-19に示すとおりである。

表6-19 地盤沈下の調査手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
地下水利用、地下水位の状況	水道統計、大山崎町の水道、本組合揚水量、地下水位データ等、地質を中心に収集整理	(地域・地点) 対象事業実施区域周辺	入手可能な限り

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-20に示すとおりである。

表6-20 地盤沈下の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働			
地盤沈下（液状化を含む）			
	既存資料及び事業計画を踏まえた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
地盤沈下（液状化を含む）			
	既存資料及び工事計画に基づいた定性的な予測	(地域) 対象事業実施区域周辺 (地点) 事業実施に伴う影響範囲	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、工事中及び供用時における地下水の水位低下や地盤の圧密沈下による影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを評価する。また、地盤沈下監視ガイドライン（環境省）や地方公共団体の施策による目標との整合を図るとともに、周辺の構造物や土地利用の状況に照らし、予測される沈下量が許容範囲内にあるか等、環境保全への配慮が適正になされているかを総合的に評価する。

6-5-2 土壌汚染

対象事業の実施に伴う土壌汚染に影響する要因として、供用時の煙突排ガスからはダイオキシン類や水銀等が排出され、排ガス中の濃度は低いものの長期間にわたって土壌に吸着する可能性があることから、その影響を検討するため、土壌汚染に関する調査、予測及び評価を実施する。また、解体工事中には養生や負圧管理等により有害物質の漏洩を防止する計画であるが、ダイオキシン類や重金属類等の漏洩による土壌汚染の可能性があるため調査、予測及び評価を実施する。なお、建設工事中及び解体工事中に敷地内の土壌を敷地外に搬出する場合には、当該土壌を分析の上、適正処理を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-21に示すとおりである。また、調査地点は図6-10に示す地点の裸地部とする。

表6-21 土壌汚染調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
土壌汚染の状況	京都府内の土壌汚染対策法に基づく府内（京都市を除く）の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況、本組合が実施した地歴調査（指定調査機関による調査）結果等を対象に収集整理	（地域・地点）調査地域	最新年度
現地調査			
土壌汚染の状況			
土壌環境基準項目、ダイオキシン類※	サンプリング分析 ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）に定める方法 ・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）に定める方法	（地域）調査地域 （地点）対象事業実施区域1地点、対象事業実施区域周辺（東西南北）4地点	1回

※ 土壌環境基準項目：カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

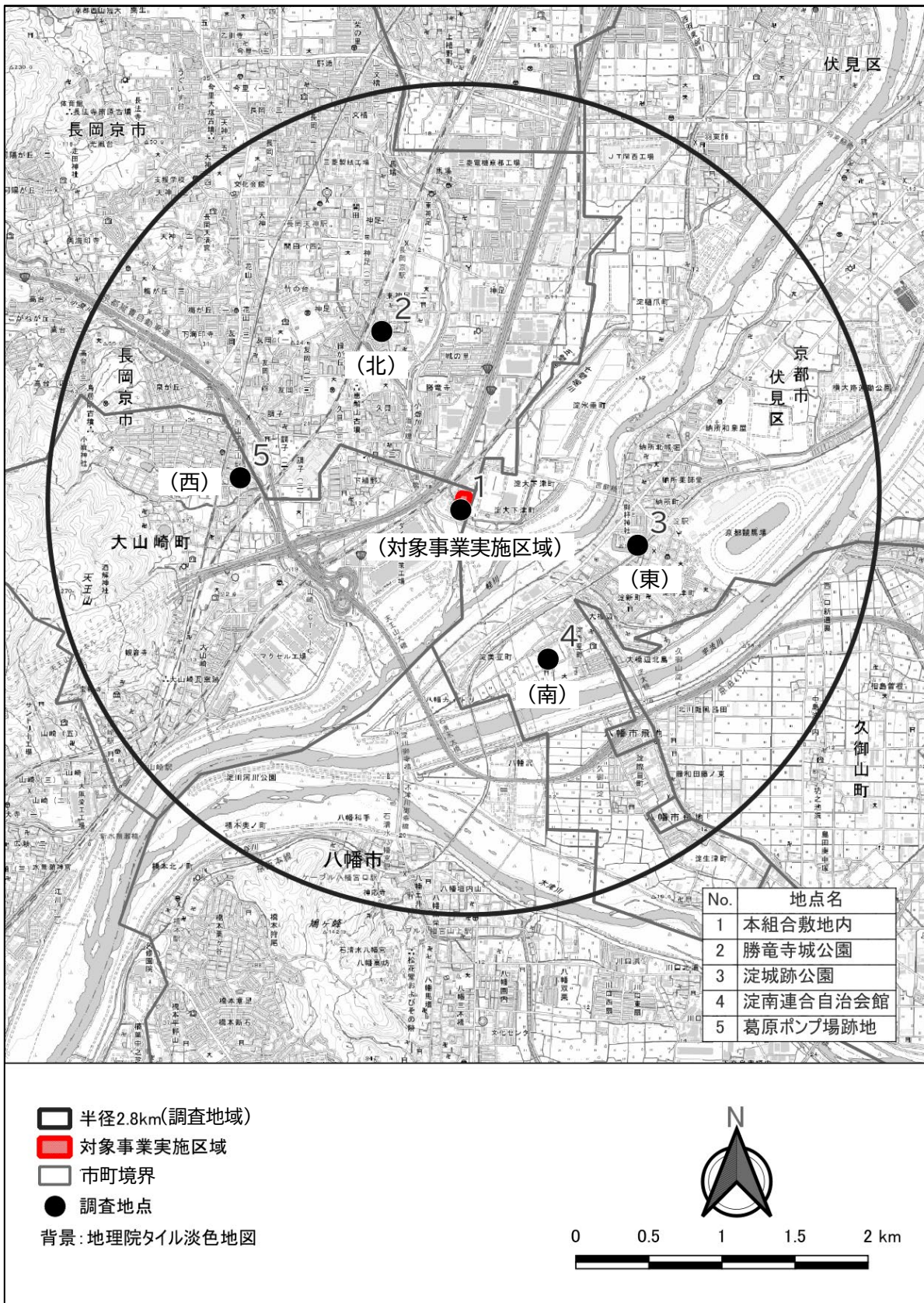


図6-10 土壌汚染の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-22に示すとおりである。

表6-22 土壌汚染の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排ガス）			
土壌汚染			
	事業計画及び施設の稼働に伴う煙突排ガスによるダイオキシン類等の拡散予測結果に基づく定性的な予測	（地域）調査地域 （地点）事業実施に伴う影響範囲	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
土壌汚染			
	工事計画及び調査結果を踏まえた定性的な予測	（地域）対象事業実施区域 （地点）対象事業実施区域の解体工事中に出現する裸地部分	解体工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-6 動物

### 6-6-1 重要な種・注目すべき生息地

対象事業の実施に伴う重要な種・注目すべき生息地に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中において運搬車両が増加することが想定されることや供用時における運搬車両の走行、施設の稼働に伴う煙突排ガスや生活排水及びプラント排水余剰分の公共用水域への放流がある。このため、周辺環境への影響の可能性があることから、その影響を検討するため、動物に関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-23に示すとおりである。また、調査地点は、図6-11に示すとおりである。

なお、任意採取やトラップ収集調査等を実施する調査地点は、現地確認を踏まえて設定する。また、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-23 動物調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
動物相及びその分布の状況、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「環境省レッドリスト2020」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)等を対象に収集整理</li> <li>・自治体等によるいきもの調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
生物			
哺乳類 両生類 は虫類	現地確認調査	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	3季(春、夏、秋季)
昆虫類	任意採取調査、トラップ収集調査(ライトトラップ法、ベイトトラップ法)	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	3季(春、夏、秋季)
淡水魚類、貝類	直接観察調査、採取による調査(モンドリ法、投網法、タモ網法等)	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川	4季(春、夏、秋、冬季)
鳥類	定点観測法、線状調査法	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	5季(春、繁殖期、夏、秋、冬季)

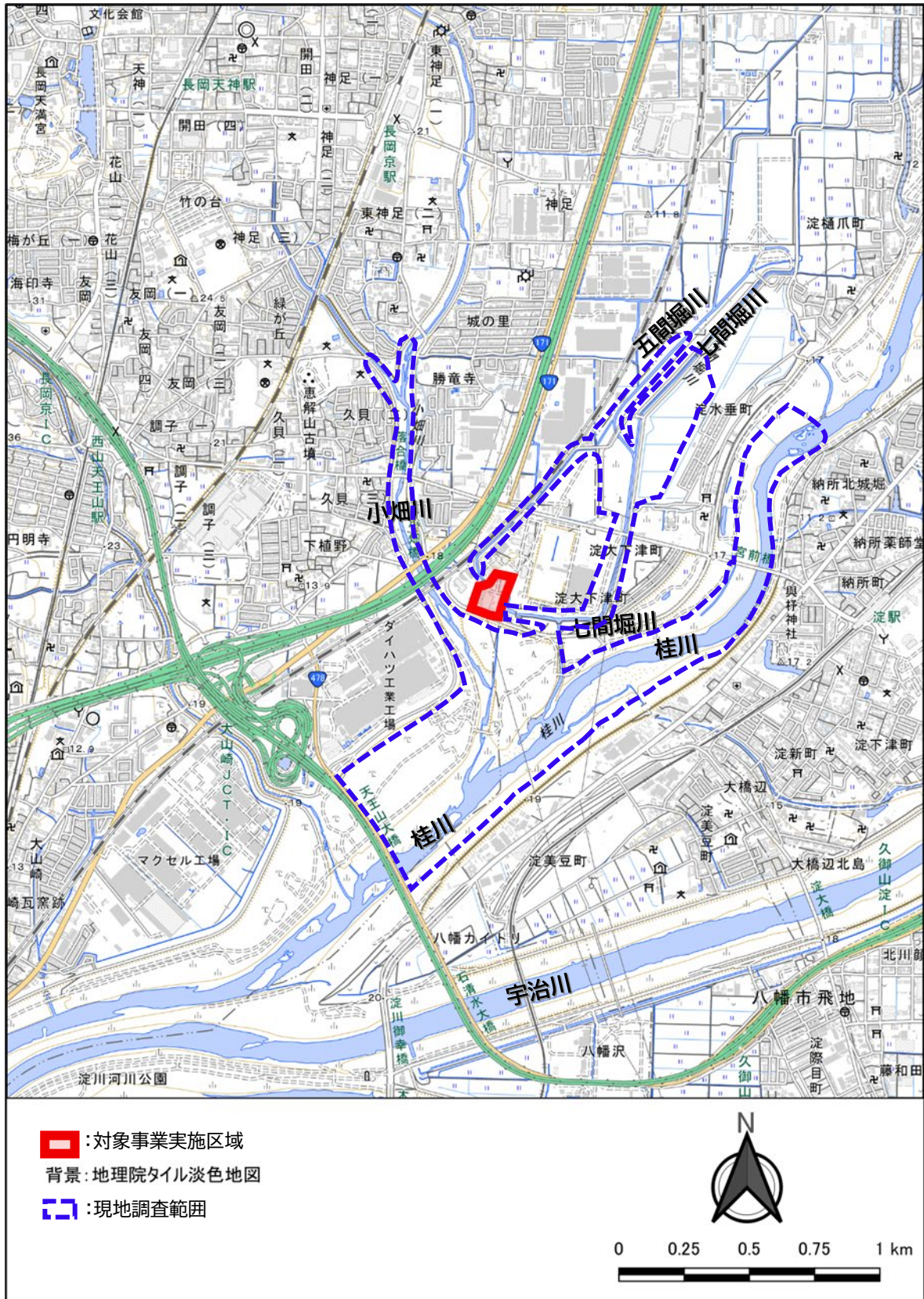


図6-11 動物の現地調査範囲

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-24に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-24 動物の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
重要な種・注目すべき生息地			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	建設工事の実施による影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働(排水)			
重要な種・注目すべき生息地			
	重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または定性的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
施設の稼働(煙突排ガス)			
重要な種・注目すべき生息地			
	大気質「供用時の施設の稼働(煙突排ガス)」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
重要な種・注目すべき生息地			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
資材等の運搬車両の走行			
重要な種・注目すべき生息地			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	解体工事の実施による影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-7 植物

### 6-7-1 重要な種及び群落

対象事業の実施に伴う重要な種及び群落に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中において運搬車両が増加することが想定されることや供用時における運搬車両の走行、施設の稼働に伴う煙突排ガスや生活排水及びプラント排水余剰分の公共用水域への放流がある。このため、周辺環境への影響の可能性があることから、その影響を検討するため、植物に関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-25に示すとおりである。また、調査地点は、図6-12に示すとおりである。なお、植物相調査や植生調査等を実施する調査地点は、現地確認を踏まえ、各植生区分を網羅するようコードラート調査により設定する。また、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-25 植物調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「環境省レッドリスト2025」(環境省)、「京都府レッドデータブック2015」(京都府)等を対象に収集整理</li> <li>・自治体等による植物調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点)調査地域	最新年度
現地調査			
植物			
重要な種及び群落	植物相調査、植生調査、植生図の作成、大径木・景観木調査、樹木活力度調査	(地域・地点)五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	3季(春、夏、秋季)

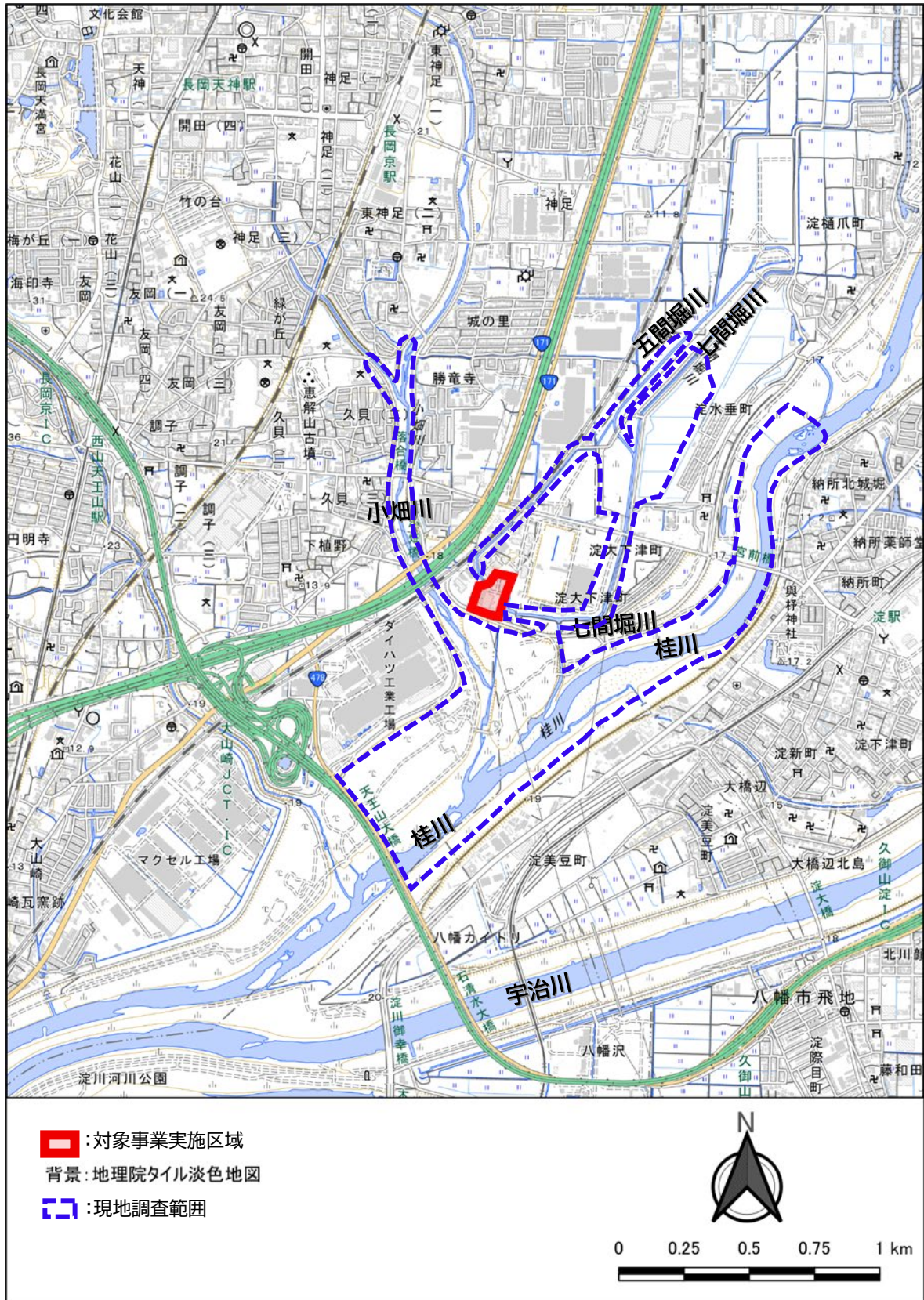


図 6-12 植物の現地調査範囲

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-26に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-26 植物の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
	資材等の運搬車両の走行		
	重要な種及び群落		
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	建設工事の実施による影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
	施設の稼働(排水)		
	重要な種及び群落		
	重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
	施設の稼働(煙突排ガス)		
	重要な種及び群落		
	大気質「供用時の施設の稼働(煙突排ガス)」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
	廃棄物運搬車両等の走行		
	重要な種及び群落		
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
資材等の運搬車両の走行			
重要な種及び群落			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	解体工事の実施による影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-7-2 植物生育環境としての土壌

対象事業の実施に伴う植物生育環境としての土壌に影響する要因として、供用時における施設の稼働に伴う煙突排ガスの影響の可能性があることから、その影響を検討するため、植物生育環境としての土壌に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-27に示すとおりである。また、調査地点は、図6-13に示すとおりである。なお、土壌分析を実施する調査地点は、現地確認を踏まえて設定する。また、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-27 植物生育環境としての土壌調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)、「環境省レッドリスト 2025」(環境省)、「京都府レッドデータブック 2015」(京都府)等を対象に収集整理</li> <li>・自治体等による植物調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点)調査 地域	最新年度
現地調査			
植物			
植物生育環境としての土壌※	サンプル分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壌の汚染に係る環境基準について」に定める方法・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月改定、環境省)に定める方法</li> <li>・土壌中の養分として確認(窒素、リン、カリウム)</li> </ul>	(地域・地点)五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	1回

※ 土壌環境基準項目：カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

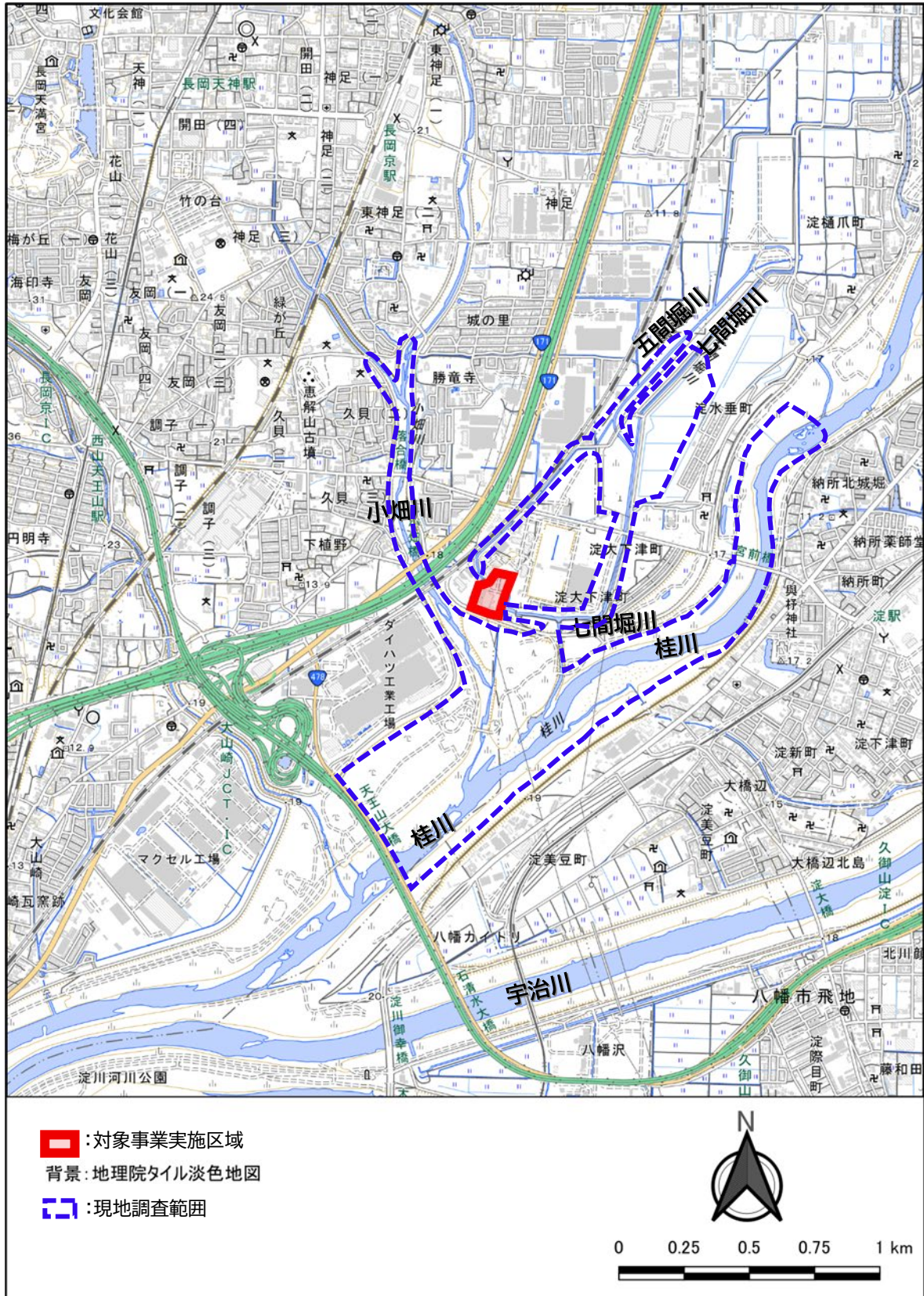


図6-13 植物生育環境としての土壌の現地調査範囲

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-28に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-28 植物生育環境としての土壌の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
供用時			
施設の稼働（煙突排ガス）			
生育環境としての土壌			
	「6-1-1 (2) 供用時の施設の稼働（煙突排ガス）」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲（五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷）	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-8 生態系

### 6-8-1 地域を特徴づける生態系

対象事業の実施に伴う地域を特徴づける生態系に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中において運搬車両が増加することや供用時における運搬車両の走行、施設の稼働に伴う煙突排ガスの放出や生活排水及びプラント排水余剰分の公共用水域への放流がある。このため、周辺環境への影響の可能性があることから、その影響を検討するため、生態系に関する調査、予測及び評価を実施する。

なお、建設工事中及び供用時の対象事業実施区域における生態系への影響については、現し尿処理施設の跡地に建設するため、生態系を直接的に改変しないことから、対象事業の実施の影響は軽微であるため調査対象としていない。

#### (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-29に示すとおりである。なお、生息・生育環境等の情報収集を実施する調査地点は、現地確認を踏まえて設定する。また、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-29 生態系調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
<b>既存資料調査</b>			
動植物及びその分布の状況、重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自然環境保全基礎調査」（環境省）、「環境省レッドリスト2020,2025」（環境省）、「京都府レッドデータブック2015」（京都府）等を対象に収集整理</li> <li>自治体等による植物調査等の結果</li> </ul>	(地域・地点) 調査地域	最新年度
<b>現地調査</b>			
<b>動植物</b>			
動植物その他の自然環境に係る概況	既存資料及び現地調査結果に基づき、上位性、典型性、特殊性の視点から複数の注目種を抽出し、その生息・生育環境等の情報を収集することによる	(地域・地点) 五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷	4季
複数の注目種等の生息、他の動植物相との相互関係又は生息・生育環境の状況			

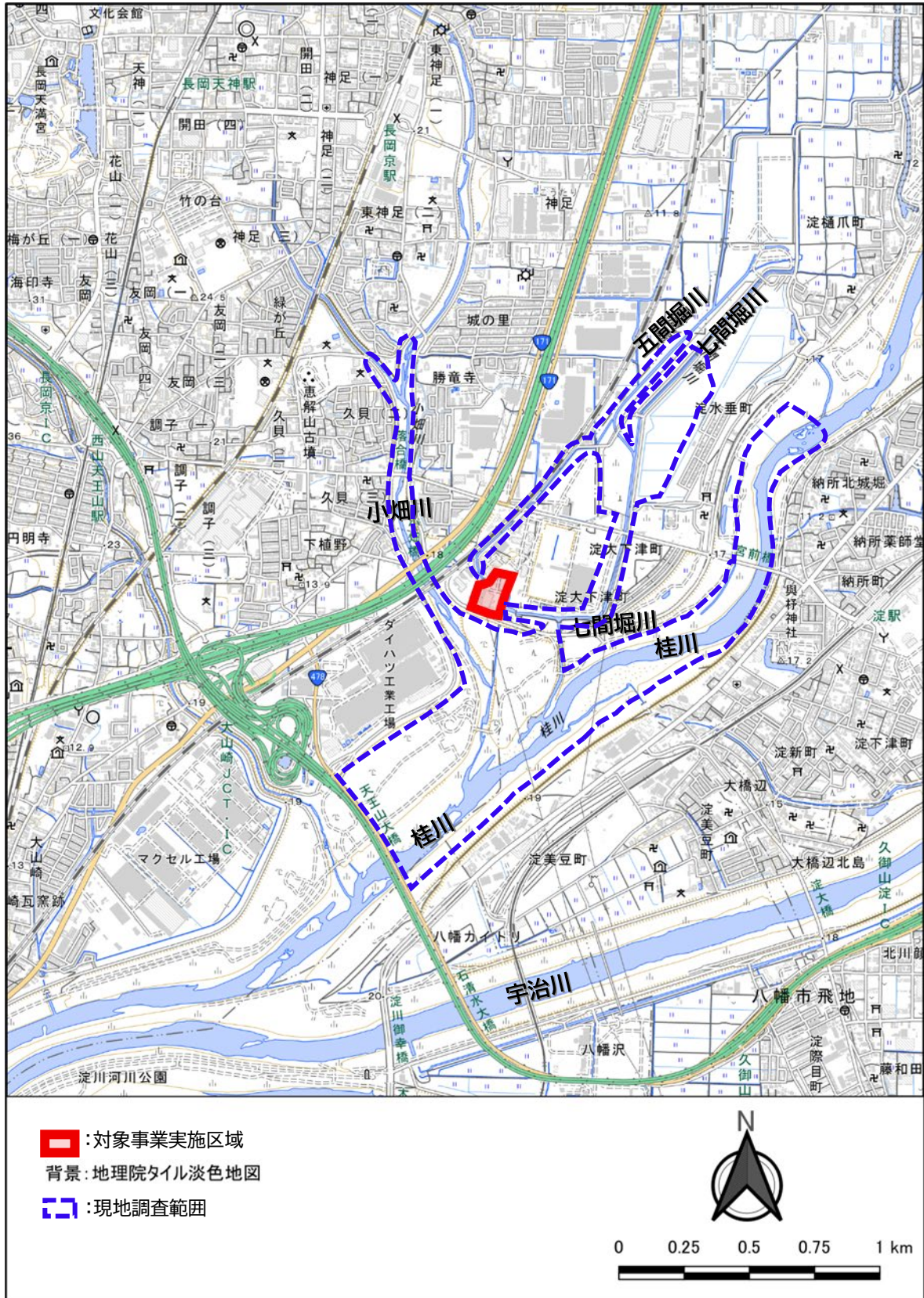


図6-14 生態系の現地調査範囲

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-30に示すとおりである。なお、必要に応じて専門家等からの助言も踏まえるものとする。

表6-30 生態系の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
地域を特徴づける生態系			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	建設工事の実施による影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
施設の稼働(排水)			
地域を特徴づける生態系			
	重要な種及び重要な群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
施設の稼働(煙突排ガス)			
地域を特徴づける生態系			
	大気質「供用時の施設の稼働(煙突排ガス)」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
地域を特徴づける生態系			
	注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)	事業活動が定常状態となる時期及び保全対策の効果が安定したと考えられる時期

第6章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
解体工事中			
資材等の運搬車両の走行			
地域を特徴づける生態系			
	<p>注目種(上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴づける生物種)の分布、生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析及び「6-1-1 (2) 建設工事中及び解体工事中の資材等の運搬車両の走行、供用時の廃棄物運搬車両等の走行」において予測した結果を用いた定量的な予測</p>	<p>(地域・地点) 対象事業実施区域を中心とした影響範囲(五間堀川、七間堀川、小畑川及び桂川の河川敷)</p>	<p>解体工事の実施による影響が最大となる時期</p>

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

## 6-9 景観

## 6-9-1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観

対象事業の実施に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響する要因として、建設工事中及び供用時における施設の稼働時に一時的に新旧の建屋及び煙突が存在すること、現ごみ処理施設の解体工事完了後は煙突の位置が変わった状態となることから、その影響を検討するため、景観に関する調査、予測及び評価を実施する。

事前調査として、配慮書において、文献調査により主な眺望点及び景観資源の状況を把握した。また、眺望点7地点の現地踏査（令和6年8月22日（着葉季））を実施した。

実施場所は、主要な眺望点と日常的な眺望点（近隣住宅地、自転車道及び鉄道の車窓）とする。

## (1) 調査の手法

調査の手法は、表6-31に示すとおりである。また、調査地点は図6-15及び図6-16に示すとおりである。

表6-31 景観調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
主要な眺望点の状況 景観資源の状況	京都府ホームページ、大山崎町、京都市、長岡京市、向日市、八幡市、久御山町ホームページ等を対象に収集整理及び配慮書の現地踏査結果	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
主要な眺望景観の状況	現地調査、写真撮影	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点（図6-15参照） 景観資源 <sup>※1</sup> ：16地点（図6-15参照）	2季 <sup>※2</sup> （着葉季、落葉季）
		(地域) 調査地域 (地点) 日常的な眺望点5地点 （図6-16参照）	2季 （着葉季、落葉季）

※1 歴史的・文化的景観資源と同じ地点である。

※2 配慮書において1季（着葉季）は現地踏査にて実施した。

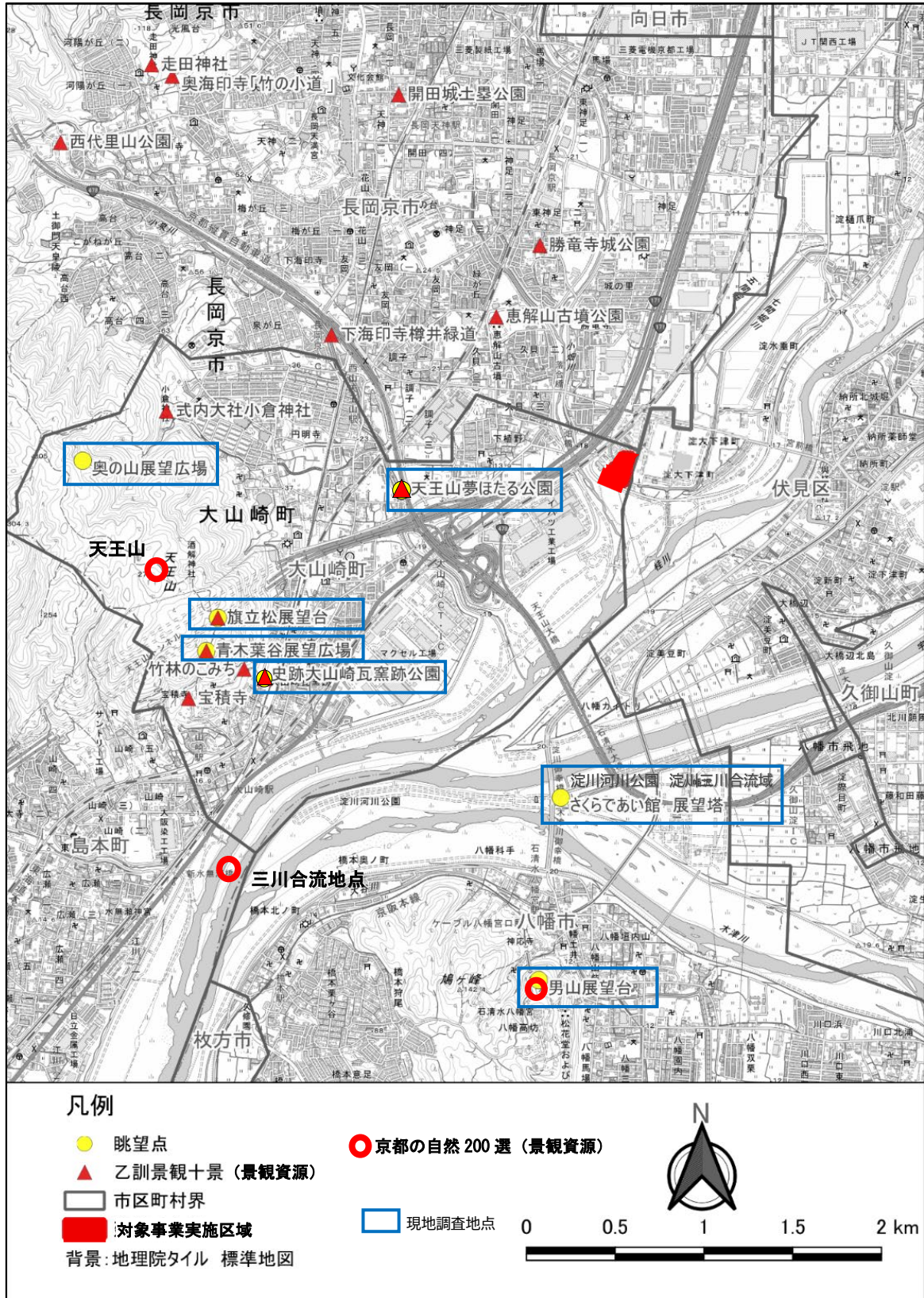
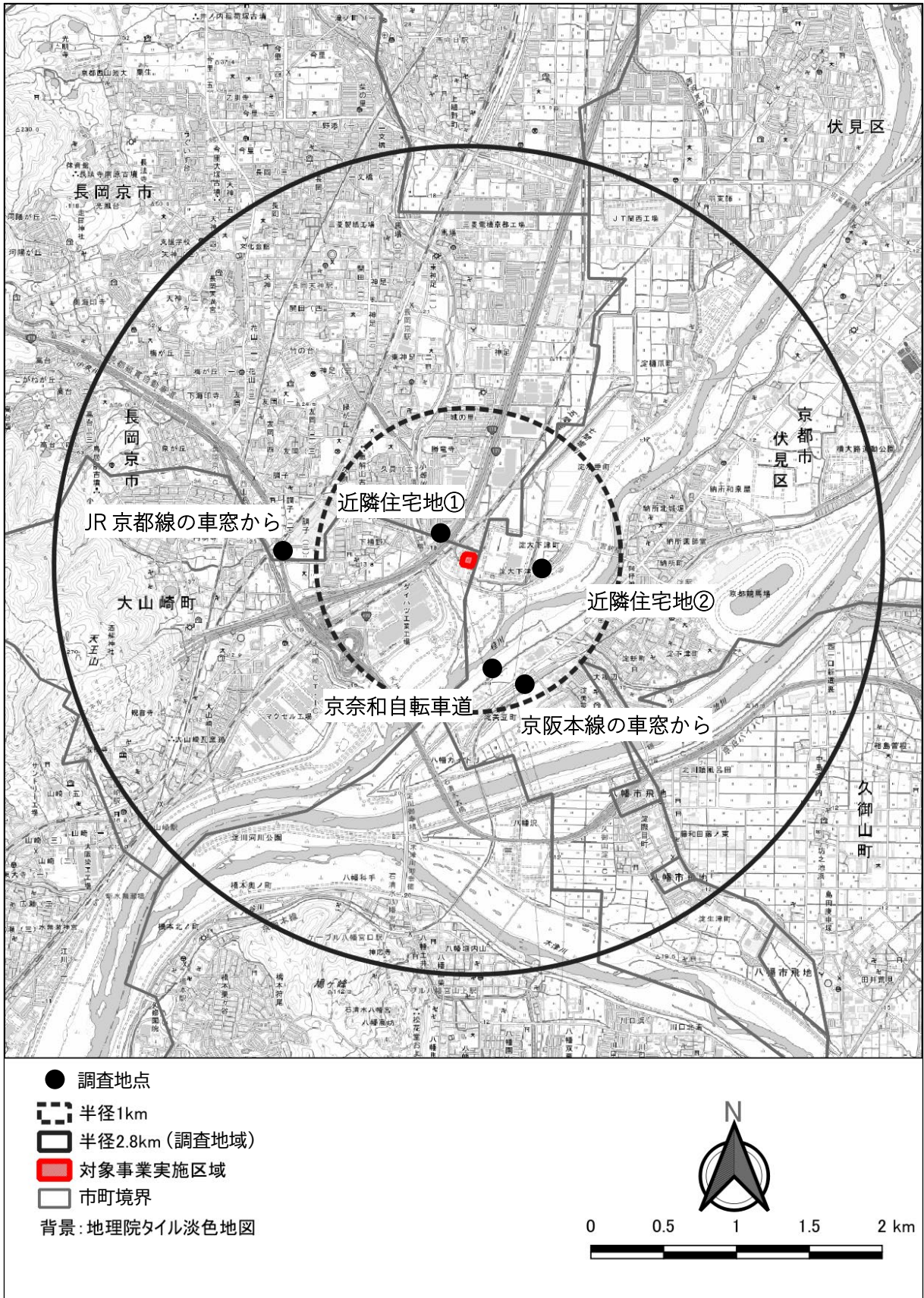


図6-15 景観の調査地点(その1)



※ 図中の半径1kmの破線は距離の目安として示している。

図6-16 景観の調査地点(その2)

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-32に示すとおりである。

表6-32 景観調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-15参照)、日常的な眺望点5地点 (図6-16参照)	新たな工作物の完成まで
供用時			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-15参照)、日常的な眺望点5地点 (図6-16参照)	新たな工作物の完成後、解体工事において現ごみ処理施設の煙突、建屋が解体されるまで
解体工事完了後			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-15参照)、日常的な眺望点5地点 (図6-16参照)	解体工事完了後

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-9-2 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中においては、運搬車両の走行に伴う影響が考えられる。また、供用時には、新たな工作物の出現及び運搬車両の走行に伴う影響が考えられる。これらの影響を検討するため、人と自然との触れ合いの活動の場に関する調査、予測及び評価を実施する。

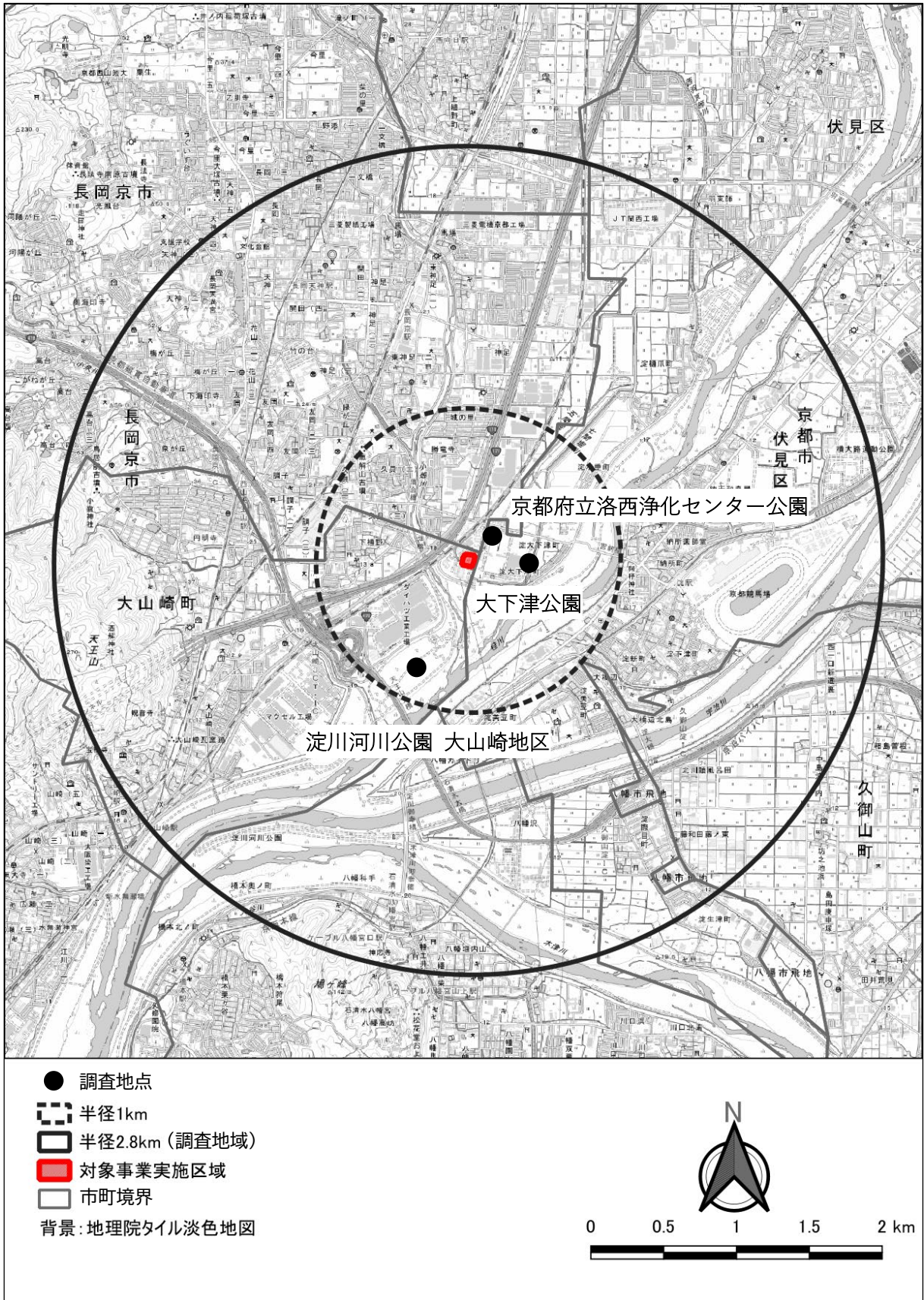
事前調査として、配慮書において、既存資料調査により人と自然の触れ合いの活動状況を把握した。

(1) 調査の手法

調査の手法は、表6-33に示すとおりである。また、調査地点は図6-17に示すとおりである。

表6-33 人と自然との触れ合いの活動の場調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	京都府ホームページ、大山崎町、京都市、長岡京市、向日市、八幡市、久御山町ホームページ等を対象に収集整理	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況			
人と自然との触れ合いの活動の場の概況	現地調査及び自治会への聞き取り、写真撮影等	(地域) 調査地域 (地点) 3地点 (図 6-17 参照)	2回 (平日及び休日)
主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用者	現地調査及び自治会への聞き取り、写真撮影等	(地域) 調査地域 (地点) 3地点 (図 6-17 参照)	2回 (平日及び休日)



※ 図中の半径1kmの破線は距離の目安として示している。

図6-17 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-34に示すとおりである。

表6-34 人と自然との触れ合いの活動の場調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	工事の実施による環境影響が最大となる時期
<b>供用時</b>			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	新たな工作物の完成後及び事業活動が定常状態となる時期
廃棄物運搬車両等の走行			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	新たな工作物の完成後及び事業活動が定常状態となる時期
<b>解体工事中</b>			
資材等の運搬車両の走行			
人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境			
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の改変の程度の把握及び事例の引用又は解析	(地域) 調査地域 (地点) 3地点	工事の実施による環境影響が最大となる時期

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。

6-10 廃棄物等

6-10-1 廃棄物

対象事業の実施に伴う廃棄物に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中における一時的な影響として建設廃材等が発生すること、供用時における施設の稼働により日常的に廃棄物の発生があることから、その影響を検討するため、廃棄物に関する調査、予測及び評価を実施する。

(1) 調査の手法

調査手法は、表6-35に示すとおりである。

表6-35 廃棄物の調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
廃棄物	対象事業の計画書等の整理	(地域・地点) 対象事業実施区域	最新年度

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-36に示すとおりである。

表6-36 廃棄物等の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
廃棄物の種類、発生量			
	建設工事に伴う廃棄物の発生の状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間
供用時			
廃棄物の発生			
廃棄物の種類、発生量			
	対象事業の実施に伴う廃棄物の種類ごとの発生の状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	事業活動が定常状態となる時期
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
廃棄物の種類、発生量			
	解体工事に伴う廃棄物の発生の状況の把握	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

### 6-10-2 建設工事に伴う副産物（残土等）

対象事業の実施に伴う副産物（残土等）に影響する要因として、建設工事中及び解体工事中における建設残土の発生があることから、その影響を検討するため、建設工事に伴う副産物（残土等）に関する調査、予測及び評価を実施する。

#### （1）調査の手法

調査手法は、表6-37に示すとおりである。

表6-37 建設工事に伴う副産物(残土等)の調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
副産物（残土等）	対象事業の計画書等の整理	（地域・地点）対象事業実施区域	最新年度

#### （2）予測の手法

予測の手法は、表6-38に示すとおりである。

表6-38 建設工事に伴う副産物(残土等)の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
副産物（残土等）の種類、発生量			
	建設工事に伴う副産物(残土等)の発生の状況の把握	（地域・地点）対象事業実施区域	工事期間
解体工事中			
解体工事等による一時的な影響			
副産物（残土等）廃棄物の種類、発生量			
	解体工事に伴う副産物(残土等)の発生の状況の把握	（地域・地点）対象事業実施区域	工事期間

#### （3）評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているか、国又は府等による環境の保全及び創造に関する施策によって示されている基準又は目標との整合が図られているかを評価する。

## 6-1 1 温室効果ガス等

### 6-1 1-1 温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）

対象事業の実施に伴う温室効果ガスに影響する要因について、建設機械等の稼働、運搬車両の走行、供用時における施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスが発生することから、その影響を検討するため、温室効果ガスに関する調査、予測及び評価を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査手法は、表6-39に示すとおりである。

表6-39 温室効果ガス等の調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
建設機械や施設の稼働の状況	工事計画、事業計画及び文献その他の資料を対象に収集整理	(地域・地点) 対象事業実施区域	最新年度
現地調査			
交通量調査			
交通量	「6-2-1 騒音」表 6-6 交通量の調査結果を利用	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート (A) (B) の2地点 (図 6-3 参照)	「6-2-1 騒音」表 6-6 交通量と同様

(2) 予測の手法

予測の手法は、表6-40に示すとおりである。

表6-40 温室効果ガスの予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
建設機械等の稼働			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間
資材等の運搬車両の走行			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点(図6-3参照)	工事期間
<b>供用時</b>			
施設の稼働			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域・地点) 対象事業実施区域	供用時
廃棄物運搬車両等の走行			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)の1地点(図6-3参照)	供用時
<b>解体工事中</b>			
建設機械等の稼働			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域・地点) 対象事業実施区域	工事期間
資材等の運搬車両の走行			
温室効果ガスの排出量			
	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.0」(令和7年3月、環境省・経済産業省)に基づき算定	(地域) 運搬車両の走行道路 (地点) 運搬車両の走行ルート(A)(B)の2地点(図6-3参照)	工事期間

(3) 評価の手法

評価にあたっては、予測された温室効果ガス排出量について、「①実行可能な範囲内での回避・低減の妥当性」「②上位計画及び環境目標との整合性」「③廃棄物発電による削減貢献量の評価」の3つの視点から本事業が地域の脱炭素化及び環境保全に寄与することを客観的に判断する。

## 6-1 2 文化財、埋蔵文化財包蔵地等

### 6-1 2-1 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域は長岡京跡に位置している。対象事業の実施に伴う埋蔵文化財包蔵地に影響する要因として、埋蔵文化財が包蔵されている可能性があることから、建設工事中の一時的な影響を検討するため、埋蔵文化財包蔵地に関する調査、予測及び評価を実施する。なお、建設工事時に掘削する際に、必要に応じて立会調査等を実施する。

#### (1) 調査の手法

調査手法は、表6-41に示すとおりである。

表6-41 埋蔵文化財包蔵地調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
埋蔵文化財発掘調査	・大山崎町教育委員会資料 ・京都府遺跡調査報告書 ・京都府埋蔵文化財情報	(地域・地点) 対象事業実施区域	過去すべて

#### (2) 予測の手法

予測の手法は、表6-42に示すとおりである。

表6-42 埋蔵文化財包蔵地調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
建設工事中			
造成工事等による一時的な影響			
埋蔵文化財包蔵地			
	文献及び関係者ヒアリング等を踏まえた定性的な予測	(地域・地点) 対象事業実施区域	建設工事に着手する時期

#### (3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを評価する。

6-1 3 歴史的・文化的景観

6-1 3-1 主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観

対象事業の実施に伴う主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観に影響する要因として、建設工事中及び供用時における施設の稼働で、一時的に新旧の建屋及び煙突が存在すること、現ごみ処理施設の解体工事完了後は煙突の位置が変わった状態となることから、その影響を検討するため、景観に関する調査、予測及び評価を実施する。

事前調査として、配慮書において、文献調査により主な眺望点及び歴史的・文化的景観資源の状況を把握した。また、眺望点7地点の現地踏査（令和6年8月22日（着葉季））を実施した。

(1) 調査の手法

調査手法は、表6-43に示すとおりである。また、調査地点は図6-18に示すとおりである。なお、景観調査については、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」（p6-51）と合わせて実施する。

表6-43 歴史的・文化的景観調査の手法

調査項目	調査手法	調査対象地域・地点	調査期間等
既存資料調査			
主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況	京都府ホームページ、大山崎町、京都市、長岡京市、向日市、八幡市、久御山町ホームページ等を対象に収集整理	(地域・地点) 調査地域	最新年度
現地調査			
主要な歴史的・文化的眺望景観の状況	現地調査、写真撮影	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点：7地点 (図6-18参照)、歴史的・文化的景観資源 <sup>※1</sup> ：16地点 (図6-18参照)	2季 <sup>※2</sup> (着葉季、落葉季)

※1 景観資源と同じ地点である。

※2 配慮書において1季（着葉季）は現地踏査にて実施した。

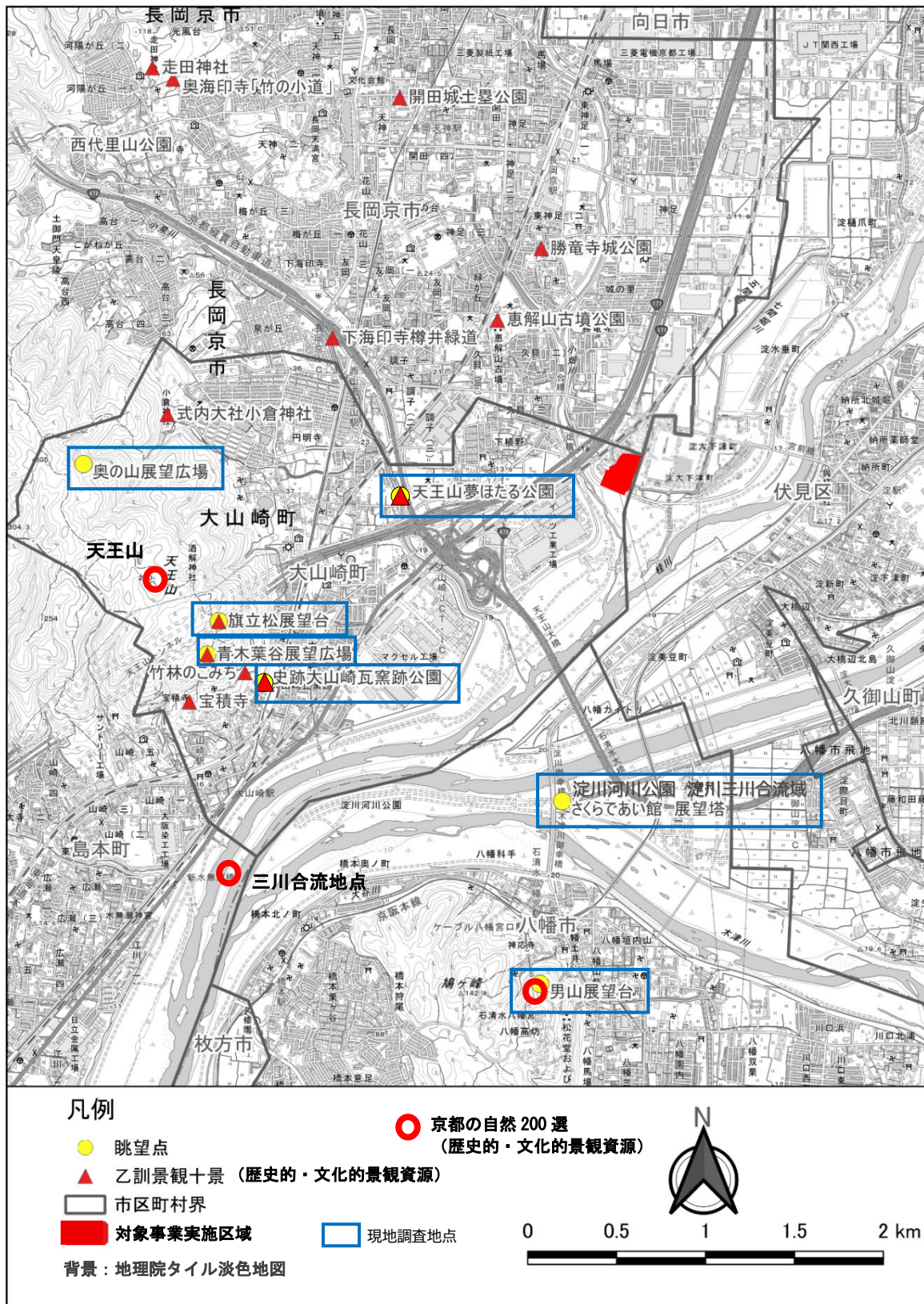


図6-18 歴史的・文化的景観の調査地点

(2) 調査の手法

予測の手法は、表6-44に示すとおりである。

表6-44 歴史的・文化的景観調査の予測の手法

予測項目	予測の基本的な手法	予測地域・地点	予測対象時期等
<b>建設工事中</b>			
造成工事等による一時的な影響			
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点:7地点(図6-18参照)	新たな工作物の完成まで
<b>供用時</b>			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点:7地点(図6-18参照)	新たな工作物の完成後、解体工事において現ごみ処理施設の煙突、建屋が解体されるまで
<b>解体工事完了後</b>			
地形改変後の土地及び工作物の存在			
主要な歴史的・文化的景観に係る眺望点及び歴史的・文化的景観資源並びに主要な歴史的・文化的眺望景観			
	フォトモンタージュ法	(地域) 調査地域 (地点) 主要な眺望点:7地点(図6-18参照)	解体工事完了後

(3) 評価の手法

評価にあたっては、環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているか、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価する。



第7章 その他規則で定められる事項
-------------------

## 7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

表7-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府乙訓土木事務所 建築主事	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府知事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府知事	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	水質汚濁防止法（※）
特定施設設置許可申請書	京都府乙訓保健所長	瀬戸内海環境保全特別措置法（※）
特定工場設置届出書及び特定施設設置届出書	京都府乙訓保健所長	京都府環境を守り育てる条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府乙訓保健所長	土壌汚染対策法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規定の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
対象建設工事の届出書	京都府知事	建設リサイクル法
埋蔵文化財発掘の届出	京都府教育委員会教育長	文化財保護法

※ 日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上ある場合は瀬戸内海環境保全特別措置法の許可が、50m<sup>3</sup>未満の場合は水質汚濁防止法の届出となる。

## 7-2 方法書に関する業務の委託先

名称 : 株式会社東和テクノロジー 京滋営業所  
 代表者の氏名 : 福永 和弘  
 主たる事業所の所在地 : 京都市西京区嵐山朝月町5-5番1-1

